

平成30年第2回定例会

# 河津町議会会議録

平成30年 6月5日 開会

平成30年 6月6日 閉会

河津町議会

平成三十年 第二回〔六月〕定例会

河津町議会 会議録

平成三十年 第二回〔六月〕定例会

河津町議会 会議録

## 平成30年河津町議会第2回定例会会議録目次

### 第1号（6月5日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長の行政報告	6
○一般質問	13
渡邊弘君	13
小林和子君	27
山田勇君	42
上村和正君	57
○散会の宣告	69
○署名議員	71

### 第2号（6月6日）

○議事日程	73
○出席議員	73
○欠席議員	74
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	74
○事務局職員出席者	74
○開議の宣告	75

○議事日程の報告	75
○一般質問	75
仲    里    司    君	75
遠    藤    嘉    規    君	87
塩    田    正    治    君	102
○報告第 1号の上程、報告	115
○同意第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
○承認第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○承認第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○承認第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議員派遣の件	151
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	151
○追加日程の件	152
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	154
○閉会の宣告	157
○署名議員	159
○議案等審議結果一覧	161

第 1 日

6 月 5 日（火曜日）

## 平成30年河津町議会第2回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年6月5日(火曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長の行政報告

日程第5 一般質問

---

### 出席議員(10名)

1番 遠藤嘉規君

2番 上村和正君

3番 塩田正治君

4番 仲里司君

5番 小林和子君

6番 土屋貴君

7番 渡邊弘君

8番 稲葉静君

9番 宮崎啓次君

10番 山田勇君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長 岸重宏君

副町長 土屋晴弥君

教育長 鈴木基君

総務課長 野口浩明君

企画調整課長 後藤幹樹君

町民生活課長 飯田吉光君

健康福祉課長 川尻一仁君

産業振興課長 鳥澤俊光君

建設課長 村串信二君

水道温泉課長 中村邦彦君

教育委員会  
事務局長 渡辺音哉君

会計管理者  
兼会計室長 土屋亨君

---

### 事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘

書記 鈴木英光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宮崎啓次君） おはようございます。

ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

---

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君） これより平成30年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（宮崎啓次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

10番、山田勇君、1番、遠藤嘉規君の両名を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（宮崎啓次君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、5月30日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6月8日までの4日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

あす6日は、一般質問3名、報告案件、人事案件、専決案件、条例案件、規約変更、補正予算の審議をお願いしたいと思っています。

なお、7日を休会とし、8日は念のための予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より6月8日までの4日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

### ◎諸般の報告

○議長（宮崎啓次君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第2回定例会、諸般の報告。

平成30年6月5日。

第2回定例会が開催されるに当たり、平成30年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

5月18日、賀茂郡町議会議長会総会及び議長会議が南伊豆町で開催され出席しました。

内容は、

1、平成29年度事業報告及び決算認定について。

2、平成30年度事業について。

3、賀茂郡議員研修会について。

4、議会運営上の諸問題について。

5、静岡県町村議会議長会の役員改選について。

等を協議しました。

5月28日、全国議長・副議長研修会が東京で開催され、副議長とともに出席しました。

内容。

1、町村議会議員の議員報酬等のあり方、中間報告（全国町村議会議長会）。

2、町村議会のあり方に関する研究会報告書（総務省）。

3、講演「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用～小さな町議会の小さな挑戦～」。

4、講演「住民に向き合った議会運営と広報紙づくり実践」。

5、講演「議会活性化への取り組み～住民から期待される議会を目指して～」

等を研修しました。

5月31日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会に出席しました。

内容。

1、平成29年度事業実績及び歳入歳出決算について。

2、平成30年度事業計画及び歳入歳出予算について。

3、政策研修会「A I のもたらす未来」。

等を協議、研修しました。

2つ目としまして、町議会活動について。

町議会議員活動。

3月19日、賀茂地域の将来に向けた産業連関詳細分析講演会に議員全員で出席しました。

4月19日、議員月例会を開催し、諸問題について議員全員で協議しました。

5月25日、議員月例会を開催し、諸問題について議員全員で協議しました。

例月出納検査結果報告。

3月23日、平成30年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月24日、平成30年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月24日、平成30年4月分（平成29年度、30年度）の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

5月30日、議会運営委員会を開催し、平成30年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

議会広報編集委員会。

3月26日、4月6日、4月11日、議会広報編集委員会を開催し、第1回町議会定例会の広報紙面作成、発行作業を行いました。

5月30日、議会広報編集委員会を開催し、第2回町議会定例会の内容につき広報紙作成打ち合わせを行いました。

常任委員会関係議員活動。

3月19日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月23日、河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長、副委員長が出席しました。

4月13日、第1常任委員会を開催し、議会運営上の諸問題を検討しました。

4月17日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第1常任委員長、副委員長が出席しました。

5月7日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第1常任委員長、副委員長が出席しました。

5月21日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、運営協議会委員4名が出席しました。

5月22日、河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3つ目に、議長に要請のあった諸会合等でございます。

3月22日、河津町交通安全対策委員会が開催され出席しました。

4月6日、春の全国交通安全運動街頭広報が河津駅で開催され、議員とともに出席しました。

4月9日、牧野たかお君を励ます集いが静岡市で開催され出席しました。

4月13日、河津町消防団員役員歓送迎会が開催され出席しました。

4月17日、伊豆半島ジオパーク世界認定セレモニーが伊豆市修善寺「ジオリア」で開催され出席しました。

4月20日、伊豆縦貫道「天城峠道路」建設促進期成同盟会要望活動が国土交通省本省で行われ出席しました。

4月25日、伊豆縦貫道「天城峠道路」建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ出席しました。

5月7日、河津町自衛隊協力会総会が開催され出席しました。

5月9日、下田警察署防犯協会総会が下田市で開催され出席しました。

5月11日、伊豆食品衛生協会河津支部総代会懇談会が開催され出席しました。

5月18日、河津町商工会総会が開催され、副議長及び第1常任委員長が出席しました。

5月19日、第79回黒船祭記念式典が下田市で開催され出席しました。

同日、伊豆縦貫道河津・下田道路Ⅱ期（仮称）河津トンネル起工式が逆川地区で開催され、副議長及び第2常任委員長とともに出席しました。

5月23日、一般社団法人河津町観光協会総会が開催され出席しました。

4点目、町の行事について。

3月20日、各小学校卒業式及び河津中学校卒業式。

3月26日、わかば保育園卒園式。これは議長のみ。

4月3日、わかば保育園入園式。同じく議長のみ。

4月6日、各小学校入学式及び河津中学校入学式。

4月8日、消防団入団式。議長のみです。

4月10日、さくら幼稚園入園式。議長のみ。

6月2日、各小学校運動会がそれぞれ開催され、議員とともに出席しました。

諸般の報告は以上でございます。

---

### ◎町長の行政報告

○議長（宮崎啓次君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日から9部局を10部局に、22係を23係に再編する機構改革を実施し、57名の人事異動を行いました。

平成29年度末の退職者は3名で、その補充や河津町第4次総合計画の着実な推進を図るため、一般事務職員5名、保健師1名、幼稚園教諭2名を新規採用いたしました。

職員派遣につきましては、静岡県内の全市町で組織する静岡県後期高齢者医療広域連合へ

の派遣割り当てが平成30、31年度の2年間あり、職員1名の派遣をしております。

また、伊豆半島ジオパーク推進協議会へも、引き続き職員1名を派遣しております。東河環境センターにつきましては、大規模修繕に伴い、技術職員1名を平成30、31年度の2年間延長し、静岡県から派遣していただいております。

本定例会に人事異動に伴う職員給与費変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、人事異動後における初動体制の確認を図るため、突発地震を想定した全職員参集訓練を県と合同で4月26日の早朝勤務時間外に実施しました。

訓練参加予定人員88名中、訓練開始後30分で72名、60分で84名の参集がありました。訓練により職員の防災意識の高揚を図ることや、職員各自の参集手段の確認をすることができました。今後も防災体制の充実強化に努めてまいります。

庁舎宿直業務について申し上げます。

6月1日から、宿直業務を外部委託しております。業者の選定については、3社による指名競争入札を予定し通知したところ、2社が辞退したことにより、5月25日に伊豆警備保障株式会社と459万6,480円で契約を締結いたしました。毎日午後5時から翌朝8時15分まで宿直業務と警備を行い、夜間庁舎の安全管理に努めております。

町有自動車購入について申し上げます。

現在、34台の庁用車を所有、運用していますが、このほど教育委員会業務用車両1台及び河津バガテル公園作業用車両1台を老朽化により買いかえることとなりました。教育委員会業務用車両は、4月26日に入札を実施し、182万5,200円で飯田モータースと契約をいたしました。7月下旬の納車予定となっております。河津バガテル公園業務用車両は、5月31日に入札を行い、299万5,704円で有限会社二千翔と契約しました。8月下旬の納車予定となっております。

地方公会計財務諸表等作成支援業務委託について申し上げます。

国の方針である統一基準の地方公会計財務諸表作成のため、地方公会計財務諸表等作成支援業務委託を昨年度に引き続き税理士法人山田会計と5月8日に189万円で契約いたしました。公認会計士等の継続的な助言指導により、平成29年度決算状況の財務諸表を平成30年度に作成公表するため、作業を進めております。

消防団出動命令に伴う同報無線について申し上げます。

これまで火災発生による消防団第1次出動につきましては、全て同報無線のサイレンによ

り出動しておりましたが、6月1日から一部電子メール配信による出動命令に変更となりました。この電子メール配信の出動命令は、午後5時から翌朝8時30分までの夜間におけるものです。大規模火災に伴う第2出動命令等は、これまでと変更ございません。

なお、この変更につきましては、5月の回覧で周知したところでございます。

消防団第3分団消防ポンプ自動車更新について申し上げます。

消防団第3分団消防ポンプ自動車は、平成8年度の購入から20年以上が経過し、老朽化のため更新いたします。購入につきましては、5月31日に入札を実施し、株式会社畠山ポンプ製作所と2,289万6,000円で購入仮契約を締結いたしました。

本定例会に追加議案として上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

町政地区懇談会について申し上げます。

町民の皆様と「オール河津のまちづくり」を推進するため、「河津の将来を語ろう～新たな町づくりと今年の仕事」をテーマに、町政地区懇談会を5月10日から6月18日まで12カ所に分けて開催しています。

懇談会では、まちづくりの理念と情報公開の必要性を説明させていただき、私の取り組む主要事業や今年度主要事業予算概要などをご紹介させていただいております。また、別冊で各事業内容を説明した河津町予算概要書もお配りし、よりわかりやすい予算内容の公表もさせていただいております。

これまで7カ所12地区を対象に皆様のご意見を伺ってまいりましたが、地域ごとに抱える課題など多くのご意見をいただきました。政策に掲げたことに加え、1つでも多くの課題解決ができるよう進めていきたいと考えております。

町制施行60周年記念事業について申し上げます。

昭和33年9月1日に上河津村と下河津村が合併して河津町が誕生し、ことしで60周年となります。これを記念して、10月28日、町制施行60周年記念式典を河津バガテル公園オレンジリーで開催を予定しております。式典に合わせて、河津ふれあいまつりも河津バガテル公園で開催しますので、町民の皆様を初め、多くの方に河津町誕生60周年を祝っていただこうと考えております。

この記念事業実施に当たり、町制施行60周年を周知する懸垂幕の設置など、町内外に周知する取り組みをしていきます。本定例会に町公用車に表示するマグネットシート、記念切手シートの制作費を補正予算に計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、11月11日開催予定の第3回河津フラワートライアスロン大会を、今年度は町制施行

60周年記念大会と冠を称する大会として実施しますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

青山学院大学との連携協定によるイベントについて申し上げます。

青山学院大学との連携協定による「青山学院カーネーションイベント」を5月11日に青山学院大学キャンパスで実施し、河津町から提供した特産のカーネーション1,500本を同学院幼稚園児約120人が母の日プレゼントのフラワーアレンジメントを作成しました。イベントで幼稚園児は興味深く、たくさんのカーネーションに喜んでいただきました。保護者にも大変好評で、特産品をアピールできました。

町税の収納状況について申し上げます。

4月末現在の町税収納につきましては、平成29年度現年分収入額9億7,740万1,000円、滞納繰り越し分収入額2,082万8,000円、全体では、収入額9億9,822万9,000円、徴収率は93.16%で前年より1.17ポイント増加しています。

国民健康保険税につきましては、現年度分収入額2億3,660万9,000円、滞納繰り越し分収入額2,351万1,000円、全体では、収入額2億6,012万円、徴収率は85.69%で前年より2.99ポイント増加しています。

賀茂地域全域における収納対策として、平成28年度に発足した賀茂地方税債権整理回収協議会による1市5町での共同徴収に引き続き取り組み、平成29年度決算に向け、滞納額縮減を進めました。

さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、4月末現在で10件、金額1,339万6,000円の移管に対し、徴収金額1,063万3,000円、79.37%の実績となっています。

また、今年度から実施していますコンビニ納付につきましては、固定資産税第1期納期限納付3,690件に対し、885件、23.98%の実績で順調に利用されています。

子ども・子育て会議について申し上げます。

本町における子ども・子育て支援や子育て環境の整備に関する施策及び少子化対策を総合的に推進するため、子ども・子育て会議を4月26日、5月28日に開催しました。会議では、町内子育て関連団体等の方々14名を委員としてお願いし、2つの内容を諮問させていただきました。

1つ目は、「河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について」です。ここでは、子育てしやすい環境の整備を行い、子ども・子育て支援の充実を図り、次世代を

担う子供が健全に成長できるまちづくりを進めるため、子育て支援施設の内容及び施設建設候補地の選定をお願いしました。

もう一つは、「子ども・子育て支援事業計画の策定」です。平成27年度から平成31年度の計画が終了することに伴い、新たな計画策定を行うものです。子育て世代のニーズを捉え、町内の子育て支援策をどのように進めるべきか検討をお願いしました。今年度中に5回の会議を予定し、子育て支援施設の内容及び施設建設候補地については、先行して答申をいただく予定です。

世界農業遺産について申し上げます。

県及び市町の関係団体で構成する静岡わさび農業遺産推進協議会が申請をしていた「静岡水わさび伝統栽培」が平成30年3月9日、イタリア、ローマの国連食糧農業機関（FAO）本部で開催された審査会において、世界農業遺産に認定をされました。

今後は、知名度の向上やわさび田の優れた景観と合わせてのブランド化を期待していくとともに、わさび田の取り巻く自然環境の保全と、世界に認められた伝統栽培を後世への継承に推進協議会で取り組んでいくとしています。

伊豆半島ジオパークについて申し上げます。

4月17日に伊豆半島ジオパークが日本国内では9地域目、ユネスコの正式事業となつてからは国内初となるユネスコ世界ジオパークに認定されました。町内にも10のジオサイトがあり、今後はより一層ジオサイトを保全しつつ、教育や地域振興に生かしていければと思います。

静岡デスティネーションキャンペーンについて申し上げます。

4月1日に伊豆急下田駅においてオープニングイベントが行われ、静岡デスティネーションキャンペーンが始まりました。また、5月15日から17日まで、全国宣伝販売促進会議が開催されました。16、17日の旅行者を招いて行われた伊豆東海岸のエクスカージョンでは、県内の9コースの中で一番人気だと聞いております。町では、観光協会及び関係者により、河津町のPRと観光商品の説明を行い、本番に向け期待するところです。

かわづ花の会について申し上げます。

4月11日に開催された第53回さくら祭り中央大会において、かわづ花の会が公益社団法人日本さくらの会から平成30年度「さくら功労者」として表彰されました。さくら功労賞は、桜の植栽、愛護、研究、振興事業に功績のあった団体、個人に贈られるもので、同会は河津川沿いでの河津桜の剪定や施肥を継続して行い、長年にわたって桜の植栽や保護育成に取り

組んでいるとして功労者表彰を受賞しました。

漁港施設災害復旧事業について申し上げます。

昨年10月22日から23日の台風21号通過に伴う異常な波浪により被災した下河津漁港施設（菖蒲沢）の工事入札2件が3月15日に行われ、両工事とも東海建設株式会社が落札し、浜物揚場、浜第2防波堤工事を3,099万6,000円、浜第1防波堤工事を2,548万8,000円でそれぞれ契約いたしました。漁業利用者に大きな支障を来していることから、できるだけ早い復旧を目指しております。

道路・橋梁事業について申し上げます。

繰り越し事業で実施しておりました防災安全交付金町道沢田線（寺川橋）新橋架設工事につきましては、5月1日に完成いたしました。

町道大堰・笹原線改良工事第Ⅱ期につきましては、7月6日までの工期で繰り越し事業として実施しております。

なお、安全管理に費用を要したため、完成に向けて補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道につきましては、平成30年度の国予算で全体事業費72億500万円が決定し、そのうち河津・下田道路（Ⅱ期）区間事業費として22億8,000万円が決定しております。

逆川インターチェンジにつきましては、今年度予定されているトンネル工事等の説明会が4月17日に逆川公民館で行われ、河津トンネル逆川地区工事起工式が5月19日に举行されました。

河津インターチェンジにつきましては、県道拡幅工事が終了し、今年度予定されている工事用道路施工等の説明会が4月18日に小鍋公民館、翌19日に湯ヶ野基幹集落センターで行われました。工事が本格化し、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、引き続き地権者を初め関係者、近隣住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道「天城峠道路」及びアクセス道路網建設促進期成同盟会では、伊豆縦貫自動車道天城湯ヶ島から河津間における環境影響調査等への予算確保に対するお礼と同区間のさらなる事業推進並びに早期全線開通への要望活動を4月20日に財務省、国土交通省、4月25日に国土交通省中部地方整備局で行いました。

また、同期成同盟会では、平成30年度総会を県選出国會議員、関係各位の出席のもと、5月31日にバガテル公園で開催しました。本総会で新たに西伊豆町の加盟が承認され、2市4

町での組織構成となりました。

土木施設の安全点検について申し上げます。

県下田土木事務所と町では、出水期を前にして主要河川である河津川、大鍋川、谷津川の護岸等に異常がないかを点検する河川パトロールを5月16日に実施しました。河川災害の未然防止や被害軽減に資するもので、パトロールを実施することにより、地域住民の安心安全を確保できるものと考えています。

学校教育事業について申し上げます。

5月31日に実施した入札結果について申し上げます。平成30年度河津町立河津中学校の生徒用机、椅子購入は、有限会社村上書店が落札し、67万9,104円で契約を締結しました。平成30年度河津町立東小学校、西小学校教育用パソコン購入は、当初5社による指名競争入札を予定しておりましたが、4社が辞退したことにより西日本電信電話株式会社静岡支店と1,582万2,000円で6月4日に仮契約を締結しました。本定例議会に追加議案として上程してありますので、ご審議をお願いします。

また、昨年度に引き続き、平成30年度第1回河津町学校教育環境整備委員会を5月9日に開催いたしました。議題は、文部科学省から出ている「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」等を参考に検討いたしました。この会議は年6回の開催予定で、次回は7月11日を予定しております。議題としては、さくら幼稚園、各小学校の保護者等からの要望についての分析を行う予定であります。今後、わかば保育園保護者対象に説明会を開催する予定です。また、広報かわづにより、広く要望をお聞きする予定です。

社会教育事業について申し上げます。

昨年度に引き続き、平成30年度河津町B&G海洋センター体育館改修工事設計業務委託について、6月4日に株式会社ユー設計集団いなば建築設計室と264万6,000円で随意契約しました。工事期間は、利用者の少ない11月から3月上旬に実施を予定しております。

また、5月8日に第1回河津町史編さん委員会を開催いたしました。「歴史の郷かわづ」は、平成11年3月の発行以来、見直しを行っておりませんでした。そのため、新しい資料の発見や見直し、内容の追加補充の必要性が出てきております。この委員会を通して、河津町の歴史を深く理解し、町の未来を考える契機にしたいものと考えております。

なお、河津町史編さん委員会は、平成33年度までの4年計画で行い、今年度は12回の開催を予定しております。

報告は以上のとおりです。

私は、皆さんと情報を共有しながら、子供からお年寄りまで安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指します。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎啓次君） これで町長の行政報告を終わります。

10時50分まで休憩します。

休憩 午後10時37分

再開 午後10時50分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（宮崎啓次君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁いたします。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

7番、渡邊弘君、5番、小林和子君、10番、山田勇君、2番、上村和正君、4番、仲里司君、1番、遠藤嘉規君、3番、塩田正治君。

---

### ◇ 渡 邊 弘 君

○議長（宮崎啓次君） それでは、7番、渡邊弘君の一般質問を許します。

7番、渡邊弘君。

[7番 渡邊 弘君登壇]

○7番（渡邊 弘君） おはようございます。

平成30年町議会第2回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりでございます。

1件目、コミュニティーセンター運用について。2件目、バガテル公園再生事業について。3件目、子ども・子育て支援事業について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

それでは、早速でございますけれども、コミュニティー運用センター事業について質問をさせていただきます。

現在使用している建物におきましては、東海地震を想定した静岡県耐震診断判定基準、平成14年度版により判定がされております。建築基準法の耐震性能基準で耐震性が確保はされている建物であっても、耐震性能がやや劣る、また劣る建築物になっております。この建物の診断では3と、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが予想されるとあります。

ここで伺いをいたします。

現状の年間の利用状況、利用日数、団体数、人数、管理者は誰か、予約受け付けはどこでやっているのか、利用規程はどうなっているのか、利用料金はどうなっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

コミュニティーセンター運用についてということでございます。利用状況でございます。コミュニティーセンターは、商工会館の3階部分に設置をしております。町により昭和57年に設置をされた建物でございます。利用状況につきましては、後ほど担当課長より答弁させますが、管理者は、町の施設でありますので、最終責任は町長であります。

なお、予約の受け付けは町の企画調整課で行っております。そのほかの利用規程ですとか、及び利用料金につきましては、河津町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例により規定されておりますので、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 河津町のコミュニティーセンターの年間利用状況でございま

す。平成27年度ベースで申し上げますと、年間269日の団体のご利用がございまして、延べ5,851名の方に利用していただいているところでございます。

河津町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例では、管理と使用について定めておりまして、無料で利用できるということでございます。ただし、団体のみ貸し出しとしまして、営利を目的としての利用はできないということになっております。

○7番（渡邊 弘君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 議長、すみません。

耐震診断が倒壊の危険性がある3であるのに対し、平成14年度からそのまま使用をしていたわけでございます。今後どのような対策をされるのか、お伺いしたいと思います。

また、商工会館において、危険を知らせる張り紙がされておりますが、町の運営に対する施設として問題はないのか、どういうふうなお考えを持っているのか、お伺いをいたします。

これだけ多くの利用がありますが、コミュニティーセンターの新設は考えておいででしょうか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、1点目の耐震性の問題でございます。先ほど議員が申していたように、耐震診断で倒壊レベルが3と診断が出ているということでございますが、これは商工会のほうで行った多分診断であろうと思います。現在、3階建ての状況の中での多分診断であると考えております。

町ではそういうことで、今年度、町独自で耐震予備調査を行いまして、今後の方針を検討する予定でございます。仮定であります。耐震の問題があるとすれば、例えばの話ですけれども、3階部分を撤去することも考えなければならぬと考えております。ただ、現状としては、1階、2階は商工会の建物でございますので、商工会としては今後どうするのか、その対応によって考え方が違ってくるのかなと思いますので、その辺も協議しながら慎重に対応したいと考えております。

それから、もう一つ、コミュニティーセンターの新設の件だと思いますが、それにつきましては、コミュニティーセンターの利用状況を見ますと、約75%が第1、第2会議室といたしまして、広い部屋といたしますか、そこが75%ぐらい利用がある、それから真ん中の部屋が15%ぐらいということで、学習室が9.9%ぐらいということで、多くの方が第1、第2を使っているなということがわかります。大体夜間を入れて3割ぐらいの利用だと思います。

そういう中で、今後コミュニティーセンターの新設をどう考えるかということでございます。特に耐震診断の状況にもよるわけでございますけれども、例えば、議員は想定しているかどうかわかりませんが、コミュニティーセンターを取り壊す場合が考えられるわけですが、もし仮にコミュニティーセンターを取り壊すということになった場合、やっぱり商工会との今後協議にもなるわけですが、例えば商工会の2階をも少し有効利用できないのか、耐震補強した上で、そういうことも考えられますし、あとは、役場にあります保健福祉センターのふれあいホールですとか、ボランティア団体室、図書館の生涯学習室、バガテル公園の施設など、この辺、当然協議が必要でございますけれども、その辺で何とか対応できるのではないかなと、今のところはそう考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 今実際問題といたしまして、28年度の利用状況を私、ちょっと聞かせていただいて、利用日数が300日ぐらい、305日、利用団体数が38団体、要は390団体が年間、28年度は利用したと。人数については5,800ということなんですが、僕のところは4,900ぐらいというような利用状況だったということでお伺いしております。

あとは、その利用状況につきましては、会議でありますとか、音楽の関係、ダンス、絵画、サークル、第1会議室を主に、第1、第2で主に利用していたということでございます。今河津で町民がそういうような文化的なことだとか、そういう勉強に対する要は啓発事項も非常に大切な部分かなというふうに思います。

確かに商工会と隣接というか、商工会の上にあるわけでございますので、これからそのこの辺の部分をやっぱりしっかりと町としても把握しながら、今後のコミュニティーのあり方をやっぱり検討する必要があるのかなと。コミュニティーセンターを運用する必要があるというふうに私は思っておりますので、今後町のほうとしましても、このコミュニティーセンターのあり方について、しっかりしたスタンスで要は取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、もう一度、町の方向性をお伺いできればなと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問ですけれども、確かにコミュニティーセンター、大変多く方には利用していただいていると、そのような認識もでございます。特に趣味といえますか、子供たちのダンスの部分ですとか、フラダンスといえますか、そんなものにも使っているようですし、先ほど言いましたように、広い場所を比較的多く使われているなというの

が私の実感でございます。

それと、あと夜が3割ぐらいということで、今後の町独自の耐震診断の結果にもよるわけですが、その辺は商工会と相談をしながら、また今と同じように商工会とは共有ができれば、その方向も一つありかなと。ただ、その耐震診断のやっぱり問題が根本にありますので、そのことを含めて今後検討していきたいなど、そう思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） ひとつぜひ前向きにご検討いただいて、いい方向に進んでいただければというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

バガテル公園再生事業についてお伺いをいたします。

今年度予算におきまして、収入面におきましては約5,590万円ほど、支出におきまして1億904万円ほど、そうしますと、収支的には、表面的な収支として5,314万円ほどが要は赤字、△部分となるような予算でございました。平成28年度実績におきましては、収入が5,357万円ほど、支出におきましては8,578万円ほどで、マイナス3,221万円ほどが要は決算的な数字かなというふうに把握をさせていただいております。

今までも公園運営については、もう長年、ここ多額な税金が投入されてきたわけですが、今年度町が委託する事業として取り組まれる再生事業につきまして、方向性といいますか、ここのバガテルをどのような方向で、目標はどこに置いているのか、そこら辺をちょっと概要をご説明いただければありがたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問でございます。バガテル公園の再生事業の方向性あるいは目標ということでお尋ねでございます。ご存じのように、河津バガテル公園は2001年、平成13年に開園をして、もう既に17年が過ぎております。最盛期はそれこそ20万人以上の方が訪れておりましたが、現状では大体4万人ぐらいの方の入園だと思っております。

以前、あり方委員会の中でこのバガテル公園を一体どうするかという論議をされたと思います。その中では、今後も必要な施設であるという結論が出ております。そういう中で、その後も第3セクターの会社から町の直営施設として運営を続けておきまして、私としては、

今後も再生に向けて検討をすべく2つの方向で、2段階で進めようと思っております。当面の対応策と将来に向けた対応策、その2段階ということがございます。

特に当面の対応策としては、現在としては、ショップ等も閉まっている、レストランも閉まっているというような状況があったものですから、当面は、特にフランス広場のショップですとか、その辺の周辺をもう少し有効に使っていただくような、そんな短期的な対策を進めながらひとつやっていきたいということです。特に今年度は、イベント等でもライトアップをやったりとか、引き馬も春にやらせていただいたりとか、そういう中でショップも1つ借りてくれる方がいたものですから、それもオープンさせていただいたと、そういう中で現在、短期的なものは行っている状況でございます。

その中で、先月27日までは入り込み数も花の開花が早かったものですから1.5倍ということだったんですけども、ちょっと先月末から今月に入って若干落ち込んでおります。というのは、やっぱり開花がどうしても影響するというので、今は多分15%増ぐらいの状況だと、先月末で。それでも去年よりは確かにいいわけですけども、思ったよりも伸びがちょっと私としては少ないのかなと思っています。

ただ、新しいイベントをやることによって、特にライトアップなんかそうですけれども、私も何日か行きましたけれども、大変お客さんには好評で、やっぱりそういう見せ方もこれから考えていかなきゃならないのかなと。引き馬なんかもやりましたけれども、好評だったわけですけども、それをどうやって営業にこれから結びつけていくか、その辺が短期的な課題なのかなと思っています。

それから、もう一つでございますけれども、今年度外部委託として、再生についての一つの委託を予定しております。その中で、今後も大きい意味での全体的な見直しを外部の人をお願いをして、措定を受けた中で将来的なものについては、それを一、二年の間に結論を出したいなど、そんなことを思って2段階で進めている、そんな状況でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 実際問題といたしまして、観光協会も含めた観光事業者は、バガテル公園の施設があったほうがよいと。これ大まかな観光事業を営業されている方は、そういうふうに思っているんじゃないかなというふうに思います。ただ、しかし、今の状況ですと、先ほど、今町長もおっしゃられましたけれども、バラの開花の時期だけが集客時期であって、それ以外のときに、施設としての集客量に要は問題があるというようなことでございます。即効性のあるような施策として、確かにイベントの活用だとかそういうものはやっぱり今後

も必要になってくるのかなと。

そんな中で、よく言われるのがドッグランの施設の問題ですとか、花を利用した、河津の花のショウブ、カーネーション、そういうものも要は利用した中での年間を通じた花のエリアの施設なども取り入れたような運営、また6次産業的な、例えば1次産業と3次産業が1つになって、一つのそこで加工事業ができるとか、そういう大きな工場じゃないんですけども、例えばそういう小さなプロジェクトがあれば、そういうところに施設を要は賃貸して、貸してあげて、そこを利用して河津町の6次産業化をそこからスタートさせていくとか、そういうような方向性を取り入れることができれば、よりよい再生プランができるのではないかなというふうに思います。今、町のほうで考えている、要は年間を通じた即効的な再生プランというのは、どのようなことをお考えになっているのでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 即効的な再生プランと申しますか、先ほど申しましたけれども、一応今年度予算の中でいろんな取り組みをしたいということで考えております。

先ほどはちょっと言わなかったんですけども、例えば入り口のカーネーションのハウスがあるわけですけども、今まではカーネーションハウスとして使っていたわけですけども、先ほど議員が申したように、やっぱり年間を通してバラを見る機会ができないということで、そのハウスあたりを利用して、これからバラの鉢植えあたりを中心としてそこで見せるようなことですか、あるいは全体の即効的なものとしては、やはり私は職員の教育といえますか、そういうことが大事じゃないのかなと。私が見ている限りでは、バラ園自体も昨年より大分管理ができてると、そんな感じはします。

ただ、やっぱり営業の部分では、まだ当初に言ったようなフランス式の庭園の魅力の宣伝が、お客さんにも対してなんですけれども、もう少しアピールが足りないのかなと。確かにバラの咲いていない時期はお客さんは少ないわけですけども、やっぱり一番いいときにそういう説明をすることによって、当然価値が上がると思います。当然お客さんに話をすると、全然バラの見方が違ってきますよね。

そういう中で、何しろその辺、ソフト面と、あと、さっき言った年間見せるような工夫、あるいは全体的にもう少しまとまりを持ってやっていくしか当面ないのかなと。ただ、やっぱり根本的な解決というのは、大きい目で全体を見直さないと、これはできないと思います。

先ほど議員が言われたように、年間約5,000万ぐらいの持ち出し分があるわけでございます。確かに考えようによっては、5,000万あるんだけれども、例えば雇用で三千何百万使っ

ているとか、土地代が1,100万払っているとかいえば、定義はあるわけですがけれども、ただ、といっても、やっぱり営業施設なんで、何とか赤字を減らしていかなきゃならないということで、今後は再生に向けて取り組んでいかなきゃならないのかなと。

当面としては、まだ試行錯誤の段階でちょっと取り組んでいるという状況でございます。特にライトアップについては、来年のデスティネーションキャンペーンを意識しながら、ことしは試行的にやって、それで来年に本格的にある程度できればなど、そんなことも含めてやっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） いろいろありがとうございます。

実際問題といたしまして、今年度の再生事業の取り組みにつきましては、やはり外部委託をするような形の中から、町としての方向性も考えた中での諮問になるかなというふうに思っております。

そんなことなわけで、今、町長もおっしゃいましたけれども、バガテル公園だけの再生を要は考えるのではなくして、あそこは実際問題としてももう少し先を見越した再生事業が必要なんじゃないかなと。つきましては、風土の森の問題も、これもう長年ずっと我々も考えたりしているんですけども、なかなかいい案が浮かんでこないんで、風土の森も含めたような再開発というか、そういう企画も進めることが必要ではないかなと。

河津桜の、要は今、川沿いの河津桜を一生懸命そのような形で見せて、100万近いお客様に来ていただいていますので、この大きな宝物の河津桜をやはり、どこで、どういうふうに、しっかりとした形で要は河津町として提案していけるのか、そんなことも含めながらバガテル公園と風土の森、そこら辺の要は地区、土地、あれずっと借りていて、最終的に要はお返しするときに、原状復帰で返せよというお話はなかなか不可能に近いようなお話じゃないのかなと。だから、そういうことも含めまして、土地の購入だとかそういうのも含めた中での大きなプロジェクトも要はこれからは必要ではないかなというふうに思いますけれども、町長のほうのお考えをお伺いできればと。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 全体的な私の考え方でございます。今年度、一応2カ年を予定しておりますけれども、再生プランは外部委託をしております。経営上の基本的な部分を特に考えたいなと思っております。その中で、特に私が再生プランの中で期待しているのは、そのプ

ランによって民間企業が参画してくれればいいなと一番思っております。

そういう意味も含めて、実は昨年10月から来場者にアンケート調査をずっとやっております。結局、民間企業が参入するには、どうしてもお客さんの動向というのがないとなかなか参入についてはちゅうちょするようなことも聞いておりますので、現在も続けておりますけれども、ずっとアンケート調査をしております。

その中でやはり、例えばレストランをあけてほしいとか、ドッグランが欲しいとか、いろんな意見もありますけれども、そういうのも参考にしながら再生計画の中に入れながら、できれば民間企業が参入できるような、そんな形のプラン、再生案ができればいいなと思っておりますけれども、まだちょっとこれが始まったばかりといいますか、まだこの予算をとったばかりなものですから、具体化していないわけですが、そういう中で、今の段階では公園全体のものを考えております。

特にバラ園について、バラのほうについてはパリ市との協定もございます。その辺もこれからの問題もありますし、今後、先ほど議員がおっしゃったように、やっぱり周辺の関係もどうしていくのかという大きな問題もあります。特に風土の森の問題とか、あとは鍛冶屋沢線沿いのあの周辺の開発も合わせてできればいいなと。計画の中にそこまでいくかどうかわかりませんが、確かに重要な部分としてはやっぱり周辺の開発といいますか、そういうのも大事だなと思っております。

それと、先ほど議員が言いました今後の土地の問題も大きく影響してくると思います。確かに今後のことを考えると、やっぱり借りているよりも町のものになったらいいと私も思います。そういう中で、費用の問題もあるものですから、ある程度大きいプランができた中で、それも含めて今後の新たな課題としてあるのではないかなと。そのことによって、もし仮に、プランがどうなるかわかりませんが、そのことも大きな問題といいますか、土地の問題も大きく絡んでくると思いますので、それも含めて検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） 実際問題は、これからのあそこの地域の開発企画というのは、やっぱり避けては通れない地区かなというふうに思っております。そんな中で施設を、本来こういう施設をつくって、要は町が運営していくというのは、本当にちょっと方向が違った形なのかなというふうに思っております。だから、営利を目的とする事業というのは、営利を目的とした要は企業なり何なりがそこに取り組んで、本来は町がつくっても指定管理に出しちゃ

って、町はそういうことを、要は町の観光事業なり産業事業なりとして取り組んでいくのが本来の町の姿じゃないかなというふうに思っております。

ただ、町長のおっしゃっている、要はつくったら企業誘致をして指定管理にしていくというのは、それは本筋の話ではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後のことも含めて、パリ市の協定も今の中を実際問題としては、その協定があるから何もさわれないというのであれば、その協定にも問題があるのかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて今後の開発計画を進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、次の質問に入ります。

子ども・子育て支援事業についてお伺いをさせていただきます。

町におきましては、昨年白紙撤回をされました複合施設整備計画事業に含まれていた子育て支援施設計画について、2018年度第1回子ども・子育て会議に諮問をいたしました。会議におきまして、町長は、子育て支援施設はなるべく早い時期につくりたいと、そのために適地を検討してほしいと、そのようなお話をされたとお伺いしております。

同会議におきまして、早ければ夏までに建設候補地数カ所をできれば挙げていただけないでしょうかというようなお話をしているようでございますが、私としましては、ちょっと逆かなというような気持ちもございまして今回この質問をさせていただいているわけでございますけれども、平成14年8月に当時の同会議が児童関連施設整備計画の答申に対して、その当時の児童施設計画の答申に対して、町として再検討をするとともに候補地の検討を求めたということで解釈をしております。

町につきましては、2015年3月に作成した子ども・子育て支援事業計画の第1期に続き、先ほども町長申されましたが、2019年度に第2期計画を策定しなければなりません。計画の中からも支援施設計画を諮問して、この計画ができる前に諮問して先行する必要があったのか、諮問をしてその計画をする必要があったのか、それを伺いたいということと、なぜ土地の購入を急ぐのか、また諮問をする、先ほどちょっと町長の報告にございましたんですが、諮問の内容をもう一度伺えれば伺いたいなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の子育て関連施設の関係あるいは子ども・子育て会議についてのご質問だと思いますので答弁したいと思います。

先ほど行政報告でも行いましたけれども、4月26日に行われました河津町の子ども・子育て会議において、河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について諮問を

して、私は、夏までとは言ってはおらず、できるだけ早い時期に答申をいただけるようお願いをしたいと、そういう発言をしました。

この諮問は、少子高齢化の急速な進行によりまして、地域社会の活力の低下あるいは子供を産み育てることに対する意識等に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、子ども・子育ての支援の充実を図り、次世代を担う子供たちが健全に成長できる社会としていくことが町にとって重要な役割であると考えたからであります。

諮問は2つございます。1つ目は、先ほど議員が言ったような児童関連施設の整備計画の見直しを含めた子育て支援計画の内容。実はもう一つございまして、これは計画全体のことを言っているわけでございますけれども、2つ目は……

ごめんなさい。最初の施設につきましては、施設の内容と用地の選定でございます。ごめんなさい。それから、もう一つは、全体の計画をつくってほしいという、そういう2段階で諮問をしてございます。

1つ目の子育て支援施設の内容につきましては、先ほど議員もおっしゃったように、平成26年に答申をいただいた施設の内容の確認あるいは見直しを行っていただくものでございます。これなぜかといいますと、同じ会議でこの施設計画が練られたからでございます。

2つ目の建設予定地につきましては、やっぱり子育て支援施設を建設するためにふさわしい候補地を選定していただきたいと、そういう思いからでございます。用地は急いでいるわけではなくて、施設の重要性から将来の町を考えたときに、やっぱり早期に建設すべきであると、そういう考えの中で、私はこの施設の用地についてはお願いをしました。特に急いでいることではなくて、どうしても町にとって将来必要な施設だということで、早くつくることが町にとっていいのではないのかな、そういうことでございます。

それから、5月28日に行われました第2回の子ども・子育て会議において、先ほど言ったように、子ども・子育て支援事業計画、これは2020年度から24年度、先ほど言った2期の諮問をいたしました。こちらは社会保障・人口問題研究会というところがあるんですけども、国立の、人口の問題でありまして、国勢調査によりますと、河津町の2045年度の人口推計がある程度出されました。これにより、推計の根拠の一つになるデータが出たことから、計画に対する諮問をお願いいたしました。

特に先ほど議員がおっしゃったように、先行してやる必要というのは、私は、今後まちづくりを考えたときに、やはり子育て環境をよくしていくということが河津にとって、これから多くの課題に、特に働き世代に住んでもらうためには、どうしても必要だと思いますし、

特にやっぱり少子高齢化と言われている中で、子供を産み育てる人達にも住んでいただきたいという思いから、どうしてもこの施設が必要であるという思いから、これは前回の子ども・子育て会議でも話されていると思うんですけども、そういう中で、今までは複合施設の中であったわけですけども、複合施設ではなくて、先行して切り離してやはり先にやるべく施設だと、そういう思いから今回は諮問をいたしました。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

まず、諮問の内容云々も十分理解できますし、ただ、その施設の中におきまして、先ほど町長もおっしゃっていただきましたけれども、その会議で今まで複合施設の計画のときに決まっていた内容、例えば子育て何とかプランとか、一時預かりの施設とか、そういうものが1つの中に組み上がって行って、そのためにどれだけの施設ができて、どれだけの、要はどこに場所があって、どういう施設が必要か、だから、本来そういうものが組み上がった時点で、どこが一番いいのかな、どれだけの面積が必要なのかなというのが考え方としては必要じゃないかなというふうに思いました。

その中にごさしまして、今も取り組んでおりますけれども、学童の保育の施設でございます。学童につきましては、確かに子供がそこで放課後過ごすわけでございますので、なるべく学校の近くにあるのが常識だというようなことで考えられるわけでございます。そこを、例えばそこから遠くに移って、その施設の中、遠くに施設ができたことによって、移動の問題だとか、要は利用者の利便性であるとか、今後は十分そのようなところも含めた中で、視野の中に入れて取り組んで行っていただきたいなというふうに思います。施設の中で取り組むことは、また新たに会議の中から出てきた時点で教えていただけるのかなと思いますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それで、今回の子育て会議のメンバー、前のメンバーとはメンバー的に入れかわっているのか、また選ばれた形の中で学識経験者であるとか、PTAだとか保育園だとか、幼稚園、児童育成関係団体、そのような方の中で14名を要は選出して、基準としてはどんな基準で選ばれたのか、また委員長におきましては、元役場の職員が委員長につかれているわけでございますけれども、どのような理由の人選だったのか、そこら辺もちょっとお伺いできればなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 支援事業の内容につきましては、今後、前回はいろんな施設について、前回の委員会の中でも、会議の中でも検討されていまして、その結論として、複合施設の計画の中に盛り込まれたものだと思っております。

その前回の答申を受けた中で、再度もう一度見直しをお願いしたいということで諮問をいたしました。特に会議の中では、河津町にとって必要な子育て関連施設を検討していただいていることで、確定ではありませんので、今後子育て会議において検討していただくことによって、先ほど言った放課後児童クラブについても、子育て支援施設全体の利用者の利便性ということについても多分検討していただけるものだと、そう思っております。

それから、子育て会議のメンバーの関係でございます。これは今までは定数は12名以内ということでございましたが、今回15名以内としました。これはより多くの人達の意見を聞きたいということもありますし、そういうことで15名以内という形の定数の変更を行いました。その中で、前回より3名多い14名の方の委員で子ども・子育て会議を運営していただいております。これは子育て関連施設の検討や今後の支援計画策定に精通した多くの方から意見を聞きたいと、前回の委員に加えさせていただきました。

先ほどお尋ねの委員長の関係でございますけれども、委員長、副委員長の人選は、委員の互選で決定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） よくわかりました。

この子育て支援施設の建設につきましては、先ほども町長申されましたけれども、人口の推計問題が大きな問題の一つの中にあるのかなということは理解をさせていただいております。第2期子ども・子育て支援計画に沿った、今後は建設を2期計画に沿った建設をしていただきたいというのが本当の気持ちでございます。確かに先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、利用者の立場に立って利便性のある施設をお願いしたい、そのように思います。

この建設事案につきましては、今後ずっと町として継続していく事業でございますので、町民の皆様の、町長の本分であります町民の皆様の意見を聞く必要があるのではないかなというふうに思います。だから、委員会会議で出たことを報告するのではなくして、どのような方法をもってこの施設の建設について町民の意見を聞いていくのか、そこら辺をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町民意見の関係でございます。現在、今月の広報でも、この会議の概要は広報する予定でございます。その中で、私は計画の、こういう委員会でもプロセスのほうを大事にしたいなど、なるべく現実的に子育て会議の中に、農協テレビさんなんかも入られて先日も放送されておりましたし、その中で、公開の中でやっていくつもりでございます。それで、なるべく町民の方に知っていただきたいということがまず1点です。

それから、今後計画ができた段階でどうするのかということだと思いますけれども、子育て会議から答申をいただいていると思います。その中で、答申についてはホームページ上で公開をします。その中でパブリックコメントといたしまして、町民の意見を募集して、その意見を踏まえながら町の基本的な方向性ですとか、広報紙等に示して、さらに町民ですとか議会への説明機会も設けて、その意見を聞いて推進をしたいと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） これからのやはりこういう事業につきましては、実際にはこういうところで町はやりたいという答えを出してきたときに、実際としましては、議会は議会の立場として研究した中で、町民にいいことなのか、悪いことなのか、それは議会として答えを出していく必要があるかなど。

今、町長のおっしゃった町民の意見を聞く方法という、やはりホームページで出したからいいよと、だけど、ホームページ見ない人もいっぱいいるわけで、町民に要は広報として説明会を開くから出てきて聞けよというのも一つの方法かなど。だから、例えばどれくらいの事業だったら、例えば町民に対してどのようなアンケートを要は拾っていくのか、例えばそれは賛成か、反対か、そういうような答えを拾っていくのか、これからやはり町民の意見を大事にするという町長の姿勢からすると、やはりそこら辺はもう少し考えていただければ一番いいかなというふうに思いまして、質問させていただきました。

4問目なんで、お答えは、もしいただければありがたいなというふうに思いますけれども、あとは、それは議長のほうのお考えで。

○議長（宮崎啓次君） じゃ、町長のほうで答えると言っていますので。

町長。

○町長（岸 重宏君） 1点だけです。先ほど町民のパブリックコメントをもらった後の話として、基本的な姿勢ですとか広報紙を、町が決めた段階で議員の皆さんにもそういう説明機

会を設けるんですけれども、町民の方たちにもそういう機会を設ける、そういうことで説明をする機会を設けます。その中で最終的に町で決めていきたいと、そういうことでございます。

それから、どの事業をという話がありますけれども、それについては要綱等も作成しておりますけれども、基本的には、今後町の将来にかかわるような大きい事業についてはこういう形でやっていきたいなど、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君。

○7番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

これで私の質問は終わりいたします。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君） 7番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 小 林 和 子 君

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君の一般質問を許します。

5番、小林和子君。

[5番 小林和子君登壇]

○5番（小林和子君） こんにちは。

日本共産党の小林和子です。

今回、この定例会に一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、通告の事項に沿って質問をさせていただきます。

質問は一問一答でお願いいたします。

今回の私の質問は4問、河津町の男女共同参画計画について、介護予防事業への取り組みについて、大規模の太陽光発電について、保育についての4問です。

まず、1問目、男女共同参画計画についての質問をいたします。

定例会でこの質問をするのは2回目です。初めは、議員になってこの計画をつくるよう提案したところ、28年の3月に河津町の計画ができ上がりました。これは、ほかの機関に委託をせず、当時の課長、職員、また委員の方たちとで幾度も委員会を重ねて、自ら作成されたと聞いています。

このようなものができ上がりました。少しこの男女共同参画計画の内容について述べさせていただきます。

この策定に当たって行われた意識調査の結果が公表されています。270人の人が回答を寄せられ、河津町の現状を知るとともに課題が提示されています。設問への回答は内容にもよりますが、男女別の回答割合と全体での回答を対比されています。その中の1問に「社会全体で見た場合、男女が平等になっていると思いますか」という質問に対して、「男性が優遇されている」と答えた方がほぼ男女とも70%という結果が出されています。河津町においては、男性優遇の習慣がまだまだ多く広がっていると考えます。そして、基本理念には5つの項目、男女それぞれの人権の尊重や固定観念にとらわれない社会制度や習慣に配慮すること、政策の立案及び決定の参画、家庭生活の中での活動とほかの活動との両立、さらに国際的な協調など5つの方面に中心を置いています。本計画は32年までの5年として、必要に応じ見直しを行うとされています。

それでは、具体的な政策は何かと言うと、これも3つの大きな柱、意識と土壌づくり、誰もが安心して暮らせる環境づくり、男女ともに活躍できる社会づくりというようにそれぞれの環境づくりの中にはセクシャルハラスメントであったり、人権尊重や平等、広報や啓発活動、子育てに介護等に男女ともにかかわることができる環境づくりなど多方面にわたって記載されています。

数年前に比べると、町内の委員会への女性の委員も大分ふえてきました。できれば、男女同数の委員で会議を進められることが私は理想だと思っています。

そこで、賀茂郡の他の市町の女性議員の数を調べてみました。東伊豆町は2名、伊東は3名、伊豆市は3名、伊豆の国市は4名、三島が4名、河津は私だけです。そして、県東部で一番多いのは裾野市で、22人中6名の方の女性がいらっしゃるような状況です。

町村においては、女性の政治参加はまだまだ割合が低いですね。なぜでしょうか。それは

固定観念にまだまだとらわれているからだろうかとも思いますが、生活により密着しているほうは女性のほうがより密着しているかなと思っています。女性の政治への参加は大切だと考えます。

そこで、1問目、男女共同参画について、町長の認識をお尋ねします。現状をどう捉え、認識をされていますか。把握していること、懸念していることなどあるでしょうか。お願いします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 男女共同参画についての私の考えといたしますか、それのお尋ねだと思います。

私は、男女共同参画についてはとても大事な施策であると思っております。しかし、議員がおっしゃるように、まだまだ1人ひとりが持つ個性ですとか能力、可能性を持っているか、価値に優劣がないという中で、世の中にはやっぱり男らしさとか女らしさとかイメージを持っていて、そういう理由で思うようにやっぱり生きられないというようなことがあれば、それは確かにおかしいことだと思っております。そういうのを当然直すべきであるのかなとそういうふうに思います。

そのような意味合いから、先ほど申されました男女共同参画社会基本法というのが、法律がつくられまして、河津町においても議員がおっしゃるように、平成28年3月に河津町男女共同参画計画が策定をされました。

特に、私が大事だと思うことは、男女ともに支え合うですとか、1人ひとりが男女平等の意識を持って行動すること。それから日々の生活の中で支え合って、意識を持ちながら行動することが大事であるのかなとそんな思いを持っております。

また、平成28年4月1日に男女活躍推進法案というのが完全施行されました。正式には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とありますが、女性が職業を通じて個性とか能力を発揮して活躍することを推進して、男女の人権尊重や急速な少子高齢化への進展、あるいは数々の社会経済情勢の変化に対応することができる社会を実現することが目的とする法律でございます。

要するに、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されまして、ともに責任を担うべき社会がこの法律の根本であると思っております。そういう意味で、男女共同参画というのはとても大事な施策であると考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 把握していることや懸念していることもあればお聞きしたいと思っただけですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に把握しているということではないんですが、先ほど申したように、私は男女共同参画について意識を持つことが大事だと思います。特に男性側といいますか、意識がとても大事だと思います。

国なんかでもパワハラとかセクハラとかいろんなことも問題になっておりますが、やはり意識の持ち方によって、大分そのことも解決できることもあるんじゃないのかなと。そういう意味で、この法律のもとになる根本というのは、そういう意識を持つことがとても大事になるのかなとそんなふうに思っております。

あと、やっぱり私の中にもあるかと思うんですが、今まで生活してきた中で、男らしさとか女らしさとかそういう自然に身につけていることがあるものですから、その辺をこれから特に意識をしていかないとだめな社会なんだなとそんなことも思っております。

私もよく県の首長の会議なんかに出るんですけども、女性の市長さんが今、県で2人ございます。そういうことを見ますと、やはりすばらしい活躍をされておりますし、大変すばらしいなと思う点も大分あります。そういう中で、これからやっぱりそういう社会なっていくんだろうなという感じはしますし、その中で、先ほど言ったように特に意識を持つ、そういう意識づけをすること大事。個人も全体もそうなんですけれども、そういう意識づけが特に大事だなとそのように思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 意識が大事だよということをお聞きしました。

そして、この計画をつくって1年たちました。29年度にはどのような取り組みをしたでしょうか。そして、30年度にはどのような取り組みをされる予定があるでしょうか。ちなみにこの6月23日から29日までは男女共同参画週間となっております。

そして、ほかの市町では、学校教育の中で男女共同参画というか人権教育をされているところがあります。河津町においては小・中学生の人権教育どのような形でなされているでしょうか。先ほど、町長がおっしゃられました意識というところでは、小さなうちからそういう意識を植えつけるということがとても大事だと私は思っております。

議長、これ3問目ですか。

○議長（宮崎啓次君） 次が3問目。

○5番（小林和子君） それではもう一つ。

町長、管理職に女性の登用ということは考えていらっしゃいますか。

今、質問を3つまとめていたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問についてお答えします。

河津町の取り組みと申しますか、その中では、男女共同参画基本理念の5つのうち、家庭生活における活動と他の活動の両立を推進すると、そういう中で、保健福祉課の事業でございますが、以前から実施されております母親学級というのがあったんですけども、それを今「ママパパ学級」という形で、両親が参加するような、そういう新生児の沐浴などの練習を行っております。

また、既に平成28年3月にこの参画計画が策定されて、当時50部印刷をしました、手づくりですが。庁内会議で当然各課に配りまして、最後全課に配布しました。それから、広報についても同年の6月に広報かわづにおいて、男女共同参画週間に向けて掲載を行いました。

先ほどお尋ねの小・中学校の人権教育については教育委員会より答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 小林議員の人権教育に関する事についてお答えをしたいと思います。

人権教育につきましては、人権教育及び人権の啓発の推進に関する法律という法律において、人権尊重の精神の寛容を目的とする教育活動というふうに定義をされています。その基本理念は、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように推進することと定められています。

人権教育を推進するに当たって、町内の小・中学校では、校内人権教育推進委員会等の校内組織を設置しています。また、研修を通して、全教職員が学校の人権教育の推進に対する共通理解を図りながら、組織的、計画的、日常的な取り組みとして進めています。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 平成30年度の取り組みの予定でございます。

先ほどお話にありました「ママパパ学級」のほかに、男女共同参画啓発事業としまして、町のホームページで広報していきたいと思っております。このホームページには、内閣府のホームページの中に男女共同参画のサイトもございますので、そちらにリンクをするようにしていきたいということで考えております。これにつきましては、先ほど小林議員のほうからもありましたが、男女共同参画週間ということで6月23日から29日ということになっておりますので、この期間そのようなふうにしていきたいというふうに考えているところです。

このほかにも、文化の家図書館で関連書籍コーナーを設けようかなということで、図書館のほうにも今お願いをしているところでございます。あと、庁舎内にはポスターを掲示して、来る方にわかっていただくような対応もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） まとめて4つの質問に一つ一つ丁寧に答えていただきました。

ママパパ学級、それは私もちょっと遠くから見たことがあります。お父さんがお母さんと一緒に教室の中に入って、沐浴の手伝いをしたり、子供たちへの扱い方を学んだりしている。こんなことが、時代は随分変わってきたなということを私は感じました。

そして、管理職に女性の登用はどうですかというところお答えがなかったんですけども、後でもいいので、ちょっとお聞かせください。

河津の子供たちにはできるだけいい教育環境を残して、用意していただきたいと思います。この男女共同参画への取り組みが少しずつですけれども前に進んでいることをうれしく思っています。男女共同参画が当たり前の社会になるように、みんなで高めていってほしいと思っています。

続いて、2問目に移ります。

介護、予防事業への取り組みです。

先ほど、議長のほうからちょっと印刷物を渡してもよいかというところで、皆さんのお手元に渡してあります。これは、私が説明するのではないのですけれども、後で保健福祉課長が話をするとき、それを見ながらお聞きくださればありがたいと思います。

河津町の高齢化率は、この5月の集計からは人口7,288人のうち65歳以上は2,980人で、高齢化率は40.8%になっています。

高齢者の人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた人で、豊富な知識と経験を持ち、敬愛されるとともに生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されると老人福祉法には明記されています。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任です。この介護保険制度ができてからは18年が経ちます。「家族介護から社会で支える介護」というスローガンを掲げて導入されました保険制度です。当初は期待もされましたが、実際には要介護度に応じて、サービスや支給額が制限されて、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われ続けてきています。この18年間に高齢者を取り巻く状況の変化、社会保障制度の変化には、たびたびびっくりするようなことが起こっています。それでもまずは健康で長生きをする、このことが一番大切なこととほとんどの方の認識です。

河津町においては、第8期の高齢者の保健福祉計画、第7期の介護保険計画に高齢者に関する保健福祉事業や、介護保険制度の総合的な計画が明らかにされています。計画には高齢者の方ができる限り要介護状態にならずに生き生きと暮らすこと、要介護になったとしても重度化しないように、できるだけ自立した生活が送れるよう介護予防推進の体制をつくり上げることが重要であると述べられています。

また、今回、今年度には保健福祉課を健康福祉課と改められ、より一層健康を意識された改革をしていくものだと思っております。

初めに、町内に高齢の方が2,980人いらっしゃると思われました。この方々の健康状態はどのようでしょうか。介護度の認定を受けずに生活されている方々はどのぐらいいるでしょうか。認定の度合いについての人数もお知らせいただけたらと思います。そして、介護予防事業への取り組みはどのような事業が進められていますか。お答えをしてください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 小林議員の質問は介護予防事業への取り組みということでございます。

先ほど1点お答えを漏らした点があるものですから、補足説明します。

女性の管理職登用につきましては、特に男女意識していることではなくて、能力があれば今後も登用を考えたいと思っております。

以上です。

それから、介護の予防事業の関係で、高齢者人口と介護認定者の推移ですとか、予防事業につきましては、担当課長より説明させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、高齢者人口及び介護認定者の推移について説明をさせていただきます。

まず、高齢者の人数でございますが、高齢化率とあわせて説明をさせていただきます。説明でございますが、各年の4月1日現在の住民基本台帳によるものでございます。

介護保険制度が始まりました平成12年の高齢者数でございますが、2,338人、高齢化率は26.4%でした。平成18年には高齢化率が30%を超え、高齢化率30.3%、高齢者数2,562人、平成25年には高齢化率が35%を超え、高齢化率35.5%、高齢者数2,810人、平成29年には高齢化率が40%を超え、高齢化率40.2%、高齢者数2,994人、直近の平成30年でございますが、高齢化率が41.2%、高齢者数が3,025人となっております。

次に、介護保険の要支援、要介護認定者数について説明をさせていただきます。こちらにつきましては、各年度末の要介護、要支援の認定者数でございます。

介護保険制度の始まりました平成12年でございますが、226人の認定をしております。平成15年には300人を超え308人、それから平成23年には400人を超え406人、平成27年度には500人を超えて511人、平成28年度は497人、直近の平成29年度は517人となっております。平成29年度の介護度別の認定者数でございますが、要支援1の方が42名、要支援2の方が42名、要介護1の方が93名、要介護2の方が126名、要介護3の方が98名、要介護4の方が71名、それから要介護5の方が45名となっております。

それから、介護予防の取り組みということの質問でございますが、こちらのほうにつきましては、平成29年度より介護予防日常生活総合支援事業を市町で実施することとなりました。これによりまして、介護認定を受けずに基本チェックリストといったもので、訪問型、通所型サービスを受けることができるようになっております。事業所の申請により町が許可した事業所数でございますが、訪問型が5事業所、それから通所型が3事業所ございます。利用人数でございますが訪問型が32名、それから通所型が19名の方が4月末現在で利用しております。それから、一般高齢者、こちらのほう認定を受けない普通の方でございますが、その方を対象に高齢者いきいきセンターにて月曜日から金曜日までの毎日高齢者の交流や介護予防の体操等を行っております。また、家庭において介護予防に取り組んでいただくため、有線テレビにてはつらつ健康体操等も放映しております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 介護認定者と高齢化率の推移を細かく年代を追って、数字を出してい

いただきました。

高齢者が、例えば、平成29年と29年をこれ比較するというの、これでいいんでしょうかね。

どちらにして3,000人ほどの高齢者の中で、要介護認定を受けている方が500人、6分の1いると。そうすると、6分の5の方は元気で、日常生活を簡単に営んでいるというそういう見解もちょっと乱暴かなとは思いますが、そこが多くならないように、要介護認定を受ける方が多くならないように、町には今言われた総合事業、介護認定受けていない方も使えるこういうプログラムをさらにふやすことを考えていただきたいと私は思います。

前期の計画書の中には、高齢者が参加できるスポーツに参加者は減少傾向にあるとか、シニアクラブの会員が減っているとか述べられています。その原因について、どのように見ていらっしゃるのでしょうか。この原因を理解しての取り組みを図っていくことが、大事ではありませんか。できるだけ多くの人たちに広報・宣伝をして、介護予防についてもできるだけ多くの参加者が出席できるように取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 介護予防の関係で、お年寄り1人ひとりの考え方によっても若干差があると思うんですけども、私が特に思うのは、お年寄りの方々には例えば生きがい、働きがい、やりがいを持って生きていただきたいということと、なるべくやっぱり外に出て、いろんな人と話をしてもらいたいというのが基本でございます。

そういう中で、私が現場の方たちに聞くとなかなか声をかけても、外に出てくれないという方も何か人によってはいるという話も聞いております。町として一生懸命そういう機会をふやすようにいろいろ声かけですとか、お願いをしているわけだけれども、なかなか理解されていないものもあるわけですけども、ただ、やはり今後介護予防が大事ということになりますと、そういう生きがいを持って生きていただくとか、やっぱり地域との触れ合いを持っていただくとか大変大事になるものですから、そういう意味を含めて、今後ともいろんな施策を通して、介護予防の事業を進めていきたいとそんなように思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 介護予防の事業は、よその市町ではサロンですとか、カフェですとか、居場所があるよというような具体的な取り組みが、さまざまに取り組みされているところが数多くあります。今、町長がおっしゃったように家から外に出る。行くところをつくってあげる。そういうところの支援、ぜひ、中にはボランティアをやりたいよと言って、飛び込んで

いく方もたまにはいらっしゃるということも聞いております。そういうときに、事業への支援もしていただきたいと思いますと考えます。

そして、今、行くところをつくる。足を出るようにする。そういうときには、行政もそうですけれども、社会福祉協議会とかまたは教育委員会の生涯教育や社会人スポーツを行う教育委員会のスポーツクラブとの連携も行いながら、町内に多くいらっしゃる特技を持った方たち、この方たちにも協力をいただいて、健康づくりを推進するまちづくりを積極的に取り組まれるように望むものです。

介護事業については以上で終わります。

次に、太陽光発電について質問をいたします。

伊豆半島には今、大型の太陽光発電計画が各地で起きて問題にもなっています。伊東市の八幡野地区では住民運動が起きて、工事がとまっています。河津町でも天子平と鉢ノ山の施設が完成を目指して工事が進んでいます。特に、天子平は最近になってパネルが下から見えるようになり、「えー、あれ何、全然知らなかったよ」なんて言う人もいて、「すごいね」という声が聞こえてきました。そして、伊豆新聞では、5回にわたってこの伊豆のメガソーラー特集を組まれ、報道されました。

以前、私が28年の7月に定例会で質問したときには、まだ天子平の事業が始まるよ、始まったよというようなときで、鉢ノ山の計画はまだなかったです。そのときに、地域の状況は、地元は知っているから、適切な配慮をお願いしたいという意見を述べました。しかし、近年では、異常気象があつたり、思いがけない気象状況が起きたりして、災害になったりするようなことになっては大変なことです。

太陽光発電の工事の許可は県が行うと聞いていますが、調べたところ、近隣の自治体では条例や土地利用要綱で規制している市町もあります。伊東市においては、6月から条例が施行されます。伊豆市でも条例制定の動きがあります。下田でも条例制定に向けて動いているようです。そして、河津町の町内では、逆川地区に新しく大型の太陽光発電の計画があるのではと聞いています。逆川地区の方々には条例を定めて規制をかけてほしいというような声をお聞きしました。

3.11の東日本大震災では、原発が爆発して以来、原発に頼る電力はとめるというのが国民の大きな声です。そして、再生可能エネルギーの普及をすることで、電力を確保するということはこれからの重大な策であることは間違いありません。しかし、そのような中で、きちんとしたルールや規制が未整備なまま、自然エネルギーの普及を進めていく、太陽光発電で

すけれども、これでは大規模な乱開発によって災害を引き起こすおそれ、環境保全の立場からも住民の安全・安心にかかわる問題はどのようになるのでしょうか。

このようなことを踏まえ、町長はこの大型開発による伐採、抜根などについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。そして、この大規模開発についてもどのようにお考えですか。条例の制定など、規制をかけるお考えはあるのでしょうか。質問いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大規模太陽光発電についてのご質問にお答えしたいと思います。

一般的にはメガソーラーと言っていると思うんですけれども、私の就任してからは、現在まで大規模な太陽光発電施設の土地利用の申請はございませんが、今、町内で2カ所で土地利用の許可を受けてやっている事業者がございます。

私の考え方としては、エネルギー対策として自然エネルギー事業は大変大事であるという考えはございます。ただ、規模が大きくて、景観ですとか、災害の危険が想定されるような施設計画はやはりふさわしくないのではないのかと思っております。

ただ、土地利用指導要綱だけで法的な規制がかけられず、県の行う森林法の林地開発許可により法的な規制がありますが、実際はクリアされるケースが多くて、指導要綱でも、なかなか法的な許認可を受けたものについてはとめることが難しいのが現実ではないのかなとそんな認識もございます。

特に、新聞等でも報道されておりますが、近隣市町でも大変大きな問題となっております。今後は、河津町として、今までが土地利用指導要綱の中にソーラー発電施設に取り組むことを考えておりましたが、現状を踏まえますと、大規模な施設計画については独自の条例を検討すべきなのかとそういうふうを考えております。

関連しまして、担当課長から現状を話します。

○議長（宮崎啓次君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 現在、町内では天子平、鉢ノ山の2カ所で工事が行われています。この2つの施設については、森林法に規定されている林地開発許可を得て、また天子平についてはあわせて宅地造成等規制法の許可を得て、実施されているところでございます。

町では、土地利用指導要綱の定める基準により審査、承認しておりますが、法的拘束力はございません。承認に当たっては、関係法令の遵守、損害・紛争等の解決、道路等の破損の原型復旧など指示してございます。

今後ですが、土地利用指導要綱の対象事業に太陽光発電施設を明記し、個別基準を定めていくことなどを進めていきたいと考えております。また、条例についても制定に向けて取り組んでいきたと考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 町長と建設課長は、やはりこの大型発電開発については、法律で条例で規制していくようなことを考えていると。ぜひそれは早目にやっていただきたいと考えます。今、ジオパークの認定がおりて、これから外に向けて、町はいいところだよということを発信しようというときに、また、これからオリンピックのお客様を迎え入れようというときに、自然が破壊されれば、失った山の再生にはどれだけかかるか、これはもう容易に回復することはないでしょう。そして、規制の緩いところには業者が入りやすくなるのではないかなと心配をしています。

この今、条例とか要綱とか法律、これを厳しくしていくというようなこともあります。これはやっていただくんですけれども、1つの町だけではなくて、伊豆半島全体でやっていくことが私はとても必要なことではないかと考えております。今、広域で話ができる体制が整っていますね。ぜひ、そういうところで声をかけ合って、足並みそろえることを提案してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私どもが今、特に期待しているのは、広域というよりも県のほうの規制を強めてくれないのかなというふうに思っております。実は、3月に各市町に県からアンケートが来ております。各市町でいろんな意見をやっぱり取り上げようということで、アンケートが来ました。一応35市町全部答えておりますけれども、やはり全県下で皆さん、このメガソーラーについては心配をしております。規模の大きい例えば1.2ヘクタール以上とか、何十ヘクタール以上と大きいものについては、大変心配しております。

最近の県の動向見てみますと、私どももこのアンケートの中でもいろいろ言っているんですけれども、県としてガイドラインを持ってほしいとか、あるいは環境条例みたいなものをつくってやったほうがいいんじゃないかとか。もう一つはやっぱり根本的には環境アセスメントの対象にしてくれないかというのが大きな要望事項でした。

先日の新聞によりますと、県が今、そのような方向で条例等の改正の環境アセスメントの条例改正を諮問したという話を聞いております。これは、50ヘクタール以上の開発面積につ

いて環境アセスメントを適用する。あるいは、20ヘクタール以上の森林の伐採といいますか、それについては環境アセスメントの対象にしようということで、そういうことでやっぱりより住民の立場に立って、環境アセスメントをやりながらそういう県としても条例改正をしていこうという動きがあるようです。

そういう意味で、私は広域圏というよりも、県のほうの条例の中でやっていくことがこれからいいのかなと。私どもも県下の市町、同じような悩み持っているんで、その中で皆さんと協調しながら、県にお願いするものはお願いをして、やはりそれに関連して、町独自でも少しずつ改めていきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 今、町長のほうから県のほうの規制を強くしていただく。環境アセスをちゃんをつくって、そこで規制をしてもらおう。広さによっても規制をかけて、ちゃんと工事の前に環境アセスをしてから、さらにそれを審査してからというような許可がおりるような形を求めて県のほうが動いているということで、この県のほうの動きにも、また加速をしていただくようなことを訴えていただきたいと思います。

再生可能エネルギーの健全な利用、拡大のために解決の道をつけていっていただきたいと考えています。

太陽光発電施設については以上で終わります。

最後に保育についての質問をいたします。

少子化の傾向は切実な問題です。私、保育についても再三訴えているんですけども、公的な責任で量・質とも安心して子供を預けて働き続けることのできる保育所を整備することは、未来の人口対策につながる重要な課題であると考えます。

保育の重要性について、同じことを幾度も言うようですけども、またここで共通の認識として、ちょっと長くなりますけれども、聞いていてください。

保育の重要性というのは、子供の個々の好奇心、探求心を刺激する環境を準備して、それに応える時間を保障すること。そして、子供同士のかかわり合いによる学びを意識的につくること。この点を押さえた保育の視点、生活の流れや環境づくりが保育にはどうしても必要です。

子供たちの行いは、それぞれの子供に任せて委ねる。そのために導きと見守る、こういう保育者のかかわり方が問われています。このことが子供を育てていく、幼子を育てていく一

番大切なことではないかと思っています。

そして、その育てていく過程の中で、複数の人たちによる話し合いが大切になります。たとえどんなに小さな事柄でも子供はそのことで自分を学び、知り、そして相手のことも学び、知ります。ここから自己発揮や自己抑制する生きる力が養われていくのではないのでしょうか。とにかく、人とのかかわり方が発達の引き金になると思います。また、保育者と保護者の話し合いもとても大切です。人は1人では生きられません。人と触れ合って生きています。その育ちを喜び合いながら、子供も親も保育士も周りの人たちも育っていくのです。

すみません、長くなりました。ここで、この質問通告してありますけれども、先に(2)のほうの質問をさせていただきます。

河津町の未来の保育のあり方について、町長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津町の未来の保育のあり方ということでございます。

現在、子ども・子育て会議の中でいろいろ議論されておりますし、その中で、将来のことも当然議論されると思います。

特に、私が考えているのは、当面は子育て関連施設等の整備を進めたいなど、そのことがこの町に大きなことだろうと。それは2つの側面が先ほどから言っているようにありまして、1つはやっぱり子供を育てるということと、あともう一つは子供を育てる環境をつくることによって町の活性化につながるのではないのかなとそういうこともあります。

特に、子供を育てるという問題の中では、小林議員が申したように導きと見守りですか、保護だけではなくて。そういうことによって、子供は大きく成長するんだなとそういうふうになっております。

まして、保育園ですとか幼稚園等を通して、人とつながりを持つということの中で、子供たちは大きく成長するとそういうふうになっております。当然、その導きの人である先生とか保育士も大事だと思いますし、そういう中で、健やかな子供たちの成長をしてほしいなど私自身も思っております。

今、子ども・子育て会議の中では、わかば保育園の理事長さんも今回から入っていただきました。それは、やはりこれから河津の幼児教育考えたときに、保育園と幼稚園の連携といえますか、特にその年代の子供たちをどう育ててこれからしていくのか、施設計画をもってしていくのか、大事なことであるような気がします。そういう意味で子ども・子育て会議の

中にも理事長も入っていただいて、保育園と幼稚園のあり方、それから連携の仕方、あるいは河津町にとってどういう形で今後、保育園と幼稚園をどうしていくのか、大きな問題であると思います。

特に、ゼロ歳児から3歳児ぐらいの間が需要が多いのか、なかなか思うように受け入れられていないのかなという感じも若干私もします。ただ、地域の方でやってくれる方が受け入れている場面もあるんですけども、なかなか保育園とかそういう中では、低年齢の子が預かってもらえるものが少ないのかなという思いもあるものですから、その辺も含めて、これからやはり保育園、特に幼稚園との連携といいますか、将来に向けてどういう方向がいいのか、前から言っているように、私も近隣の市町を見ると、やはり認定こども園とか、保育園機能と幼稚園機能を持っているそういう保育園もできております。

私も隣、伊豆市の「ふらっと月ヶ瀬」を見てきましたし、下田市の認定こども園見せていただきました。そういう中で、その方向がいいのか、あるいは例えば、東伊豆みたいな稲取保育園みたいな民間の方がやられている保育園もありますし、「ふらっと月ヶ瀬」も実際は民間の保育園なんですよね。春風会という民間の団体が運営している認定こども園でした。そういう形でどちらがいいのか、ちょっとまだ見当つきませんが、そういう中で必要な施設だなというふうには思っております。

そういう中で今回の子ども・子育て計画の中でも、わかば保育園の理事長さんに入っていて、それも含めて今後検討していきたいなとそういうふうには思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 今、子ども・子育て会議の中にわかば保育園の理事長さんも入って、その中で、また緊急の議題を先にやりながら、将来の保育のあるべき姿についての議論もしていきたいというようなお話を聞かせていただきました。

ぜひ、ゴールは決めないで、それこそ大勢の方で話し合っ、じっくり話し合っ、河津町の子供たちにとってどんな保育の形がいいのか、みんなで探して、一番いい形をつくっていけるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮崎啓次君） 小林和子君の一般質問は終わりました。

14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 山 田 勇 君

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君の一般質問を許します。

10番、山田勇君。

〔10番 山田 勇君登壇〕

○10番（山田 勇君） 一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、通告に沿って質問をいたします。

今回の私の質問は3問あります。1問目が、鉢ノ山の町有地について。2問目が、世界ジオパークの認定について。そして3番目が、観光交流館について。この3問であります。

一問一答でお願いをいたします。

それでは、1問目の鉢ノ山の町有地についてですが、初めに鉢ノ山町有地内で工事が進められていますメガソーラーの工事の進みぐあい、進捗状況について質問をする予定でしたが、先月の27日、今から10日ほど前になりますが、上佐ヶ野区の呼びかけで希望者20人で現地視察に行つてまいりました。現地では電力会社の坪井工業の方、それに工事の担当者から詳しく説明を受けましたので、工事の様子については最新の状況がわかりました。したがって、工事の進捗状況ではなく、それらに関連した質問をしたいとこのように思います。

先ほど小林議員の質問にもありましたが、伊豆新聞に連載記事で伊豆半島のメガソーラーについての記事がありました。5月25日の記事では鉢ノ山のソーラーについて詳しく載っておりましたが、それによると工期は2016年7月から18年3月になっていますけれども、もう既に工期は過ぎております。延長手続が出されているということですがいつまで延長なのか、また、その理由はどうしてなのかお尋ねをいたします。

次に、河津桜の補植についてお伺いをします。太陽光発電の工事が行われているところへの登り口と申しますか、平たん地の部分、トイレのあるところですがけれども、あそこから見

て左側の斜面に河津桜を植えました。あれは平成16年から20年にかけて、国の森林空間整備事業あるいは静岡県グリーンバンク緑化事業によって河津桜を中心に河津桜以外の桜、あるいはモミジなどを植えたわけですが、林道も整備し、周囲には鹿やイノシシよけの防護ネットを張りました。今ごろは河津桜の名所になっていたはずだったわけですが、ほとんど鹿に食べられてしまいました。あのとき植えた河津桜は16年度が1,200本、17年度が1,150本、合計2,400本余りであります。事業費は林道や防護柵などを合わせると4,500万円を上回ったと思います。残っている桜を大まかに数えてみましたが、100本ぐらいが今年もきれいな花を咲かせました。河津川沿いと比べると10日から2週間ぐらいの遅れで開花になります。祭りが終わるころに来たお客さんもあそこに行けば河津川のほとりは葉桜になっていてもちょうど見ごろだと、こういうことで祭り期間を長くすることもできる、このように思います。

そこで町長に質問しますけれども、あそこはこれからどうするつもりなのか。あのまま何もしないで100本ぐらい残っている桜をあのまま、そのほかの鹿に食い荒らされたところを毎年草刈りしているだけでは余りにも能がないとこのように思いますがいかがでしょう。あそこはもう一度河津桜を植栽すべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、平たん地の部分、トイレのあるところの利用でございますが、鉢ノ山町有地の中で平らでしかも道路に面していて一番いいところ、一番使い勝手がいい場所であります。前の相馬町長は、あそこは万が一の大規模な災害が起きた場合のヘリポートあるいは避難場所、あるいは仮設住宅の建設予定地にしたいとこのように言うておりましたが、岸町長もその考えでよろしいかお伺いをします。その考えに変わりがないとおっしゃるなら、あそこには恒久的な建物は建てられない、このようになるわけでした現状の近いままで利用する、こういうことになります。シニアクラブの皆さんからはグラウンドゴルフについてあそこを利用したいという希望もあるようですが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

次に、伊豆縦貫道のトンネル工事の廃土、これを利用した埋め立てについてお伺いをします。伊豆縦貫道の逆川トンネルの工事が始まりました。完成には約3年かかるそうですが、トンネル工事が出る土の量も莫大なものと思えます。残土といえますかその処理も大変な量だと思いますが、当初予定していた埋め立て地の1カ所、候補地である稲取地区への埋め立てがだめになったと聞いております。鉢ノ山地区への埋め立てについては、岸町長も考えているとこのようにお聞きしましたが、鉢ノ山のトイレのある場所のかさ上げです、それから、その手前の右下、以前災害があったときに土砂や瓦れきを置いた場所です。あそこは地形も悪くて、あのままでは利用価値もありません。あそこへの埋め立てを考えたらいかがでしょう。

うか。町長の考えをお伺いいたします。

それからもう一つ、杉久保林道の整備についてお伺いします。杉久保林道が開通して見高入谷と上佐ヶ野がつながりました。これは、林道としての利用だけでなくて遊歩道といえますかハイキングコースの利用、このようにいろいろなことが、利用が考えられます。しかし、この道は上佐ヶ野側については今回の杉久保林道の工事で作った道ではなく、何年前にあの一角が町有地ではなくて民間の開発会社が持っていたあのころからの道で、その後町が買収したもので、道路も大分荒れていてその周りは通れないと聞いております。どのような状態になっているのか。通行不可能ということなら早急に通れるように対策をしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

以上、5点についてお伺いをいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの山田議員の質問に答えたいと思います。

1点目の太陽光発電工事の進捗状況、鉢ノ山地区の太陽光の発電工事の関係でございます。説明を受けたそうですが、少し繰り返しになるかもしれませんが、概略だけ説明いたします。

鉢ノ山町有地のソーラー発電事業は町有地8万4,033平米を2016年、平成28年になりますけれども、7月21日より坪井工業が借り受けまして、そのほかにも天川共有林の土地を含む13.7ヘクタールを3つのエリアに分けて施工するもので、計画発電量は6,720キロワット、6.72メガワットの計画であります。工期は先ほど議員がおっしゃったように2016年の4月より2018年の3月までだったんですが、工期延長が5月末まで工期延長をされております。その関連にしまして後ほど副町長から答弁させます。

次に、斜面の河津桜の補植の件でございます。わくわくの森遊歩道の斜面に植えた桜は、平成16年ごろから平成20年にかけて河津桜を含む桜の苗木、町の記録ですと約2,500本と聞いております。植栽をしました。しかし、獣害対策もしましたが特に鹿により、鹿の食害により思うように育っていない現状でありまして、現在残っているのは山田議員では100本、町では数十本と認識があるようですけれども、それしか残っていないという状況でございます。当初に防護ネットなどもやりましたが、なかなか思うような管理ができなくて防ぐことができず、現在のような河津桜の状況になりまして、どちらかという点々として桜が咲いているような状況だと思います。今後は補植をしてやはり、本当にしっかりした防護ネット等で管理をしないとその管理もしっかりしてやらないと、なかなか守ることは難しいと思わ

れます。そういうことで、現段階ではなかなか補植してもその後の問題がありますので、今のところは現状のままでいきたいと考えております。

それから、登り口の平たん部分の利用でございます。鉢ノ山の入り口の右側のトイレのある前の町有地でございますが、グラウンドゴルフ場としての要望もございます。これはまた、ドローンの試験飛行の場所としても借り入れの要望がございます。ともに使用許可をしております。そういうことで、グラウンドゴルフあるいはドローンの試験飛行場としての許可は出しております。それから、先ほどお話のありました災害時の残土置き場という考え等は変わりはありません。そういうことで、緊急時のヘリポートの使用も見込まれておりますので、それはそれとして今後も続けていきたいと思っております。

それから、残土の関係でその部分の縦貫道のトンネルの工事の廃土を利用した埋め立ての件でございます。これは、縦貫道の工事の残土埋め立ての照会が以前にもあったそうですが、また先ごろ、先ほど山田議員がお尋ねの近隣の市町の残土の受け入れ場所が難しくなったということもあったのかわかりませんが、再度照会がありました。その件で私も民地を含めていろいろな場所を検討を進めておりますが、鉢ノ山の町有地も残土の受け入れ場所として考えて検討したところでございます。ただ、この場所は先ほども言ったように災害時の利用も考えられますので、特に川側の擁壁ですか、その構築物をつくった上で面積を保つことが一番よい方法であると思っております。

ただ、国のほうでもどこまで擁壁を組んでつくってくれるのか、あるいはこちらでつくる必要があるのか、いろいろ詳細がわかりませんので、この間最近の照会の中で、条件つき候補地として一応1万立米の用地として報告をしております。今後はこの土地のほかにも農地造成ですとか、適地があれば検討を進めたいとそういうふうに思っております。

それから、農林道杉久保線の整備についてでございます。林道杉久保線につきましては作業道として開通をしておりますが、林道の作業道であり一般車両の通行は考えられておりません。林業関係作業時に利用されるものと考えております。特に上佐ヶ野から杉久保林道の入り口までといいますか、先ほどおっしゃられた当時民間の方が整備されたところだと思うんですけども、その部分についてはなかなか車での通行は難しいのかなとそんなことで整備をするにも相当なお金が必要なのかなと、そういう感じもします。

ただ、遊歩道として歩く分には特にその道も歩けないということではありませんので、そういう使い方ならできるのかなと。ただ、全体を使うとなるとやはり、整備をしないといけない状況もありますので、例えば林業的な活用が見込まれるのであればその部分は整備をす

る必要があるのかなとそんなことも思います。特に仮に整備した場合でも多額のやはり費用が予想されまして、林業事業での整備は難しいと思われまますので、応急的な整備をすることがあれば、その林業作業の自動車が通行できるような、その程度のことが考えられるのかなとそんなふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 重複しますけれども、5月末で工事の関係は大体終了しています。

ただ、東京電力の関係で電柱の設置、それから送電網の関係はまだ一部完成していないということで報告を受けております。この延長になった、工期が延びたというような理由でございますけれども、これは去年の10月秋ごろの長雨、それから台風の影響もございました。そういう関係で工事が遅れ遅れになったというようなことでございます。それから、当初予定をしておりましたパネルですけれども、工事をする中で一部日陰ができるというようなことがございました。そういう関係で途中でパネルの間隔を広げてパネルを張るようにいたしました。そういう関係で開発面積が約5,500平米くらいでしょうか、増加をしております。そういう関係でエリア内に道路を通す予定でしたけれども、エリアの外周に道路を付け替えいたしましたので、そういう関係で面積も広まりました。そういうことで県の林地開発の許可、変更も必要になりました。そういう関係で当初の工期よりもおくれて、5月末の工期の延長をしたというような経過がございます。

それから、これから町としましても面積がふえたことによりまして、調整池の関係も心配がございます。そういう関係で面積を広くとりまして、必要調整容量を確保させていただきました。そして、今後についても町もしっかりと現場を確認しながら監視も引き続いてしていきたいなとそんなふう考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 太陽光発電ですけれども、5月に完成しているところということでございます。そうすると、償却資産に対する課税、固定資産税はいつから対象になるのかお願いをいたします。

それから、副町長の答弁にもありましたが一部に設計変更があったと。このことについてもどう変更されたのか私たちも現地で聞いてまいりましたけれども、道路のパネルが敷きつめてある真ん中を道が通っていたわけですが、その道がなくなって手前の周囲へと道が付け

替えられました。そして、直接鉢ノ山へ登るその登り口です、ここはかなり大きな駐車場ができておりました。あの駐車場は坪井工業の方の説明では工事関係者のためだけの駐車場ではないと。地元の人あるいはセラピーロードを利用する人、誰でも使ってもいいんだよとこのような説明がありましたが、したがって、設計変更によってまずくなつたかなと、こういうところは何もなかったように思いますし、むしろセラピーロードを利用する、こういう方のためにもよくなつたのかなとこんな感じさえ受けましたけれども、あの駐車場を使うについては途中でだめだよと言われることがあつてはいけませんので、覚書なりあるいはそのほか何か約束事を決めたことがあるのかどうか、このことについて質問をいたします。

それから、次に河津桜の植栽ですけれども、管理の仕方によっては十分育つのではなからうか。今町長はちょっと無理だから補植は考えていないとこのようにお答えになったわけですが、あれを植えたのは今から10年前、あるいは十二、三年前になるわけですが、あのころから比べますと鹿の数も有害鳥獣駆除によって大分減っております。また、以前は、初めは2,400本、2,500本の桜ということで1本1本の個体管理ができなかった、したがって周囲を囲ったわけですが、そんなに植えなくても100本、200本植えれば十分できると思います。桜の山になる、このように思います。そうすると、1本1本の管理ならばこれは100本、200本ぐらいならできます。そういったことで、1本1本ネットで巻くなりあるいはワイヤメッシュで1本1本囲むなり、こういうことで十分桜の個体管理はできると思います。ぜひ、やっていただけたらとこのように思うわけです。

それから、平たん地のことですが、埋め立ての部分です。平たん地はシニアクラブの方はグラウンドゴルフ地に大変意欲的で、とりあえずはグラウンドゴルフの練習場だけでもつくってほしいとこう言っているそうです。また、シニアクラブの人の中にも重機の運転のできる会員もいるので、場所さえ使わせてもらえれば原材料支給でもいい、こういうことも言っているそうですけれども、あの平らな一部に水のたまる場所もありますし、そうすると全体にかさ上げをして使うべきではなからうか、このように思います。シニアクラブの人たちは自分たちで重機を使い、また、スコップを持って練習場をつくる、これは到底無理ではないかと思えます。シニアクラブの人たちの意欲だけは酌んであげて、道下の部分の埋め立てと合わせて平たん地のかさ上げもトンネル工事の残土で使って行って、埋め立てが終わったなら、使い方については今もいろんな使い方を考えているそうですが、そのグラウンドゴルフ場だけでなく総合グラウンド的な、こういう方向で考えていただけたらいいのではなからうかとこのように思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思う。

次に、杉久保林道です。上佐ヶ野側についてはなかなか大変で、あれを直す事業もないとこういうことなのですが、あそこにはこの2問目で聞きますジオパークのスコリア層も一部にあるような気がします。当てはまる事業が、補助事業がなければ、町単事業でも少しずつでもやってほしい、また、応急処置的なことでもどうやら四駆の軽トラぐらいは通る、こういうまずはそこら辺からでもやっていただけたらとこのように思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのご質問の鉢ノ山の関係でございます。

償却資産につきましては後ほど担当課長より答弁させます。それから、初期変更に伴ういろんな関係につきましても、駐車場等もできたという話を私も聞いておりますので、また副町長のほうから答弁をさせます。それから3つ目の河津桜管理の関係でございますけれども、先ほど難しいよという話をしたわけですが、100本、200本、1つずつ防護をすることによって本当にそれで保てるのかどうなのか、それも含めて一応参考にさせていただきます。

それから、平たん地の関係でございますけれども、これについてはシニアクラブとドローンの関係では許可をもう既に出しております。ただ、残土につきましてはちょっとまだ国のところの関係の部分がはっきりしませんので、残土が入るかとかというのはちょっとまだ未定でございます。特に私どもが心配しているのは、貴重な町有地といいますか、災害時等の残滓の置き場とかそういう面で大変重要な部分もありますので、その土地をどう今後活用していくかということを考えると、やはり先ほど言ったように広く保つ土地であり、川側に擁壁等をつくってある程度面積を確保しなければならないと、そのことによって残土もかえるのかなと。ですから、その場を入れるのではなくて、ある程度養生をした中で入れていくことが一番いいのかなと。あとは、その国等の考え方ですけれども、運ぶ距離ですとかあとは上佐ヶ野地内を車が通るといふこともあるものですから、その辺の理解も当然得ないときないこともありますので、その辺も含めて国と今後一応1万立米では要望を出してありますので、もし、そういう話があれば詰めなければならないこともいっぱいあるので、ただ、その残土についてはちょっと、まだ方針が変わるのかなとそんな感じがしますので、ご了解いただきたいと思います。

それから、杉久保林道でございますけれども、多分手前の左側のところにあるスコリアの層土があると、ジオパークの関係の一つの地層が見えるものですから、大事なのかなと思

ます。これについてもどの程度の車を通すのかによっても大分やり方が違うと思うんです。あそこは水がはけるあれがなかなかないものですから、どうしても道を雨水が掘ってしまうという状況がありますので、その辺で結構深くなるものですから、そうすると車が難しいのかなというのがありますし、その辺についてもスコリアのところまでちょっと距離等ももう一度検討していく中で、必要があればまた検討したいと思います。今の段階では入り口は鎖がしてあるもので、車が入れない状況になっております。ですが、遊歩道としては十分私は使えると思っております。

以上でございます。

担当課長より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 山田議員の質問にお答えします。

鉢ノ山施設の償却資産につきましては、固定資産税の課税対象となります。固定資産税の課税につきましては、事業実施後となりまして、その最初の1月1日が賦課期日となりますので、現時点ですと来年度からの課税を考えております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 駐車場の利用についての件でございます。

これは、事業者が管理道路としても使えますし、当然町のほうとしましてはセラピーロードの利用者に対して整備をしていただいたというような考えでございます。今後もそういうことがまた心配が将来的にあるようございましたら覚書等を結んで、この件についてははっきりとさせていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） よろしくお願ひしたいと思います、最後に残土の利用は先ほどははっきりしていない、こういうことでしたけれども、ぜひともこの利用については骨を折っていただきたい、このように思います。しかし、実際に残土を利用しての埋め立てが始まったところになりますと大型ダンプが上佐ヶ野の道路をひっきりなしに往復するようになると思います。子供たちが集団登校する通学路でもありますので、安全対策にはしっかり対応していただきたいとこのように思うわけですが、上佐ヶ野の道路の幅員は大部分が5メートルで一部にはそれ以下のところもあります。大型車のすれ違いができません。工事の前にはダンプ

の交換場所も必要になるわけですが、それと同時にその後のことを考えると、私は町道佐ケ野線、上佐ケ野道路というのは行く行くはセンターラインのついた道が必要ではなからうか、このように考えます。鉢ノ山の町有地が300町歩、その奥には八丁池まで続く国有林が1,000町歩あります。これらの貴重な土地、財産を有効利用していくには何といたってもまず、道路が第一の前提条件になります。また、その手前、鉢ノ山の手前には河津浜病院もあります。働いている職員だけでも百数十人います。その職員の方たちは朝晩自家用車で通勤しております。そのほかにオートキャンプ場も3カ所あり、ゴールデンウイークや夏休みあたりは毎日何百台かの車が往復しております。時間帯によっては、地元上佐ケ野の人は道を横断するのに大変で信号をつけてほしいと、こういう冗談まで言う人があるくらいでございます。そこで、もしそうなった場合に、これは一つの提案ですけれども、坪井工業に太陽光発電の用地として貸しているわけですが、この賃貸料、あるいはそして、これからそこから上がってくる固定資産税、こういうものを上佐ケ野道路、佐ケ野線の改修のための道路基金として積み立てたらいかなものかと。道路がよくなれば、町道佐ケ野線の道がよくなれば、鉢ノ山の町有地の価値も上がりますし、企業誘致にもつながるかもしれません。

しかし、この基金を積むということは基金条例も必要になるわけですし、すぐにここでやるやらないなんてことはもちろん町長は言えないでしょうけれども、この考え方としては町長はどのように考えているかお尋ねをいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの山田議員のご質問で、特に上佐ケ野に行く町道の部分でございますけれども、確かに幅5メートルぐらいですけれども、大変狭くて今の太陽光の発電事業の工事関係者の車でも大分規制をしてといいますか、結構大変な部分もあったのかなど。比較的下の里さんのところまでの道路から先が狭くなっているわけです。そういう中でその旗場さんところまでのあそこの広い道路みたいな形でずっとやるとなると、多分延長が相当長いのかなという気がしますし、お金も相当かかるのかなど。そういうことで、残土を埋めるにしてもその辺の道路の部分と、あとは住民の理解が得られるのかなど。相当な台数がやはり、残土の場合は通るといふ話も聞いておりますので、まして荷重の大きいトラックで運ぶということも聞いておるので、その辺で道路の狭さと、あとその道路が耐えられるのかなどその心配もあります。あと、距離の問題もあるかと思えます。そういう中で、国のほうの考えがわからないわけですが、一応候補として挙げますけれども、なかなか上佐ケ野については難しいのかなど、私の感覚ですけれども、そんな思いもあります。

そういう中で、先ほど山田議員がおっしゃったように太陽光の借地料といいますか、五百数十万だと思えますけれども、それを積んだらどうだという話もありますけれども、私は特に太陽光で一番心配するのは、例えば太陽光のパネルが、年数が20年とか25年とかいわれますよね。その後の処理の部分が心配されるわけです。町によってはそういう処理のためのお金を積んであるようなところもあるという話も聞いたことがありますし、できれば本当は事業者さんあたりに寄附をしてもらうといいのかなという感じもあるわけなんですけれども、そういう面もあって、やはり太陽光自体が全ていいとは限らないこともあるものですから、その事業者さんがしっかり後も処理してくれればいいですけども、そういう心配もあるというところで、太陽光についてのお金についても町としてやはり、しっかり管理をしていって有効に使わないといけないのかなとそんなことも思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 河津町内を見渡したところ、鉢ノ山地域が一番何事につけても可能性を秘めている、このように思います。そういったことで、これからその前提条件となる道路についてもこれから積極的に取り組んでいただきたい。このことをお願いして、2問目の質問に移ります。

世界ジオパークの認定についてであります。まず、河津町の認定箇所はどこかということですが、念願かなってこの4月に伊豆半島が国連の教育文化科学機関、いわゆるユネスコから世界ジオパークに認定をされました。日本で9番目の認定ということでありまして、大変名誉なことでもことにうれしい限りであります。これは私の勉強不足というのか、ジオパークについては知らないことだらけで、ジオパークと聞いてもぴんときない。これが正直なところでもあります。これからは少しずつ勉強をしていこう、このように思っているわけですが、ジオパークとはジオとパークを組み合わせた言葉で、ジオは大地、パークは公園ということだそうで、価値ある地質遺産を守りながら、観光や教育に生かしていこうとこういう取り組みだそうでもあります。ジオパークの中で特にすぐれたところをジオサイトと呼ぶそうですが、河津町ではこのジオサイトはどこどこなのか。午前中の町長の行政報告では、このジオサイトが町内に10カ所ある、このようなことをおっしゃっていましたが、これがどこどこなのか。また、このジオサイトの10カ所には入っていないけれども、ジオとしての魅力のあるところ、見応えのある場所、こういうところもあるのかどうか。まず、この点についてお聞きいたします。

次に、ジオパークとは初めにも言いましたが地質遺産を観光や教育に生かしていこうというこういう取り組みであります。この事業を進めていくためには伊豆全体で進めていく事業とその地域地域、河津町で取り組んでいくものとこのように分けられると思いますが、伊豆半島ではどのような取り組みがなされていくのか。それから、町としてはどのような取り組みをして観光や教育に生かしていくのか。また、子供たちに郷土の誇りともいえるジオパークについてどのように教えていくのか。このことについて質問をいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 世界ジオパークについてのご質問にお答えします。

伊豆半島は4月に念願のユネスコの世界ジオパークの認定を受けることができました。これもひとえに関係者の皆様のおかげでありまして、感謝するとともに今後の活用を期待するところであります。河津町のジオサイトとしましては10カ所、先ほど言ったようにございます。沼ノ川、天城峠、河津七滝、梨本・湯ケ野、観音山、鉢ノ山、峰・沢田、縄地、奥佐ケ野、大池・小池の10カ所です。この中で、また33の主要ポイントがあります。代表的なものとして河津町としては河津七滝の大滝を含む7つの滝が挙げられます。ただ、まだ多くが整備されていないポイントもありますので、今後整備を検討する必要があると考えます。前段で申し上げましたが、それぞれの場所についてジオパーク的価値評価がついておりますので、具体的には例えばA Aは世界ジオパーク級の価値、Aがそれぞれそれに準ずるもの、Bについては今後の研究に期待するものと、そういうことで優先度がつけられておりまして、その優先度を考えながら看板ですとか駐車場などの整備検討がこれから必要になると思います。

それから、誘客等の取り組みについてでございます。全体の事務局は伊豆全体ということで、美しい伊豆創造センターが修善寺にあるわけです。その中にジオパーク推進協議会がありますので、そこと連携をとって行います。特にパンフレットですとかユネスコ世界ジオパークのロゴマークのケース等で宣伝を行いたいと思っております。特に河津町でも2名のジオガイドがございますので、こちらとも連携をしていきたいと思っております。それから、河津町においては2カ所のビジターセンターがございます。観光センターと観光交流館にございますので、こちらの活用によって町内のPRを考えたいと思っております。また、学校教育につきましても、昨年引き続き今年度もさっき言った推進協議会より教育担当者が出向いて、小学校などを訪問して出前講座が考えられております。また、社会教育事業としてふるさと・緑の少年団の活動の中に事業として取り入れております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 一口にジオサイトと言っても、七滝のようにジオといわれるこういう話が持ち上がる前から観光地でみんなに知られているところもあれば、鉢ノ山のそのスコリア層のようによその人から見ればどこにあるのかわからないと、こういうところもあるわけです。この売り込みには非常に知らないところを皆さんに知ってもらおうというのは非常に難しい面もありますけれども、よろしく願っていたと思いますけれども、このジオサイトを活用して売り込んでいくためには、事務局になるのは産業振興課と教育委員会、このようになると思いますけれども、その面ではある面、梨本の煉瓦の洞、ここもそういう感じがするところです。似たところがあるわけですがけれども、煉瓦の洞については必ずしもどうもこの2課の連携、ここらが必ずしも成果が上がっているとは言えない、こんな感じもいたしました。ここらの2課の連携をうまくとって、積極的に進めていただきたいと思いますが、どのような連携をとってやっていくか、お願いします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど言ったようにジオパークについては観光の面、教育の面、本当に両方大事だと思っております。先日テレビのNHKの番組で、ブラタモリなんかでも天城の関係で大分ジオの関係の部分が活かされていたのかなと、そんな感じもしております。そういう中で、やはり教育ですとかそういう面を大変大事にしていく必要があるのかなと。できれば出前講座なんかをやっているわけですがけれども、大変大事な事業であるなど感じもしております。ただ、煉瓦の洞については特にジオサイトというよりも歴史的な価値があるところだと思っておりますので、当然歴史的な価値のある場所だと思っております。教育の面でも観光でも重要だとは思っております。そういうことで、今後観光と教育と連携をとりながらこのジオパークについてはやっていくのかなと、そんな感じがしております。そういうことでよろしくお願いします。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。3問目は観光交流館について質問をいたします。

まず、食堂部門の閉鎖についてですがけれども、食堂部門が5月いっぱいまで営業を中止しました。非常に残念でなりません。観光交流館は町の施設を観光協会が指定管理者として管理をしているところですが、言い方を変えれば観光協会に運営を任せてやるとこういうものであります。食堂部門の営業の中止に当たっては、当然町に話があつていいものだと

と思いますが、これは一時的な休業なのか、それとも観光協会としては食堂部門から撤退するのか、このことについてお伺いをします。そして、町がこのことを知ったのはいつごろのことなのか、どのような話し合いがなされたのかお伺いをします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 観光交流館の食堂部門の件についてお答えします。

観光交流館の食堂についてはいつということですので、4月19日に会長以下役員が来庁した際に運営を3人の方を雇いローテーションで運営しておりましたが、そのうち1人の方が病気で業務ができなくなり、残り2名での運営が難しく援農ツアーの終了後に食堂を閉めたいとの現状の相談がありました。町としては、利用者の要望も聞いておりますのでぜひとも続けてほしいとお願いをしましたが、その後の理事会で予定どおり援農ツアーが終わった時点で閉店することになったと聞いております。4月19日のそのときの話では、食堂部門をやってくれる民間業者についても検討するとの話であった、そういうふうに聞きました。その後5月25日に観光協会の新会長、山田会長以下役員の方が挨拶を兼ねて来庁されましたので、再度ぜひとも食堂を再開していただけるようにということをお願いをしました。特に利用している町民の皆さんの声もお伝えし、その公的な役割についてもお話をさせていただき、今後理事会等で検討していただけるというご返事をいただきました。

以上が経過でございます。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 次に、協定書について伺いますが、協定書の第12条、委託等の禁止というのがあります。「乙は業務の全部を」ここでいう乙とは観光協会を指すわけですが、  
「第三者に委託し、または請け負わせてはならない」とこのようにあります。「ただし、あらかじめ甲の承認」言いかえれば町の承認を受ければ「業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる」とこのようになっております。一方、13条では譲渡等の禁止というのがあります。「乙は観光交流会を第三者に譲渡し、転貸し、または賃借権その他の使用もしくは利益を目的とする権利を設定してはならない」このようになっておりますが、これについてはどのように考えておるのか、この12条と13条、これに触れないかあるいは矛盾していないか、このようにお聞きいたします。

それから、次に1階の物販についてお尋ねをいたします。地元の農産物を初め観光土産品など大変賑わっているようで喜ばしいことですが、直近の何年間かの販売実績、それからこの出荷している人、この方々は町内町外どのような具合になっているのかお尋ねをします。

それから、施設のレイアウトですが観光交流館の施設のレイアウトは、大まかに言って1階が観光案内、それと物販コーナー、それに観光協会の事務所になっておりますが、そして2階は展示室、会議室そして食堂と、観光交流館に来る観光客あるいは地元のお客さんにとって、施設の中でどこの場所が一番の目当てで来るか。こう言いますというまでもなく物販コーナーであり、また観光案内所あるいは食堂、こういったところを目的に来るわけです。しかし、今のレイアウト、これでは物販コーナーがいかにも狭いと。狭過ぎる、このように思います。観光協会の事務所は1階ではなくても2階でもいいのではないかと。何ら問題がないのではなかろうかと思いたしますがいかがでしょうか。お客さんが一番出入りしやすい1階は観光案内所と物販コーナー、これだけにすべきではないでしょうか。観光協会の考えも聞く必要があるとは思いますが、家主である町、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの件についてお答えします。

まず、協定書と販売の内容につきましては担当課長に後ほど答弁をさせます。

3つ目の施設のレイアウトの関係でございます。このことについては確かに地場製品の直売スペースが狭いという話は聞きます。特に河津桜まつりのときに特に私も感じております。もし、観光協会でレイアウト等を変えたいというのであれば、町としても協議をして有効に使われるように町のほうとしても前向きに取り組んでいきたいと思いたします。

ただ、今1階の場所が真ん中を挟むと左右に分かれてしまうような部分の建物なものですから、それでレイアウト的に可能なかどうなのか、あと人的な管理の問題もあるので、その辺については今後観光協会と協議をしながら進めていきたいと思いたしております。

では、あとは担当課長より答弁をさせます。

○議長（宮崎啓次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） まず、協定書にあります12条と13条の関係ですが、まず12条のほうは先ほど山田議員が言われたとおり指定管理業務を受けているのは観光協会となります。そこが委託をする場合は、基本的には禁止ですが一部について町長の承認を得れば委託ができるという条項だと思います。13条につきましては、あくまで譲渡をするということは禁止ですという条項になろうかと思いたします。それと、交流館の物販の実績について申し上げます。内容につきましては観光交流館を管理している観光協会からの資料となりますので、その辺はご了承をいただきたいと思いたします。まず、1階部分の総売り上げについて申し上げ

ます。平成29年度につきましては7,358万6,099円。平成28年度につきましては7,271万9,919円。平成27年度につきましては7,342万6,124円、26年度は6,739万7,604円、25年度につきましては5,762万6,493円と伺っております。このうち観光協会の収入となる手数料につきましては、おおむね20%前後ですか。こちらから収入として協会の収入になりますが、29年度につきましてはその手数料は2,001万9,163円、28年度が1,523万9,199円、27年度が1,637万6,037円、平成26年度が1,487万1,417円、25年度につきましては1,286万2,647円の手数料収入が入っているそうです。

なお、これらにつきましては1階で販売している農産物やお土産物などということになりますので、全てのものが含まれているということになります。先ほども申し上げましたけれども、総売り上げのうち観光協会のほうはおおむね平均すると21%前後の手数料として収入としているところがございます。

なお、農産物のみの実績金額というのがちょっと出ていないものですから、販売の比率についてお伺いしたところ農産物、加工品、海産物などおおむね7割前後を占めているというふうに伺っております。

以上です。

○10番（山田 勇君） 町外町内の出荷者は。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） すみません、そちらのほうはちょっと今の段階ではわかりません。

○議長（宮崎啓次君） 後ほど資料を持てますか。では、あとで資料を提出してください。

10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 南伊豆町の湯の花直売所ですか。あそこは2億円を超えている売り上げがあるということがございます。また、近々、来年になります。東伊豆町稲取が漁協が中心となって、農協もそれを応援して大きな直売所ができるこのように聞いております。理想を言うなら河津でも大きな直売所が欲しいと思いますけれども、とりあえずは今ある施設を最大限有効活用し、そのためにはあそこをできる限り使い勝手がいいような、また売り場面積が増えるようなこういう改装をして対応してほしい、このように思います。それが、町長の言う1次産業と3次産業の連携に沿った一つの方策とこのようにも思います。いざ実行となると予算的な面、その他いろいろな問題があるかと思いますが、善は急げといえますからなるべく早急な対応をお願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君の一般質問は終わりました。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 上 村 和 正 君

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君の一般質問を許します。

2番、上村和正君。

〔2番 上村和正君登壇〕

○2番（上村和正君） 2番、上村和正でございます。

平成30年第2回河津町議会が開催されるに当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。私の質問は河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2つ目は企業誘致について。3つ目、地区要望について、以上3点お伺いします。

まず初めに、平成28年にできました河津町まち・ひと・しごと総合戦略についてお伺いいたします。

皆様にはなじみが薄いのかもしれませんけれども、こういうのを町のほうで発行しております。こちらのほうは河津町のホームページ等で見ることができます。当時4,000万円ほどかけて進められた事業でありますけれども、対象期間は平成31年までで河津町第4次総合計画の整合を図りつつ可能な限り具体的な取り組みが示されております。基本目標ごとに設定した数値目標とともに成果重視によるP D C Aサイクルの実践とあります。このP D C Aサイクルというのは、Pはプラン、計画のPであります。Dはドゥー、実施のD、Cはチェック、評価のCであります。Aはアクション、改善のA、こちらの頭文字をとったP D C Aであります。これらを繰り返すことにより着実な目標の達成を目指しております。実施に当たりましては庁内において進捗状況の確認により評価、検証を行うとともに見直し、改善を図

り、翌年度の取り組みに生かしていくと中に記載されております。

そこで1つ目の質問でございますけれども、各課における基本目標、主な事業、進捗状況、及びP D C Aサイクルはしっかりと機能しているのか。各課の数値目標における現在の進捗状況をお伺いいたします。

そして2点目でございますけれども、この総合戦略、平成31年までで既にもう半分は過ぎていく状況の中で可能な限り具体的な取り組みが数値目標化されております。この数値目標の達成状況と総合戦略推進会議の意見を踏まえた見直しと改善を図り、翌年度への取り組みを生かしていくということでございますけれども、これはどのような内容だったのかお伺いいたします。

以上2点でございます。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの上村議員の質問でございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略について、特にP D C Aのサイクル、各担当の状況はということでございます。数値目標達成状況及び総合戦略会議でございますが、お尋ねのP D C Aとはよくビジネスの世界で使われる言葉だと思いますが、先ほど上村議員も申しておりましたがPはプラン、Dはドゥー、Cはチェック、Aはアクションでありまして、それぞれの施策においてP D C Aサイクルが機能しているかとの質問であり、答弁したいと思います。

平成28年3月に策定されてそれぞれ5年間の目標を決めて戦略を目指すもので、各課においてそれで取り組んでおります。全体的な戦略の見直し作業は行われておりまして、17人の委員により会議が開催されて見直し作業が進められております。29年度は8月29日に第1回を、3月23日に第2回の会議が開かれまして、全体項目の中で目標値について検討、修正などが行われました。今後も委員会で会議を開き、目標値について順次必要なものは検討していきたいと思っております。

なお、目標値の状況あるいは会議の内容等については担当課長より答弁をさせます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 目標数値と会議の内容等につきまして答弁させていただきます。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を受けまして、河津町では平成27年度から平成31年度までの5年間を対象期間としまして、本町における人口減少と地域経済縮小の克服などを

目指しまして取り組みを展開しているところであります。

基本目標に挙げられた各施策には、達成するための主要な事業が挙げられております。その具体的施策の達成度を評価するために重要業績評価指標、一般的にはK P I というふうに言っておりますがこれが設けられておまして、5年後または毎年ごとに数値が定められているということでございます。

平成28年度末の達成状況につきましては、40評価項目のうち13項目が達成をされており、達成率は32.5%という数字が出ております。このほかにも目標数値に達していないものの数値が伸長している施策もありまして、平成31年度までには多くの項目で達成ができますよう河津町総合戦略推進会議のご意見も踏まえながら、反映をさせながら推進をしていこうということを進めているところでございます。

町長の先ほどの答弁にもありましたように、平成29年度の河津町総合戦略推進会議では8月と3月の2回開催しております。推進会議の内容ということでございますが、町内の各界の代表者等と町の関係課長によりまして17名で委員会が構成されております。昨年8月の会議では一部委員の交代ということもございましたので、基本的な情報ということも考えまして県内の人口の動向、これまでの施策の達成状況等の報告、それと施策の取り組みへの説明等を行いました。そのときの会議では、委員からは少子高齢化が大きな問題であると。移住が促進されるよう、町の魅力をたくさんPRしてもらいたいというようなことを意見が出されております。ことしの3月になります2回目の会議です。ここでは、先ほどから話が出ておりますP D C Aサイクルに基づき創生総合戦略で挙げました主な事業94事業に、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺地区の地域づくり計画の策定ということをして1つ事業として盛り込みました。それによりまして95事業として取り組むことにしているところです。そのうち、移住希望者へ近隣市町村との連携をしてワンストップサービスのサポート体制を構築するというようなこともその策定時以後にそういうことも出てきまして、そういうようなことを含めました6事業をほかに修正しております。

また、事業の達成度を評価するための先ほど申し上げました重要業績評価指標、K P I ですが43項目のうちお試し移住体験件数が年間10件というような目標を立てておりましたが、これを60件に増加させるといいますか増進させるというようなことも踏まえまして、3項目を修正しております。また、このほかに当初挙げたものになりますが算定根拠が定量的でない、要はなかなか数字としてあらわし切れないというような項目が3項目あって、これは委員会の中でも議論をしたんですが、どうしてもこの指標としてはなかなか評価しづらいとい

うことで廃止をしたということで、現在40項目で評価することとして今年度は取り組んでいるというところでございます。

現在の取り組みとしましては、以上申し上げたとおりでございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

40項目のうち13件ができて達成率は32.5%ということで、あと2年ちょっとはあるわけですがけれども、ぜひ100%を達成していただきたいと思うのでありますけれども、この中にいろいろなすばらしいことが書いてありまして、例えばコミュニティーカフェを1カ所つくるとかインターンを受け入れする、道の駅をつくるとか海から見えるジオパーク、6次産業、桜の切り枝とかグリーンブルーーツリズム、いろいろ載っているんですけども、その中でちょっと1点だけ、基本目標の2番というところがありまして、河津へ新しい人の流れをつくるという中に新しいオフィスや事業所の誘致というのがあるんですけども、基本方向として若い世代の定着を図るためにも魅力ある仕事づくりが重要である。本町の豊かな自然など地域資源を生かし、魅力ある仕事づくりにつながる新しいオフィスや事業所、クリエイティブ拠点の誘致に取り組むというふうにありますけれども、こちらにつきまして詳細な内容、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員の質問の事務所クリエイティブ拠点の誘致についてでございます。

内容の基本方向としては、先ほど議員がおっしゃったように若い世代の定着を図るために魅力ある仕事づくりが重要であります。本町の豊かな自然など地域資源を生かして、魅力ある仕事づくりにつながる新しいオフィスや事務所、新しい発想による事業所などの誘致に取り組むものでございます。

現在の状況であります、町ではどのようなクリエイティブ拠点が適当か現在のところ情報収集をしているところでございます。ただ、県主催のサテライトオフィス誘致セミナーですとか、本町と環境が同様な南伊豆町の主催のお試しサテライトオフィス事業セミナーに参加したり、同様な環境に置かれた地域の先進事例など調査研究をしているところでございます。今後は企業誘致の一環として、IT企業のサテライトオフィスなど空き家を活用するなどの方法で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） IT企業、空き家などを活用するという話でありますけれども、先ほど町長のほうからお試しサテライトオフィスというホームページが、総務省でやっているホームページがあるんですけれども、こちらにはまだ、河津町は掲載されていない状況でありますので、この河津町でやっていることを外にアピールすることが非常に重要であると思います。この成果重視のPDCAでは最後のアクション、改善、このAの部分が非常に重要になってくるのではないかと思います。改善を重ねて数値目標を達成していただきたいと思っております。

先月、22日の伊豆新聞によりますと先ほどからありました人口問題の話がありましたけれども、県と賀茂6市でつくる賀茂地域広域連携会議の第17回会議が開かれましたと。こちらには多分町長も出席されていると思うんですけれども、教育や若者定住施策に関する議題を協議したほか、地域の人口問題について意見を交わしたとあります。人口問題は国立社会保障・人口問題研究所、皆さん社人研とよく呼んでいるんですけれども、による将来推計人口をもとにした意見交換をした。こちらによりますと27年後の2045年、賀茂地区の人口は現在のおよそ半分、3万1,481人というこの新聞報道にありました。65歳以上の高齢化率は56.4%、前回国勢調査でやった2015年には41.8%、ゼロ歳から14歳の年少人口率は6.6%、2015年の国勢調査では9.3%となっております。県の担当者によりますと社会情勢を加味せず、何もしない場合の推計でありますけれども、現実問題として賀茂地区の人口は5年前の推計数値よりも減少していると指摘しております。この河津町まち・ひと・しごと総合戦略では、実現すれば人口減少に歯どめをかけるすばらしい内容であると思っております。

そこで町長にお伺いいたします。まち・ひと・しごと総合戦略、この取り組みを100%できるように強化したらどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの上村議員の人口推計の話でございます。この間広域の会の中で示されました。これは、前回の国勢調査をもとに前回の計画は推計がなされております。今回は平成27年の国勢調査の新たな数字を使って人口推計を先ほど言った国立の社人研という社会保障・人口問題研究所というところで推計をしたものでございます。ということで、今後30年後にどうなるかということでございます。

そういう中で、賀茂地区はそういう状況で、特に河津町におきましても前回のこのまち・しごとの計画の中にも入っておりますけれども、五千何百人という数字が出ていたと思いま

すけれども、今回の計画ですとさらに人口減少が進んで約3,800人というような河津町の推計が出ております、30年後の推計。その中で、先ほども言ったように何もしないでこのまま統計的に行くと30年後にはこうなりますよということで私は捉えております。確かに少子高齢化も進んで人口も減るといことも今のままでいくと確かだと思います。ただ、人口減少は2つの要因があると言われております。1つは自然要因、それは生まれる人と死ぬ人の差。それからあと、社会要因。住民移動をして入ってくる人と出ていく人の差。今までは河津町ってどちらかというと社会増減が比較的安定していたというか、減らなかったというのが大きな要因だったと思います。ただ、河津町がこれから推計を見るとその数字もなかなか安定をしてこないのかなと。やはり、自然減といいますか、人口の生まれた人と死ぬ人の差がやはりだんだん多くなって、死ぬ人が多いということで多分こういう数字が出ていると思います。

私は特に最近思うんですけれども、特に私が言っているのは伊豆縦貫道の完成、これが何か早くならないのかなと。そのことによって大きく町は変わるのではないのかなと、そんなふうに思っております。今、既に計画は進んでおりますし、10年後なのか15年後か20年後かわかりませんが、なるべく早くやることによって例えば30年後より前なら何とか手も打てることもあるのではないかなとそんな気もします。特に沼津から下田へ40分という高規格道路でございます。そうしますと河津から沼津へ30分ぐらいで行けるのではないのかなと、そんなことも考えられます。そうすると、経済活動あるいは仕事の関係でも大きな改善が見込める可能性もあるのかなと、そういう意味で大変大きな意味を持つ事業が今後この伊豆縦貫道については重要視されるのではないのかなと。

そういうことも含めて、私は道路だけではなくて、やはりそれまでにこの町を、特に働き手が多く住むような町づくり、そのために何をしていくかということを考えてときに、私は当面は子育てしやすい、育てやすい環境づくりをすることによって多くの若い人たちが住むような状況、そして特に最近、先日も有楽町のふるさと回帰センター、移住の関係のところの静岡県担当の人と会って話を聞いてきました。そうすると、以前と変わって高齢のリタイアした人よりも働き手といいますか、現役世代の方たちが子育てを田舎でしたいという声も大分あるようです。そういうことを考えますと、やはり子育てしやすい環境を大事にすることによって、将来大きく動く可能性もあるのかなと。場合によっては河津に住んで東京に勤めに行くこともできるのかなと、そんな時代も来るかもしれないということで、特に働き手世代をいかにしてこれから呼ぶのか、それともう一つは、やはり交流人口をいかにして増

やしていくか。当面。そのことが特に大事だと思っております。

ですから、長い施策の中では、働き手をいかにして増やしていくか、それから当面の施策としては交流人口をいかに当面は増やしていくか。そのことによって維持していきながら町を保っていったら、そして将来的には皆さんが住みやすいような、そんな町づくりをすることがとても大事じゃないのかな。そういう意味の中でこの人口問題をマイナスに捉えるのではなくて、もっと皆さんと一緒にやれば将来としては何とかなる可能性もあるのではないのかなと。それはやはり、賀茂地区全体と一緒にやらないとこの問題は解決できないと思いますので、これからも広域連携の中で一緒にやって伊豆縦貫の要望もそうなんですけれども、やはり町づくりは1つの町が頑張っていくことによって、近い将来伊豆にとっても明るい未来がないということがないのではないのかなと、そんな気持ちでおります。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。伊豆縦貫道を起爆剤にしてという話であろうと思います。まち・ひと・しごと総合戦略についての質問だったもので、取り組みを強化するかというご質問だったんですけれども、要するに働き手、要するに子育てをしたいという方はいらっしゃる。ただ、ここへ来て仕事がないとやはり、生活もできないですし、高校を卒業すると出て行ってしまっただけで戻ってこられない。戻ってこられない理由の一つはやはり、仕事ではないかなと思います。

続きまして、質問に移らせていただきたいと思います。続きまして、企業誘致について伺います。こちらにつきまして、現在今町の人口が減り始めまして、いわゆる生産労働人口が減っていく中、以前から人口を増やし雇用を増やし、税収が増える一つの施策として企業誘致がございます。具体的にはどのようなメリットがあるのかと申しますと、事業所の進出のための設備投資が生まれます。これは建設業者、機械製造業者らが受注し、関連事業者の仕事や売り上げが増加すると考えられます。2点目でありまして、先ほど話もありましたけれども、地元でも新規雇用が生まれます。通勤などのために従業員が町に転入したり、Uターン、Iターン、就職にもつながり、人口流入や人口減少の抑止になるとも考えられます。3点目は地元生産者、企業に新たな需要が生まれます。地元での原材料業者、運送業者、商店などへの需要も考えられます。4点目にインフラにかかる費用の創出が考えられます。これは例えば、今現在町水道事業、これには多くの整備費がかかります。インフラは一定の人数が下回ると経営が難しくなります。人口が増え、給水人口が増えれば水道経

営の安定化にもつながります。そこで、河津町としてひと・もの・かねが集まるシステム、この企業誘致のあり方についての見解をお伺いいたします。

次に、町の条例についてお伺いいたします。今現在ある企業誘致に関する条例を全てご説明いただきたいと思います。同様に附則についてもご回答をお願いいたします。また、事前に通告してございますので、近隣の市町及び企業誘致先進地の条例を調べた限りご説明いただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 企業誘致の関係についてのご質問ですので、お答えします。

現在の条例の関係をまず、最初にご説明いたします。現在の条例の中では企業誘致に限ったことではございませんが、産業振興を図るために町内の事業所を新設もしくは増設を奨励し、資源の効率的活用をもって町民の公益を増進することを目的とした河津町産業振興の助成に関する条例がございます。この制度は、新設や増設をした事業主に対し事業開始から1年度に固定資産税相当額の40%以内、2年度に30%以内、3年度に20%以内を補助する制度でございます。また、そのほかにも一定の要件を満たした小規模事業者の育成のために、事業者が事業用設備の新設あるいは増設及び改築を行うために金融機関からお金を借り受けた場合に、その利子の一部を予算の範囲内で補給する制度、現在は2%以内最高3年間でございますが、そういう制度もございます。

それから、企業誘致の関係でございますが、河津町の場合には大きな工場などの誘致はなかなか難しい状況であります。特に町の魅力をつくることによりまして、移住や企業への勧誘を図り、さらに金融機関や不動産関係者などの情報を密にして、町としてできる対策を行うことが当面必要なことだと考えております。先ほども申しましたが、特に今後の将来の見通しとして伊豆縦貫道の関係ですとか、そういう関係のインフラ整備の可能性ですとか、移住に対しても環境などの魅力などを訴えていくことが私は大事であると思っております。

近隣市町村の状況については担当課長に答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 近隣の状況等でございます。県内全般の関係もございしますが、企業誘致に関連する条例規則等は大きく分類いたしますと、用地取得と新規雇用を対象とする補助制度、設備投資に対する補助制度、あと、固定資産税等の税額相当分を交付する奨励金等の制度などがあるということで、分類された中で条例が県内各市町と異なりますか、特に東海道沿線のほうの市町、そういうところが定めているという状況でございます。近隣の状

況ということになりますと、賀茂地域の中では南伊豆町の企業立地促進条例というものがございまして。この条例は進出企業に優遇措置として用地取得費と固定資産税の一部を助成します。新規雇用に対しましても補助金を交付するものでございます。また、立地企業への情報、企業立地に関する相談、国や県、関係機関へと町のほうで連携と協力をするというような内容も盛り込まれているようなものとして条例がつくられております。あと、賀茂地域の中では現在のところまだ制定をされていないように思いますが、聞くところによると制定の準備をしているというような町もあるように伺っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

企業誘致とは大きな工場とは限りませんで、四、五人の小さな事務所等いろいろあるかと思えます。この町の地形からいって、大きな工場を建てるような場所は正直言ってほとんどないのかなと思えますので、そういう小さな企業であっても企業誘致の条例に合うようなものをぜひ、つくっていただければなと思うんですけれども、町の条例について今度はお伺いいたします。町として今後、企業誘致を進んで行うにはまず、受け入れ体制、町としての条件です。条件、条例を先に整備していくことが必要だと考えております。例えば町長がトップセールスで企業誘致に行かれるにしても、こちらの受け入れ条件が、こちらが明確化していないと、そして、よい条件でないと移転や事業を考えている企業側では選択肢の中から最初に候補地から外されてしまう可能性もあります。補助金や固定資産税の免除など、一旦町で負担することとなりますけれども、5年先、10年先にはそれらが回収でき、雇用も生まれ移住政策にも寄与し、お互いウイン・ウインの関係ができます。河津町として積極的にこの今の時代に合った条例整備を進めるべきと私は考えます。もしくは、特に企業誘致については今ある状態を維持して、条例については何もしないのか町の見解をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 企業誘致のための新たな条例ということでございます。現在では特段考えているわけではございません。ただ、産業振興助成事業の中でも用地の取得等の部分が近隣の市町と比べるとそういうものがないわけですが、そういう軽減処置が、それについて今後、その中で含めることができるかどうか、そんなことも含めて現在あるものを少し手を加えることによって、企業誘致の政策としても変えることもできるのかなと、そんな気もしております。それから、私自身としてはトップセールスという関係では東京都へ出か

けていきますと、その関連の例えば公共団体ですとかいろんな個人の方の、町民の方の知り合いの方を訪ねて行ったりとか、そういうことでなるべく私自身が行って、町の魅力ですとかそういうことを訴えるような形のトップセールスはないですけども、そういう形をして大事にしていきたいなとそんなように思っております。

それから、今までで過去でやはり、一番いい例といいますか企業誘致ということになるかどうかわかりませんが、今井浜にある今井浜病院です。これがやはりできたことによって、大変大きな波及効果があったと思っております。町にとっても町民にとっても大変大きな効果を生んでいると考えております。特に私はそういうことを思いますと、今後渋谷区ですとか関係ある都市圏にある市町、あるいは行政区あるいは町民の人脈などを生かして、さらに誘致を図っていきたくないとそんなふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

この軽減措置を図り、渋谷区、町民の人脈を使って企業誘致をしていくという考えです。ぜひ、企業誘致、1社でも来ていただくことによって大分変わると思います。積極的にこの事業を進めていただき、軽減処置ではなくちゃんとした条例を整備して、ぜひ、進めていただきたいと思っております。

続いて、次の質問に移りたいと思っております。続きましては、地区要望についてお伺いいたします。毎年地区で地区要望を町のほうで受け付けておりますけれども、昨年度の地区要望の達成率、これがどの程度あったのか、また、金額にして概算がどの程度あったのかお伺いいたします。また、地区要望がかなえられなかった要望は何が原因でできなかったのか、また、要望している金額換算にすると幾らぐらいになるのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 地区の要望の達成率といいますか、そのご質問だったと思っております。

これは地区ごとの要望事項の取り上げ方とか実施の程度にもよりますけれども、一概に達成率というのは大変数字であらわすのは難しい面もありますけれども、一応昨年の実績により後ほど担当課長より答弁させます。

その前にかなわなかった理由としては、予算の関係などもあると思っております。あるいは、施工技術の困難なものですとか県などの要望事項などもありまして、一概に金額とってどの

程度のものが入れるのか判断できにくいものがありますけれども、大まかではございますが、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 地区からの要望事項についてのご質問でございます。

昨年度、平成29年度の地区要望の件数でございます。全体で233件となっております。その中で実施及び対応を可とした件数につきましては147件、残りの86件につきましては29年度対応を見送ったものとなっております。

実施及び対応を可とした147件の総費用でございますが、概算ではございますが3,400万円。このうち約1,400万円が9月補正での対応となっております。要望に対する割合でございます。これは達成率ということでご質問されておりますが、要望に対する割合といたしましては63%となっております。

対応を見送りました86件のうち51件が現状維持並びに経過観察ということで各地区にご回答をしております。35件が翌年度実施として回答をしたものとなっております。その翌年度実施と回答した35件と29年度に実施及び対応を可とした147件の計182件、こちらに対します割合につきましては78%となっております。また、地区の要望につきましては案件ごとに所管課によりまして現地調査等によりまして必要性、緊急性等によりましてその対応を判断した結果の予算要求となっております。特に予算の枠は設けておらず、他地区とのバランスや地区の実情等を考慮した予算措置としております。また、29年度の対応見送りの86件につきましては、先ほどの理由によりまして経費の算定は行っておりません。ということでございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

63%、プラス35が入っても78%が要望がかなっていないということであります。要望がかなわない理由に先ほど町の予算という話がありますけれども、この要望をかなえるためには、やはりお金といういわゆる道具です。この町の予算があれば要望を満たすことができると思うんですけれども、町としてこの要望をかなえるための税収を増やすためにどのようなことが考えられるのか、要するにお金を増やして要望をかなえてあげるために町として税収を増やすことをどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 要望をかなうために税収を増やすための施策ということだと思います。単純には町民の所得を上げること、効率のよい行政運営を行うことが考えられますが、税収を上げることだけが要望に応えるだけだとは私は思っておりません。それは、各地区の要望の中で今までのように財政が豊かであり、将来的に人口が増えていくというような状況なら巨大投資も考えられますが、これからはやはり、道路や橋といったインフラ施設や公共建築物などの維持に大変多くの費用がかかります。現状でも今後の推計をしますと、やはり年1億円ぐらいが不足してくると言われております。そうした中で、要望についてもできる限り対応したいと思いますが、本当に地区にとって必要なものを選択して協議しながら、お互いが協力しながら要望をかなえていくことが大事であると私は考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

今後も毎年1億円ぐらいかかるインフラ、要するに水道もそうでしょうけれども、橋とかそういう耐用年数が来ているものについては、今後どうしてもお金がかかっていく。やはり、このお金がやはりどうしても必要になってくる、予算が必要になってくる、私はそう思います。税収を増やすために町の成長戦略、成長戦略と私が勝手に呼んでいるんですけども、この推進については出おくれないようにしていただきたいと思っております。町長のスローガンでもあります「小さい町だけれども美しく」「小さい町だけれども子供からお年寄りまで生き生き暮らしていける」「小さい町だけれども納得できる利便性がある」これらを継続的に進めていくためには常に、やはり成長し続けなければならないと思っております。そして、町長の7つの公約、子育て関連施設、防災対策、バガテル公園、第1次産業と第3次産業の連携、幼稚園保育の将来の運営形態、行財政改革、いずれも重要な施策であります。並行してこの河津町が成長していくこの成長戦略、これについても同時に進めることで解決できる施策もあります。町を挙げて次の世代が食べていかれる産業、そして、税収を増やし要望をかなえるためのこの成長戦略について町長の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 確かに今後の町を考えると、成長戦略といいますかそういうことも大変大事だし、私としても転換期であると、そんな気もしております。そういう意味で、今の段階ではとりあえず必要なものだけ締めていこうと。その上で成長戦略ありではないのかなとそんなふうに思っております。それで、私の言っている最後のところに「納得できる」と

いうところがそういう意味で、皆さんと本当に必要なものだけつくっていったり残していったりして、ある程度コンパクトな、やはり小さくてやりやすい行政をつくるのが今後の町にとって大きな成長の基礎になるのではないのかなとそんなふうに思っております。そういう中でお金を増やすということも大事ですし、ある面では削減していきますが整理することも大事だと思っておりますし、そういう意味で今、どちらかという整理をしてこれから踏み出していこうというかそんな時期ではないのかなと。そんなことで今、やっておりますので、成長戦略に向けて何とか頑張っってやっていきたいと思っておりますので、どうかご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） どうもありがとうございました。

コンパクトな町、成長の基礎となるということでありますけれども、ぜひ、やっていただきたいと思えます。

以上で私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました4番、仲里司君、1番、遠藤嘉規君、3番、塩田正治君の質問はあす6日に行います。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宮崎啓次君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

あすは定刻再開します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 6 日（水曜日）

## 平成30年河津町議会第2回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年6月6日(木曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河津町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第7 議案第25号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第26号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第9 議案第27号 平成30年度河津町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第28号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第29号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第30号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第31号 平成30年度消防ポンプ自動車(第3分団)購入契約について
- 追加日程第2 議案第32号 平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約について

---

### 出席議員(10名)

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 遠藤嘉規君 | 2番 | 上村和正君 |
| 3番 | 塩田正治君 | 4番 | 仲里司君  |
| 5番 | 小林和子君 | 6番 | 土屋貴君  |

7番 渡邊 弘 君

8番 稲葉 静 君

9番 宮崎 啓次 君

10番 山田 勇 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重宏 君

副町長 土屋 晴 弥 君

教 育 長 鈴木 基 君

総務課長 野口 浩 明 君

企画調整課長 後藤 幹 樹 君

町民生活課長 飯田 吉 光 君

健康福祉課長 川尻 一 仁 君

産業振興課長 鳥澤 俊 光 君

建 設 課 長 村 申 信 二 君

水道温泉課長 中村 邦 彦 君

教育委員会  
事務局長 渡辺 音 哉 君

会計管理者  
兼会計室長 土屋 亨 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 木村 吉 弘

書 記 鈴木 英 光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宮崎啓次君） おはようございます。ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮崎啓次君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

---

◎一般質問

○議長（宮崎啓次君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、もう添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

4番、仲里司君、1番、遠藤嘉規君、3番、塩田正治君。

---

◇ 仲 里 司 君

○議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君の一般質問を許します。

4番、仲里司君。

〔4番 仲里司君登壇〕

○4番（仲里司君） 皆さん、おはようございます。

平成30年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので質問いたします。一問一答方式でお願いいたします。

私の今回の質問は3件であります。

1件目、都市計画道路浜・峰線について、2件目、空き家対策について、3件目、町有地の有効活用についてであります。

まず、第1点目に、都市計画道路浜・峰線についてお尋ねしたいと思います。

浜・峰線は、峰から役場までの間は地権者の協力もありまして供用を開始されてから久しいのですが、役場から観光交流館までの間がここ数年全く進展が見られない状態であります。

浜・峰線は都市計画道路です。この都市計画道路とは、良好な市街地環境を整備する都市計画と一体となって整備される道路のことで、都市施設の一つとして計画決定された道路の整備を都市計画法に基づく認可または承認を得て都市計画道路事業として実施されたものであります。

道路整備は、特に観光においても非常に重要なことと誰もが思うのではないのでしょうか。昨今の伊豆縦貫自動車道の整備や県央道の開通によりまして天城方面からの車による観光客が増えているのは事実だと思います。これらの状況から、これまで以上に観光の町としてやっていくためにもこの道路整備を急ぐ必要があるのではと感じております。特に、この浜・峰線を整備することにより、観光シーズンの渋滞緩和や老朽化する河津川沿いの桜並木にかわる河津桜の名所づくりや回遊ルートの設定にもよい効果を上げることと思います。

そこで、現在までの整備の経過と、町長として、ここ数年進展が見られない理由にはどのようなことが考えられるのでしょうか。そして、浜・峰線の現況をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

そして、この浜・峰線ですが、平成25年12月の河津町都市計画マスタープランでも未整備は課題として取り上げられております。また、平成28年4月に発表されました河津都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でも浜・峰線は優先的に整備することになっております。基準年次の平成22年から10年以内の整備となっておりますが、平成22年から10年以内ということはあと2年ですね、浜・峰線の全線開通により町内の車の流れも大きく変わる

ことと思います。現在計画中的の子育て施設の場所決定にも影響が出るとも思われます。また、町有地の有効活用にも影響があるかもしれません。

そこで質問ですが、全線開通に対しどのような考えをお持ちで、全線開通させるスケジュールをどのようにお持ちでしょうか。もしそのようなことができないのならば、どのような問題があるのかお聞かせ願いたいと思います。町長、お願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 仲議員のご質問に答えたいと思います。

都市計画道路浜・峰線の全線開通についてどう考えるか、あるいは課題等についてのお尋ねだと思います。

この路線は将来的に伊豆縦貫自動車道ができて、河津にインターチェンジができたことを考えますと、インターチェンジから国道135号へ続く重要な路線であると考えております。既に議員がおっしゃるような役場の横までが供用開始をされておりまして、その先の役場から観光交流館までの約630メートル区間が、ここ多分6年近くだと思いますが、着工に向けての進展が見られない状況であると思います。

そこで、昨年度、田中の区長さんをお願いをして、2月11日の区の集まりの中で今後町として取り組みたい趣旨につきましてお願いをしまして、区民の皆さんにその取り組みたいという趣旨についてはお知らせし、お願いをしました。

まず、この道路を進めるためには計画地の周辺測量といいますが、それを行うことがまず先決であります。それには関係地主さんの承諾が必要でありまして、まず立ち入りの承諾をもらうための事前交渉といいますが、それから始めなきゃなりません。そういう中で、以前の状況を見ますと、理解をしていただけない人もいると聞いておりましたので、お訪ねして理由等もお伺いしましたけれども、その人によりまして、過去にいろいろないきさつもありまして、いまだにお話を聞かせてもらっている、そんな状況でもあります。今後も、地区の皆さんあるいは地権者の皆さんのご理解を得るべく交渉を重ねて、進展するよう努力したいと考えております。

また、現在、地区懇談会を行っております。先日の田中・沢田地区対象の懇談会で、この件についても早く進めてほしいとの要望がありましたので、町としてもなるべく早い時期に地区の皆さんや関係者の皆さんに再度説明する機会を持ちたいと考えております。

それから、今後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げた課題もありますので、今後は地権者の立ち入り測量の承諾が得られるための説明もできていない状況でありますの

で、今のところ未定でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君。

○4番（仲里司君） 今2点町長に伺いました。それぞれ地権者の方ともお話されたということをお聞きまして、何か一つ安心したような気もするんですけども、道路というのはなかなかすぐに、わかりました、はい進めましょうというわけにはいかないわけですし、長い年月がかかるわけですけども、でも町長がそのようにしてこの浜・峰線の貴重な道路についてそれぞれ前向きに考えられていることを今理解させてもらったわけですけども、直接、実際に路線を云々とかという発表までとか、そこまでの話にはいかないわけですか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸重宏君） 先ほど言った話は平成23年11月に田中地区の皆さんと地権者の皆さんにお願いをして公民館で説明会をやっております。そういうことでそれからもう7年近くたっているものですから、その説明からもう一回始めないと、多分世代の変わっている方もおりますし、大分経過もありますので、とりあえず全体的には理解されていない面もありますけれども、とにかくそのことから始めないと事は進まないなということで、そういうことで地権者と田中地区の全員の皆さんの説明会をとりあえず開催をしたいなど。できるだけ早い時期にそういう会合を開催したいなど、そんなことを当面は思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君。

○4番（仲里司君） 急に町長に振ってしまって失礼しましたですけども、それでも私たちは実際にその活動の内容を田中の方々に聞く説明会をこうして開催しますということになれば大きな進展ではないかなと思いますので、ぜひ浜・峰線を中央道をですね、早急に何らかの形で、私たちの元気なうちに道路ができるように取り組んでいただきたいと思います。

では、続きまして第2点目の空き家対策について伺いたいと思います。

昨今の急激な人口減少の結果、当町でも適切な管理が行われていない空き家等が目立ってきております。空き家が適切に管理されないまま放置されますと、老朽化による建物の倒壊の危険性が高まるほか、景観の悪化や不審火、ごみの不法投棄等につながる恐れがあります。景観の悪化などは、当町の主とする観光業にも悪影響を与えますし、防災面でも大規模地震発生時には避難路の閉塞や隣近所への延焼が危惧され、住民の大切な命にも重大な影響を与えると考えられます。そのために平成27年2月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が

施行されております。

この法律では、地域で問題となる空き家を自治体が特定空き家に指定して立ち木伐採や住宅の除去などの助言・指導・勧告・命令をしたり、行政代執行、すなわち強制執行までもできるようになっております。

そこで質問ですが、各自治体ではこの法律にのっとり実施することになっていきます空き家等対策計画の策定や法定協議会の設置をすることになっておりますが、当町では現在どのように取り組み、どのような進捗状況と策定予定かをお伺いしたいと思います。そして、まだそれらが実施できていないならば、どのようなことが問題になっているのでしょうか。

当町では、空き家の有効活用の一つとして空き家バンク制度を設けています。これは空き家の所有者から提供を受けた物件を町のホームページで公開し、希望者に無償で紹介するというものです。現在では多くの自治体に移住・定住者獲得に向けて力を入れている施策であります。

先日の新聞報道の記事にもありましたように、県内への移住者は前年の1.3倍となっております。相談件数も前年度の1.5倍となっております。その移住希望者ですが、最近の傾向としまして子育て世代が多く、昨年は約8割がその子育て世代ということです。当町にも1人でも多くその人たちに来てもらいたいと思うのは、町長も同様だと思います。

そして、多くの人たちが求める住居が庭つき一戸建てだそうです。町内にはまだまだ該当の空き家が多くあると思います。移住者獲得のためには、希望に沿った住居の供給が不可欠であります。空き家バンクの登録件数は増えているそうですが、制約も多いため物件は不足しているとも聞いております。

そこで、前回の定例会でも質問のあった空き家バンクについての質問ですが、現在までの空き家バンクの取り組み状況と今後の予定と目標、そして施行されました空き家特別措置法と空き家バンクの関連性、また、どのようなことが問題になっているのかお伺いしたいと思います。

以上2点お願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま空き家対策についての質問だと思います。

特に空き家訴訟といいますか、その取り組みの関係が新たに出てきておりますので、若干重なるかもしれませんが、重ねて説明をさせていただきます。

平成26年11月に公布されました法律でございます。適正な管理が行われていない空き家等

が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるとの背景から生まれた法律と理解しております。

市町村は、仲議員のご指摘のように、空き家対策等の対策計画の策定によりまして、その調査などの情報収集により特定空き家等に対する処置が可能になるものであります。

特定空き家等とは次のようなことを言います。4点ほどございます。

1つは、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、2つ目でございます、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、3つ目でございます、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目ですが、その他修繕の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これを特定空き家と言っておりますけれども、その特定空き家に対する処置として、仲議員が先ほど質問の中で申しておりますけれども、立ち入り調査、指導、勧告、命令、代執行の処置が可能となります。

河津町の今後の状況にもよりましてけれども、現状では空き家バンク等の利用により、早い時期にその活用を図ることができれば問題ないと思われまますので、できる限り入居を進める対策で対応したいと思っております。

しかし、ケース・バイ・ケースによりまして、今後、特定空き家等の要件に該当する案件が出てきた場合には検討すべきと考えております。

それから、空き家バンクの現状と今後の予定でございますが、これについては、私もきのう移住の関係でちょっとお話をさせていただきましたけれども、東京有楽町にありますふるさと回帰センター、交通会館の上階にあると思うんですけれども、そこへ先日訪ねてみました。静岡県担当の職員は2人おりまして、話を聞きました。その中で、やはり仲議員おっしゃるように、最近の子育て世代の方が大分移住を希望されている相談が多いと、そんな話を聞きましたので、私の政策の中でも子育て世帯に住んでいただきたいということもあるものですから、そんなことを考えて今後推進していきたいなと思っております。

それから、ことしになりまして協力隊員の1人応募がありましたので、今その方をNPOの法人のほうに派遣をして、この移住関係の対策を一緒にやらせているというか、そんな状況がございます。

あと、内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 空き家バンクの取り組みと今後の目標、それと問題点という

こととございます。

まず、空き家等対策の推進に関する特別措置法のこととございますけれども、ここでは空き家特措法ということと呼ばせていただくようにさせていただきますが、本法の第13条に空き家等及び空き家等の跡地の活用等という条文とございます。本町におきましては、この本条の趣旨による空き家特措法により対応しなければならないような環境に置かれた空き家等は把握をしていないところとございます。そういうことからしますと、空き家特措法による対応は、現時点では必要ない状況なのかなというふうと考えているところとございます。

また一方、本町では空き家情報バンク制度の実施要綱というものを平成28年6月に制定をさせていただきます。これは空き家特措法とは意を別にするものとございまして、その目的は、町内の空き家の有効活用を図り、移住・定住人口の拡大による地域の活力維持と増進を図るため、河津町空き家バンク制度を設けて実施するというを目的として定めさせていただきます。

本町は人口減少対策の一つとしながらも、また効率的な空き家の活用という観点から、移住・定住を促進するために自主的に取り組んでいる事業が空き家バンク事業ということとございます。そのため、空き家特措法により発生します空き家の活用ということは意を別にしているものというふうと考えて取り組んでいるものとございます。

このようなことから、目標ということになりますが、河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、移住相談件数の目標を年間20件とこれまでしていましたが、昨日の一般質問の答弁で申し上げましたが、本年度からは60件に目標を増やして対応しているところとございます。

また、移住の件数につきましては、毎年3世帯ということと目標を設定しております。

直近の現在の状況とございますけれども、空き家バンクの登録件数は19件とございます。そのうち契約済みが8件、取り下げたものが1件とございまして、現在保有しております登録件数は10件ということになっております。

移住の相談件数につきましては、昨年度が137件ということと、総合戦略の実質的实施となった平成28年度より毎年達成をして増えているという状況とございます。

課題ということとございます。今年の3月の町議会で答弁をさせていただきますように、空き家バンク調査により163戸が空き家として推定をした結果が出ております。これらのほとんどが一時的には使用することがあるということと、空き家バンクへの登録への意向を持たないというようなことが大半であったということとございました。

とは言いながらも、ことしの5月の月上旬に回覧の使用によりまして、使っていないお宅がありますかという黄色いチラシを各戸配布でさせていただいたところでございます。町民の皆様にも再度協力をお願いして、1人ひとりにそういうことを理解していただいて、なるべく多くの空き家についてご理解をいただき登録をしてもらいたいという意図から、推進を図っていかうということで行ったものでございます。

また、空き家バンクの手續におきましては、こうやって件数が増えてきますと不動産の賃貸借契約締結までに移住される方、あと空き家バンクを所有されている方との間に当然職員が間に入って、その意向の調整からいろいろな部分について調整をするようになってきました。件数が増えてきたということで、実際は迅速に対応していかないとやはりまずいということで、一生懸命職員担当で頑張っているところなんですけど、何分にもいろんな分野のご相談があるということで、できれば不動産関係の分野の専門家の皆さん、そういう人たちの支援をしていただけるような仕組みづくりも早急に考えていかなきゃいけないのかなということに今差ししかかっているという状況でございます。

このような状況ということで、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君。

○4番（仲里司君） 1点確認させてもらいたいんですけども、先ほど町長がおっしゃいました地域おこし協力隊の方がこの空き家とか、この関係に今従事していると伺いましたけれども、実際に新しく来た者、たしか遠藤卓也君とかって言うていましたけれども、なかなかまじめに、一生懸命仕事しているようには見受けられますけれども、実際にNPO法人にいらっしゃいまして、そこでその方と一緒に空き家バンクあるいは空き家等についていろいろ仕事をしているようですけれども、何しろ河津へ来てから初めてその中で、ほかの人から聞くと、何々来てからも口数も少ないし、どのようにやっていくのかなとことの心配がありますけれども、それでも本人に話を伺いますと、空き家のことでデータをつくったり、資料を揃えているようですけれども、その点、移住者を増やすということが町の喫緊の課題かもしれないけれども、どうでしょう、今の対応でニーズ的にその方だけで対応するのはなかなか大変かと思えますけれども、先ほど課長のお話しですと、回覧板で町民に理解を求めているということもあるのかも知れませんが、私は湯ヶ野なんですけれども、湯ヶ野から小鍋あるいは近隣の辺を歩いていきますと空き家だらけですね。確かにこのままで大丈夫かなど。実際に湯ヶ野地区にももう半分壊れかかったところもあります。

そういうことで人が少なくなるという中で、この移住の一つのきっかけになるのが空き家

の利用かなと思いますので、これから先、地域おこし協力隊の方と、あるいは空き家バンクの利用の中でも人をぜひ増やしていただいて、もっと積極的に取り組んでもらえたらなと思っております。

話は余談になりますけれども、河津に来られた方がありまして、五、六年河津に住まれて、今は愛媛のほうに引っ越していますけれども、愛媛でも活躍されております。そのお父さんは河津のほうで1人で生活していますけれども、その方々も移住されてきた方なんですけれども、河津はとても住みよいところだよと言ってくれました。そして河津に5年だか6年いってから、有名なものを書かれて、そしてよそへ出られてもそちらで有名な方になっておりまして、いずれかは河津にまた帰りたいなということをおっしゃっております。

そんなことで、河津町はいいところたくさんありますし、こうしてさまざまな取り組みも実際にされております、町長が申しますようにですね。小さな町でも元気な町ができるよということになりますように、移住・定住に全力で取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして第3点目ですけれども、町有地の有効活用について伺います。

町内には多くの町有地が存在し、有効活用されているものもありますが、その一方で有効活用にはほど遠い土地も存在しております。町有地は限りある町の資源でもあり、これを有効活用することにより町の発展、活性化につながるということが重要であると思います。町長は長年にわたり当町の行政に携わっていたので、町有地の有効活用の必要性を誰よりも感じていることと思います。

そこで質問ですが、町有地に関する町長の思い、また町長は町有地の有効活用をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

また、昨今の傾向としまして、相続の問題や個人では管理ができない等の理由で私有地や家屋を実際に引き取ってもらいたいということもよく耳にします。自治体によってはこれらを引き取り有効活用しているところも見受けられますが、当町ではこのような引き取った実績はあるのでしょうか。もしできないならば、その理由、そして問題点があるならば問題点は何か、これらについても町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

町有地全般についてお聞きしましたが、ここで具体的に、旧南中跡地の町有地についてお尋ねいたします。

南中跡地は遺跡調査で掘ったままの状態ですが、中学校跡地の活用についてどのように考えているのか伺いたいと思います。町の玄関先であるあの場所が今のままでは、ちょっと情けないと思うのは私だけではないと思います。早急にあの土地の有効活用を検討する必要

があると多くの人から意見をいただきます。私の個人的な考えとしましては、あの土地を将来の河津町のために活用するためにも、今の現役世代が中心になって考えてもらったらいいなと思っております。高齢化が進み閉塞感が漂う前に、若い世代が自分たちのためにより良いより住みやすい町にするためにも、あの土地を有効活用することができれば、町も元気であり続けることができると思います。いかがでしょうか。河津町の将来のためです、シニア層も協力は惜しまないでしょう。

以前の定例会でも同僚議員が質問しておりますが、その後の計画、予定等はできたでしょうか。また、町長としてあの土地の有効活用をどのように考え、いつまでに実行するかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、有効活用には、将来のためにも若い人の考えや行動が不可欠であることについても町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。町長お願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 仲議員のご質問ですが、2つあったと思います。町有地の有効利用についての考え方、もう一つは、具体的に南中学校跡地の今後の活用の考え方あるいは進め方についてのご質問だと思います。

まず、町有地の有効活用についての考え方でございます。

町内には町有地として活用されているものとされてないものということがあるということは承知しておりますが、特に活用可能な土地はできるだけ活用すべきだと考えております。町有地については、その中でも独自で活用できるものや、あるいは売買と申しますか、よそに売って活用できるもの、あるいは山林など今後の利活用にゆだねるものとか、仕分けをして考える必要があるかと思っております。

その中で特に、私は笹原区画整理地内の土地ですとか、下佐ヶ野にあります町有地、これについては住宅地として売買すべきだと思っております。これは何回も公募しているわけですけれども、なかなか土地の価格の下落効果もありまして、全体的では契約に至っていないケースが多い状況であります。

今後、単価を検討しながら、方針として売買を進めていきたいなど、そんなように思っております。

なお、去年は笹原区画整理地内の1件については売買が成立いたしました。

それから、あと寄附の関係と申しますか、町に譲っていただくという関係でございますが、それは後ほど担当課長のほうから答弁をさせます。

次に、2点目の旧南中跡地の活用のご問題でございます。

現在は、先ほど議員がおっしゃったように遺跡調査の発掘の後で土を運び出したために穴のあいている状態でございます。考え方として、私は以前にも申しておりますが、この土地は駅前通りに面しております、町独自で有効に活用すべきである土地ではないのかと、そういうふうにご考えております。ただ、以前のような河津桜まつりの駐車場だけという活用ではなくて、1年中有効に使えるような考えで検討する必要があるのかなと思っております。

町民の中にも個別に要望等もありまして、私の声でもあったり、直接聞くこともありますし、あるいは有効に使ってほしいよなんて声がやっぱり多くあると思います。

それで、今後意見を聞きながら活用を考えるわけでございますけれども、私は、仲議員おっしゃるような若い人たちの声を入れながら、今後のまちづくりの一つの動線としては、町の北口といいますか、駅から北口をずっと含めて、その有効な活性化の拠点になるような気がしますので、そのことを踏まえて、今の状況をなるべく早く解決すべく、その方向の検討を進めたいなど、そんな気持ちでございます。

ただ、今、残土の問題といいますか、穴を埋める残土が、優良な土があれば埋めるような方策をしたいなどと思っておりますけれども、ただ普通に見ればお金もかかってしまう話なものですから、その辺を含めてちょっと検討を進めたいなど、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 先ほどのご質問でございます。私有地や家屋を自治体で引き取った実績があるかというご質問でございます。

こちらにつきましては、過去3年間、平成27、28、29年の実績といたしましては1件ございました。これは平成29年5月に建物の寄附の申し出をいただきまして、採納をしております。

建物につきましては、種類は居宅、構造は木造、亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積につきましては38.09平米、坪数では11.5坪となっております。ちなみに庭なし、駐車場なしでございます。

採納した建物につきましては、建築後40年近くが経過して老朽化が著しい状態でございます。施設としての利活用を図るためには建物の利用目的に合った改修など、相応のコストが見込まれるため、投資が無駄にならないよう建物の使用目的、用途が確定した時点での改修をと考えております。

また、改修につきましては、国・県の助成事業を模索しながら今後進めていきたいと考えております。

また、先ほど町長の答弁にもございましたように、笹原区画整理地内の土地につきましては、昨年度公募をしております。4区画を公募した結果、1区画が昨年、29年中に売買契約を締結したところでございます。

また、この笹原地内におきましては、昨年からかなり問い合わせが多くございまして、この4月、5月に関しましては町に対して問い合わせが相次いでおります。そういったことから、本年におきましても、前年度の売買価格や本年度固定資産税の課税標準額並びに直近での売買実例などを参考にしながら、30年度におきましても公募をする予定でおります。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君。

○4番（仲里司君） 町長と、今担当課長からも回答をいただきまして、実際にそのようなことで件数が数件あったということがわかりました。ある意味安心した部分があります。

実際に町有地といいましても、先ほど町長が言いましたように、山林から宅地からさまざまあるかもしれませんが、今の跡地の遺跡の発掘そのままになっていますので、そこへと残土をどのようにするかということが問題なのかもしれませんが、この間も出ていましたトンネルの廃土を利用してそこを埋めるとかというのも一つの方法で、前にたしかそのような話もあったかと思えますけれども、実際にあそこの跡地の横にJAの下河津支店がオープンしておりまして、あそこにイエローゾーンとしてあったとしても、実際に下河津支店があそこにできたわけですが、通告はしてありませんけれども、あそこに下河津支店の建設について町長はどのように考えているか、町長のお考えを伺いたいと思えますけれども。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸重宏君） 特には考えておりませんでした。私が聞くところによりますと、JAの下河津支店については耐震性の問題とか老朽化の問題があって建て直したというような話は聞いております。そういうことで組合員の皆さんが理事さん等とお話をして、そういう方向で、特に老朽化の部分が大きかったなど、そんなことで建てかえをするようになったという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 仲議員に申し上げます。今の質問は南中跡地との関連ということですが

か。

- 4番（仲里司君） はい。
- 議長（宮崎啓次君） 通告にないということでは困りますので。
- 4番（仲里司君） 失礼しました。
- 議長（宮崎啓次君） そういうことですね。
- 4番（仲里司君） はい。
- 議長（宮崎啓次君） それだけ確認しておきます。

4番、仲里司君。

- 4番（仲里司君） 失礼しました。

まず、町長から今そのようなお話を伺った中で、これから若い人たちを中心にこの町の一番栄えているというんでしょうかね、一番平の中で、都市計画の中でも貴重な位置の土地だと思います。これを、ぜひ意見を聞きながらという中でも有効に活用されて、町の発展、人が集まれるような場所に、ぜひこれからも取り組んでもらいたいと思います。

以上をもちまして、今回の私の一般質問を終了させていただきます。

- 議長（宮崎啓次君） 4番、仲里司君の一般質問は終わりました。

10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

- 議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 遠藤嘉規君

- 議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

1番、遠藤嘉規君。

[1番 遠藤嘉規君登壇]

- 1番（遠藤嘉規君） 1番、遠藤嘉規です。

平成30年第2回定例会開催に当たりまして一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目は、災害時における行政と議会の連携について。

2件目は、学校施設の耐用年数と教育環境の整備について。

3件目は、町史編さんについて。

以上、3件でございます。町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

質問に先立ちまして、せんだって5月31日のことなんですけれども、千葉大学の木下教授、3年前に南小学校で逃げ地図という防災教育のプログラムを行っていただいた木下教授の研究グループが2018年、日本建築学会教育賞というものを受賞されました。覚えていらっしゃる方もいるかと思うんですけれども、3年前、千葉大学の木下教授の研究グループと明治大学の山本教授の研究グループの皆様が南小学校に集まりまして、逃げ地図づくりという防災教育プログラムを実施いたしました。子供を対象にした逃げ地図づくりというものは全国で初めての試みということで、当時の小学校5年生、6年生を対象に、また、地域の大人の皆さんを巻き込みまして、そういった防災プログラムを実施したものでございます。

その後も全国各地の自治体で逃げ地図づくりの研究ですとか、あと、子供向けの逃げ地図づくりのマニュアルなんかをつくりましてずっと活動を行っていらっしゃったそうなんですけれども、そういう活動が評価されまして今回の表彰につながったということです。

その表彰につきまして、木下教授が公式のコメントのほうで、木下研究室から静岡県河津町河津町立南小学校の皆様、また、南伊豆町の皆様には教育版マニュアルづくりで多大なるご協力をいただきまことにありがとうございますということで公式のコメントを出されております。防災教育ということでもとても重要な取り組みなんですけれども、その先進事例として河津町でテストを行った結果、そういった賞を受賞されたということです。ぜひ全国最初の子供向け逃げ地図づくりを実施した町ということで、今後も防災教育に対して積極的に取り組んでいただいて、できることであればその中で逃げ地図というものをまた、マニュアル等も届いているかと思っておりますので、活用していただけたらいいのかなというふうに思います。

それでは、質問のほうへ移らせていただきます。

1件目、災害時における行政と議会の連携についてということでお伺いをいたします。

一昨年、昨年と災害時に備えるBCPの作成についてということで質問をしております。

た。防災計画とBCPというのが2つ、町の計画の中にはあるかと思うんですけども、防災計画というものは災害時に備えるための計画として、町民の生命・財産保護のための計画ということで、応急対応の準備のための計画と。対しまして、BCPというのは災害後に備えての計画として、業務復旧ですとかそういったその後に備えた重点を置いた復旧に向けた業務の優先順位を明確化するという計画であるというふうに認識をしております。大きな災害が発生した場合は、町は災害対策本部を設置して防災計画とBCPに沿って対応を行うことになるかと思えます。

そのような中で、現在ある町の計画を背景にいたしまして質問をするんですけども、町の対応として有事の際に災害対策本部の役割というものはどういったものなのか。また、災害対策本部と議会の関係というものが現状どのようになっているのかという2点をお伺いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、遠藤議員の質問の中で、災害対策本部と議会の関係について答弁したいと思います。

議会は、災害対策基本法上も地域防災計画上も位置づけがなされていない現状であります。災害時に情報収集や町の災害対策活動の支援等を目的に議会独自の災害対策本部などを設けることが行われている議会もあるようですが、町というよりも議会において災害時に迅速な意思決定と多様な町民意志を反映させる機能としての議会の機能発揮するために、議会あるいは議員の役割、必要となる組織体制や議員の行動基準などを検討する必要があると思われまます。

このことを検討した上で議会の役割が決まってくると思いますが、情報を共有するという点では大変よいことだと思いますが、例えば家庭の話ですが、議会は議会本部的な機能を持って町と情報を共有しながら、従来のような対策等の後方支援的な機能を持っていただいたらありがたいと考えます。

ただ、災害時でもあり混乱の状況であることも考えられ、新たにつくるならばより複雑化にするのではなく、対策がスムーズにいく手助けとなるよう慎重にその役割や町との関係について考えるべきだと思っております。

それと、2点目の関係でございますが、BCPの関係でございますが、継続してやっぱり業務をしていくためには大変必要な施策だと思っております。そういうことで今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 有事の際の災害対策本部の役割というご質問でございます。先ほどご質問にございましたように、地域防災計画並びにBCPにより対応をと考えております。災害発生時につきましては、業務量が急激に増加いたします。極めて膨大なものとなります。特に、被害状況の確認などの発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それを迅速かつ的確に処理しなければなりません。このような場合におきまして、BCPによる非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することとしております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

現状では、議会は災害対策本部の中では位置づけが明確にはなっていないというような。今、総務課長からも説明がありましたけれども、災害対策本部を設置するというような状況になった場合は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成検討、必要に応じていろんな行政機関であったりとか他の地方公共団体だったりとかそういったものとの連携の確保など、本当に多岐にわたって混乱をするのかなということになるかと思えます。

災害対策本部というのを今お話を聞いた限り言うならば、実務者のための災害対応の会議体ということになるのかと思えますけれども、その実務者の会議体の中には私が調べた範囲では議会からは議会事務局長が入っていると。議長、議員は入っていないというのが現状かと思えます。

他の自治体を見てみますと、町長がおっしゃられたんですけれども、災害対策本部が設置された場合に別組織として議会災害対策会議といったような会議体を別個に設置するというような自治体もあるということを聞いております。実際にその会議体が活動をした例というのでちょっと調べてみましたら、その会議体を設置して災害対策本部に行っている議会事務局長から議員に対して説明をしてもらい、そういった会議体の活動をしていると。場合によっては、担当課長をその会議体に来ていただいて現状どういう状況だというようなことを説明してもらいというようなことを行うそうです。

もし実際に被災した状況下でそういったことを行うと、逆に災害対応で一刻一秒を争って対応をしている中で、さらにまた議会に対しても説明をしなきゃならないというようなことになると、時間と人員をある意味そこに割かなきゃならないんで、必ずしもそれはプラ

スにならないのかなというふうに私は考えます。

宮城県のある自治体の議長さんがおっしゃっているんですけれども、実際に東日本大震災当時の実体験ということで、町と議会が災害時に並列して別の会議体をつくるというのは町の災害対応に大きな影響を与えてしまうのでよろしくない。正副議長などが議会部というような位置づけで災害対策本部に直接参加することのほうが望ましいというような実体験に基づいたお話をされているんですね。

現在の河津町議会の中では、有事の際に議会は何をするのかといったような明確な対応策というものはまだ検討されていないので、今後の課題として我々議会サイドも議会のBCPというものを検討していく必要があるのかなというふうに思うんですけれども。議会のBCPというのは、執行機関である町の防災対策との関係性というものを考えていかなければならないかと思います。災害対策本部に議会をどのように位置づけるのかというのは、町の考え次第でどういうふうにでもなるのかなというふうに思います。

他の自治体であった実例なんかを挙げさせてもらいますと、町と議会の関係性というのが有事の際に対して不明確な状況で、被災をした結果、議会の議員のほうに町の状況が全然入ってこない。入ってこないために状況を説明してほしいよというふうに議員のところへ来た町民に対して説明ができないから、個別に議員さんが町へ問い合わせをしたと。河津でいうと11人の議員がいて、その11人の議員が各地にばらばらに存在する中で災害時にどうなっているのというのを個別に聞くというようなことになると、多分かなりの情報混乱を来すのかなというふうに思うんですね。

議会全体として動かずに、個人の議員がまた個別に情報収集なんていうのも各地域で行うことができるのかなというふうに思うんですけれども、こういった情報なんかも個別に町に対してお話をすると。そうすると、全く同じ事象でも見る角度が違ったりすると全く違ったもののような説明をすることになるので、それに対してもまた町が混乱を来す原因になると。情報の一元化ができなかったから混乱をしたという話だと思います。

被災後の有事の際という場合は、予算に関しても町のほうとしては専決処分という形でどんどん予算を執行していくことになるかと思います。これは議会の議決を待たずに予算を執行すると。後日、議会の承認を受けるという流れになるわけですが、実際に状況を把握していなかった議員の方々から多くの指摘が入ったというような実例もございます。緊急時の専決処分ということで議会のチェックが機能しなかった結果、そのときに執行された予算というのが不正に流用されていたというような例もあるようです。

平時も有事も町民からの声を町に届けるというのは議会の大きな仕事の一つだというふうに考えるのですけれども、11人いる議員が個別に町に話をするよりは、例えば議員が集めた情報というものを一度議会サイドで集約して、その情報は議会の代表ということで災害対策本部に出席する議長が町からの情報ということで話をすると。逆に、町がどういう対応を行っているのかというような部分に関しては、議長を通して各議員に説明をします。そういった形で情報の一元化ができて、有事で議会が知らなかったというような状況を回避できるのかなというふうに思います。

町から議会に流れる情報、議会から町に流れる情報、そういった情報の一元化という部分を考えますと、改めて災害対策本部と議会の連携、調整の関係というものをつくっていく必要があると思うんですけれども。そのあたりをベースにして、災害対策本部に議長が入ることの重要性が増すのかなというふうに思うんですけれども、当局の所見をお伺いできればと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員のご質問で、特に災害対策本部に議長が入ることはどうかということだと思います。まず前段として先ほども答弁しましたがけれども、議会の役割というのを議員の皆さんでもう一度検討してほしいなという考えもあります。

先ほど言いましたように、災害時、迅速な意思決定と多様な町民の意思を反映させるということが議会も町も大事なことだと思いますし、そういう意味で議会の役割といいますか、議員の役割、その辺をもう一度議員さん方にもその役割を十分考えた上で今後の対応をしていただけたらいいのかなと思います。

それから、ご質問の災害対策本部に議長が入ることの重要性、そのことをお答えします。議長が対策本部に入ることについては先ほども申しましたが、情報を共有する面では大変重要なことだと思いますが、対策本部の機能として実行部隊でありますので、議会については前段で申し上げたとおり、議会事務局長も災害対策本部員であり、情報を共有しておりますので、議会としての役割を果たして連携していくことがとても大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。

いろいろな場面で相談して決めなければならないこともあろうと思います。先ほど言った専決処分の関係なんかもあると思います。それからやっぱり大きな方向性といいますか、対策といいますか、そういうようなときに共通の情報が共有できて、また、議会の意思決定も即座に決められるならば、町の災害対策に大いにプラスとなると思います。今後、議会とし

での対応について、その状況を見守りたいと町としては思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 議会のほうとしても今後、考えていく必要があるというのは私も重々承知しております。そんな中、町に対して私も再三有事に向けた計画を作成したほうがいいんじゃないかということで促してきたんですけども、議会サイドではそういったBCPであったり防災計画といったようなものがないということなんで、今後議会は議会として独自にしっかりと準備をしていく必要性が増すのかなというふうに感じるんですけども。

逆に、現状まだないからこそより良いものをつくることのできるのかなというふうに思います。町は町、議会は議会で独自にBCPをつくるというようなものよりは、行政をチェックする機関という意味での議会の機能というものはしっかりと独立しつつ、復旧・復興のためのBCPに関しては行政と議会の整合性のある計画をつくることが望ましいというふうに思うんですけども。町のほうではBCP作成というのがある程度進んで完了しているのかなというふうに思うんですけども、議会との連携、そのBCPつくっていくに当たっての連携であったりとか、議会にどのような活動を期待しているのかとかそういった部分が少しお伺いできればというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議会との連携をどう考えていくかということでございます。こちらに関しましては東日本の震災以降、国内の自治体議会におきまして大規模災害時の危機管理体制といたしまして、議会独自の大規模災害対応行動マニュアルとBCPを作成しているところもございます。県内のある市議会におきましては、議会大規模災害対応マニュアルを策定しております。基本方針をちょっとご紹介させていただきます。1つ目、議会は災害の状況に応じ必要な体制をとりながら、〇〇市災害対策本部及び地区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。2、議長は副議長とともに議会の災害対応に関する事務を総括する。3、議員は1のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域等における共助の取り組みが円滑に行われるように努める。4、議員は市当局の災害対応の妨げとならないよう個々の要請は避け、必要に応じて議長を通じ災害対策本部へ要請するなど、以下、当該議会としての行動マニュアルが詳細に作成されております。

当町におきましても、町長の答弁にもございましたけれども、行政執行機関としての役割、議会としての役割におきまして、議会事務局長が災害対策本部員として議会との連絡調整役

となりまして情報共有を図り、それぞれ独立した立場での連携による危機管理体制の構築を  
と考慮しております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、災害対策本部と議会との連携は町民にとっての  
対応を考える中で重要視しなければなりません。今後の地域防災計画及びBCP、業務継続  
計画、こちらの改定時に際しましては、議会との連携につきまして今後の検討課題としてい  
きたいと考えております。

また、先ほど議員のご発言の中で、議会の今後の課題として議会版のBCPを検討してい  
く必要があるにもございましたように、危機管理体制を考える中で議会としての組織体制の  
構築や議員個々の役割など議会版災害対策マニュアルやBCP作成も重要検討課題ではない  
かと考えております。

また、河津町のBCPにつきましては、昨年度実施を予定しておりました災害対策本部運  
営訓練、訓練後に改善点を洗い出しまして計画の策定を予定しておりましたが、昨年訓練が  
実施できませんでした。その本部運営訓練につきましてはまた本年秋に実施を予定してい  
ますので、その訓練後、さまざまな改善点が見られてくると思います。その改善点をもとに  
改定版を出す予定でおりますので、また後ほどBCPにつきましては各議員にお配りしたい  
と思いますが、とりあえず暫定版という形で3月末に策定をしたものにつきまして後で配付  
させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 説明をいただきました、ありがとうございます。

現状ないからこそより良いものがつくれるという部分もあるかと思っておりますので、ぜひ町と  
協力しながら有事の際に備えたい計画をつくっていったらなというふうに思いますので、  
よろしくをお願いします。

それでは続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。学校施設の耐用年数と教  
育環境の整備ということで質問をさせていただきます。

ことしの3月に国会議員の勝俣代議士を中心としまして有志の市町議員で沼津、駿河、伊  
豆地区学校施設整備促進議員連盟というものを立ち上げました。その中でいろいろ勉強会を  
やったり学校施設を見て回ったりというようなことで活動をしているんですけれども、国の  
ほうの文部科学省のホームページやなんかを見ても、学校施設の耐用年数や何かかなり全  
国的に来ていると。全国結構同じタイミングにいろんな学校施設をつくったもので、どこも

傷んできているからその対応をとというようなことを促しておりました。

町内には複数の学校関連施設があるかと思えますけれども、これら全ての建物は耐用年数というものが決まっているかと思えます。耐震補強に関しては町内ではもう全ての学校で完了しているということで、全国で見ますと耐震補強がされていないような学校なんていうものが多々あるようで、そういったところは今取り組んでいるそうなんですけれども、河津に関してはもう先駆けて完了しているという部分ではありますが、施設の老朽化というのはどうしても経年劣化で進んでいくのかなというふうに思います。

質問なんですけれども、現在ある学校施設の建設した年とその耐用年数というのがどのようになっているのかというところをお伺いできたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 学校の施設の耐用年数の関係でございます。遠藤議員が申しているように、学校施設にて耐震工事は体育館も含めて終了しております、今後は教育施設の延命化対策を検討したいと考えております。

なお、教育施設の耐用年数については教育委員会で答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 遠藤議員にお答えします。

まず、建築年次ですけれども、さくら幼稚園の園舎が昭和61年2月、増設分については平成18年3月になります。続いて東小学校ですが、校舎が昭和54年10月、体育館が平成元年2月、プールが平成3年8月。西小学校ですが、校舎と体育館が昭和58年3月、プールが昭和49年9月。南小学校ですが、校舎が昭和57年2月、体育館が昭和62年2月、プールが昭和40年8月。河津中学校ですが、校舎が昭和55年11月、体育館が昭和56年3月、武道場が平成元年12月。あと、給食センターのほうですが、平成21年2月。あと、B&G海洋センターのほう昭和59年10月となっております。これが建築年月日になります。

続いて耐用年数ですけれども、補助事業により財産処分の制限期間の関連表によって耐用年数は変わってきます。平成12年以前のものとは平成13年のもの以降の予算に係る補助事業の取得により耐用年数が変わってきます。そのうち、小・中学校の校舎及び西小学校の体育館は鉄筋コンクリート造りなので60年、小・中学校の体育館及び中学校の武道場は鉄骨造りなので40年、小学校プールは鉄筋コンクリート造りで30年。さくら幼稚園の園舎は園舎が併設されておりますので、既存部分については鉄筋コンクリート造りなので60年、増築部分については鉄骨造りなので34年となります。あと、給食センターのほうも鉄骨造りなので34年。

B & G海洋センターのほうは補助事業ではございませんが、この表に当てはめて考えますと、事務所部分は鉄筋コンクリート造りなので60年、アリーナ部分は鉄骨造りなので40年となっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 説明をいただきました。

昭和50年代後半に大体集約して一気に建設をされているのかなというふうなことなんですけれども、安全面なんかで考えてみますと、施設の経年劣化によって構造体としての強度の低下ですとか安全性の問題が出てくるのかなというふうに思います。学校施設はもちろん子供たちが通う学校ではあるんですけれども、地域の避難所としての機能を担っております。児童・生徒の安全はもちろんなんですけれども、地域の防災機能の向上という観点から見ても、もし施設的に安全面で問題があるというような部分があれば、早急な対応が必要になるのかなというふうに思います。

また、機能の面で考えますと、よその自治体の例なんか、せんだっての4月20日の伊豆新聞の記事を読むところ、他の自治体では学校施設や何かで雨漏りが発生をしていて、場合によっては施設の中にある設備の機器や何かの破損が起きているというような話も確か伊豆新聞で載っておりました。もし雨漏りとかそういった施設の経年劣化で設備や何かがうまく動かないというような話になると、機能面で課題が生じているのかなというふうに思うんですね。

町内の学校施設において、安全面ですとか機能面ですとかそういった不具合というのが現状あるのかなのか。老朽化した施設の維持管理の状況、今後行わなければならない老朽化対策の必要性なんかのお話を伺えたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 学校施設の安全面を特にご質問されたと思います。

今後、確かに修繕等の問題が大きくなると思います。ただ、河津町は私の私見ですけれども、比較的その都度対応して意外と修繕等が行われているんじゃないのかなという思いもあります。

ただ、今後耐用年数の先ほどの問題もありますし、老朽化するとどうしても修繕費がかさんでくるだろうなという思いもあります。特に、耐用年数の中では先ほど事務局長が申しましたけれども、鉄筋コンクリートについては耐用年数は近くはないわけですがけれども、ただ、

ものによっては特にプールなんか過ぎているものも、耐用年数ございますので、それについても今後どうしていくのかなというかわりもあるかと思えます。

そういう中で、今後やはり特に延命化といいますか、長寿命化といいますか、そのことについて今後は計画的にやっていく必要があるのかなと、そんなことで教育委員会等には対応をしていくような形でぜひ進めたいなと思っております。

詳細については教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） それではお答えいたします。

文部科学省のほうでは、昭和40年代から昭和50年代にかけての建築が、校舎が一斉に更新時期等迎えることから、今後の施設整備の目標として平成32年度までに個別の施設内の長寿命化の個別施設計画を策定し、老朽化対策を進めていくことが必要としています。そのため、当町におきましても今年度は河津中学校において施設の長寿命化計画を策定を予定してございます。また、幼稚園や小学校につきましては、現在行われております学校教育環境整備委員会の動向を見ながら長寿命化計画を進めていきたいと思えます。あと、B&Gのほうの海洋センターのほうですけれども、28年度から32年度までの4年間で改修工事を今現在行っておる途中です。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 河津町の施設に関しては比較的狀態のよい施設が多いということでお話を伺いました。その施設長寿命化というのをことし中学校を対応するというのでやっているわけですけれども、施設の長寿命化をするということでそれなりに予算や何かがかかっていく部分があるのかなというふうに思われるんですけれども。

財政の面で考えますと、老朽化をした施設、河津はそこまでないよという話ですけれども、プールとかそういったものに関しては耐用年数も来ているということで、そういった老朽化した部分というのを放置してしまうと、いずれは直すのか、じゃなければ壊すのかというような話になってしまうかと思うんですけれども。そうすると、予算をかけなければならないものを先延ばしにすることによっていずれは対応しなきゃならないんで、隠れた借金のようなになってしまうのかなというふうに思うんですよね。財政厳しいというような中でも、老朽化対策というのは考えていく必要があるのかなと。少しずつでも確実に長寿命化というのを図っていただいたらいいのかなというふうに思うんですけれども。

少子化が町内急激に進んでいるというような状況において考えると、複式学級になるという学校も、東小学校なんか複式学級になるというような話も出てきている中で、統廃合なんていうものも今後検討していく課題になってくるのかなど。周辺市町自治体見てみますと、統廃合をしないかわりに各地域ごとで小中一貫校をつくろうというような計画があるなんていうようなところもあるそうです。そのあたりも踏まえた上で、学校施設に関して今後の展望というものをどのように考えているのか、お話が伺えたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、学校の統合等も踏まえた展望ということだと思いますので、統合については現在、学校教育環境整備検討委員会のほうで行っておりますので、その結論を待つということがまず第一点だと思います。

それと、今後のやっぱり学校の施設の延命化を考えたとき、費用の面を考えると当然、その結論によって経費等の問題が出てくるとと思いますので、現状では委員会の結論を待っていて今後の計画を立てたいと、そんなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 委員会のほうの答えが出てから対応・検討するということで、ぜひ子供たちに対しての投資というのは河津町のそれこそ未来をかけた、未来のための直接的な投資にもなるのかなというふうに思っていますので、委員会の中の話というものを受けた上でありとあらゆる可能性を踏まえていただいて、よりよい方向で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

施設に関してはそれこそ先ほども話をさせてもらいましたけれども、地域の防災拠点ということで、最終的に、じゃ、どこに避難をするといったら、やっぱり学校施設ということになるかと思しますので、その辺も含めて長寿命化なんかの対応もしっかりと対応していただけたらありがたいなというふうに思います。

続きまして、町史編さんについてということで質問をさせていただきます。

現在、教育委員会で町史編さんというものをやっているということで、町長の冒頭の報告でもお話がありましたけれども、この町史編さんの重要性というものと、また、これまでのずっとやってきたであろう取り組みについて説明をお願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町史編さんについてでございます。

町の成り立ちですとか歴史を知る、記録に残すことというのは、そこに住む人たちにとっては存在を知ってもらう大きな意味合いもあると思います。また、しいては郷土に対する誇りですとか自信となっていくもので、それらを歴史的に過去からまとめたものが町史であり、それをつくり上げていくのが町史編さんの作業であると考えております。

これまで昭和58年より平成16年まで町史編さん作業を行い、部門ごとに資料集として作成してきておりましたが、編さん委員の高齢化などにより一時中断をしておりましたが、何とかつくり上げるべく、今年度編さん作業の委員の予算化を確保して、さらに編さん完成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

現在までの進捗状況につきましては、教育委員会より答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 現在の進捗状況についてお答えします。

5月8日に第1回の河津町町史編さん委員会を開催しました。今後の方針と町史編さん委員についての話し合いを行いました。2回目は6月8日に町史編さん委員会を開催する予定で、人員の確保や構成の内容についての議題としております。この会議は12回を予定しております。

現在の編さん委員の方々の平成11年のころには、教育委員会を含めて6名の方がいらっしゃったんですけれども、そのうち2名の方が既にお亡くなりになりました。1名の方が高齢について作業ができないということで、あと、教育委員会のほうの方も異動や退職になりますので、実際1名の方しか今いませんので、今回編さん委員のほうにつきましては1名の方と前、教育委員会の事務局長をやられていました宮本達希さんをお願いしてございます。あと、上原仏教美術館の学芸員の方をお願いして今現在で進めてございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 今、資料編というものはもうこれまでにずっとつくってこられた。今つくっているのは、その総集編みたいなものをつくっていくというようなことでもいいんですかね。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 先程のことですけれども、歴史の町かわづというのを本の中で、その本を資料の追加とあとは検討をさせていただいて、今の本よりもう少し冊数の増刷したものと考えてございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 補足説明をさせていただきます。

歴史の里かわづという1冊大きいものがあるんですけども、それがまだ当時できてから大分経っておりまして、その加筆といいますか、修正を加えたりしてある程度もう一冊のもの、できているものがあって、それをちょっと町史に近いものにしていきたいということがあると思います。それを中心として今後やっていきたいということもあります。

当然、資料集は資料集で残っているわけですので、そのあたりのことを加えていくかという問題もあると思いますけれども、それを多分中心として今後つくってきたいという、そういうことでよろしいですか。そういうことです。以上です。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

数年間にわたってずっととまっていたのを、今回予算づけをして再開したということで、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、ふだん日常生活、この町で歩んでいる限り、町史編さんというもので町の歴史というものを直接見るということって余り少ないのかなというふうに思いますけれども。

私の知人で学芸員なんかをやっていた方のお話を以前聞いたことがあるんですけども、その中で町史というものはその町に日々暮らしている人たちが先祖代々ずっと継いできた歴史や何か後世に残すための大事な資料であると。その中で特に危惧されるものとしては、おじいさんの代からお父さんの代、お父さんの代から次の世代にといっって世代が変わっていくときに、例えば家の蔵の中に入っていたものを処分するとかというような過程の中で、書面に関しては読めないものが多いんで一緒に処分されてしまうことが多いよと。なので、そういう倉庫だとか蔵の中なんていうのを片付けるときには、もし出てきたら要らない書面は町に寄附してほしいよというようなことを訴えかけている自治体もあるなんていうような話も聞いたんですよね。書面に残っている歴史と口伝で伝わっている、口頭で伝わっている歴史というのがあるそうで、一番怖いのはおじいさん、おばあさんが亡くなって地域の口頭でずっと今まであそこの山には昔こういうお話がというような口頭で残っていたお話。例えば防災に関しても、昔ここの川のここの部分が氾濫してこんな被害が出てというような話であったり。大昔津波が来てここまで来たからこういう石碑が残っているよという口伝の話であったりというようなものが残りにくい。なので、おじいさん、おばあさんが元気な間にそう

いう口伝で残っている歴史というのはしっかりと集めておいたほうがいいというような話を伺ったことがあります。

せっかく予算づけして再開した話なんで、もちろんいつまでにつくるという締め切りというのは大事かと思うんですけども、期限ありきではなくて。人員なんかも多ければ多いほどいいんでしょうけれども、それも予算の関係があるんでなかなか難しいかとは思いますが、本当に後世に残すための財産をつくっていくという意味で、しっかりと手間暇かけていいものをつくっていただきたいなというふうに思います。

そんな町史編さん事業なんですけれども、書物にして残すということで、最終的には図書館であったりそういったところにも残るかと思うんですが、基本的には商業目的の本ではないというふうに私は認識しているんですけども。もしそういうことであれば、知りたいときに図書館に行ってひも解かないと見られないというようなものであるよりは、新規でつくるものですので、見たいときに見たい人が見られるほうがいいのかなと。そうすると、現在ですとインターネットやなんかのウェブ上でそういったものを公開するというので、わざわざ買わずに来なくても、東京に出た学生さんであったりとか町外に引っ越した方だったりが見たいときに見られる、調べたいときに調べられるのかなというふうに思うんで、見ていただいたほうがいい、知っていただいたほうがいいというところで考えると、ウェブ上での公開というものはものすごく活用にはいいのかなというふうに思うんですけども。そのあたりについてお話が伺えたらと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの遠藤議員のインターネット等での多分公開の話だと思います。これはたまたま一般論なんですけれども、町史の本という冊子を見たことあると思うんです。相当膨大な量になるのが大体一般的なんです。そういう意味で、インターネットで見ることができるかどうかと。相当膨大な量があるもんですから、その中でインターネット公開いいのかなのかということもあるかと思います。

そういうことで、私は難しいのかなという思いもありますけれども、河津の場合は今までの町史の部分を見ておきますと、何編、何編という、相当別冊でも膨大な資料があります。今度一冊まとめようということもあると思いますけれども、全部を入れるかどうかわかりませんが、ある面ではその別冊の部分の個別見てもらうこともできるのかなと。本編は本編として見ることはできるのかなということもあるものから、そういう意味では図書館あたりしっかりと保存していくのを一つの考え方かなと思います。技術的な問題とか、あと、

量の問題が今後やっぱり課題かなと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） ありがとうございます。

膨大な量があるんで、それを全部ネット公開をするのはなかなか厳しいということで回答をいただきました。せつかく町の歴史、おじいちゃん、おばあちゃんたちがずっと生きてきて先祖伝来残ってきた、伝わってきたものを形にするということですので、いいものをつくっていただいて後世に財産として残していただいて。

なおかつ、書面で残すというのが一番王道かもしれないですけども、例えば目次のようなところ、この部分は町の図書館で調べられるよというようなインデックス的なものだけでもいいんで、ウェブや何かを活用していただいたらよりいいのかなというふうにも思いますので、やるやらないは別として、検討もちょっとしていただけたらありがたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 塩田正治君

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君の一般質問を許します。

3番、塩田正治君。

〔3番 塩田正治君登壇〕

○3番（塩田正治君） 3番、塩田正治でございます。

平成30年第2回定例会開催に当たりまして一般質問の通告をしまして、議長より許可をいただきました。

今回の私の質問は3問でございます。一問一答方式にて質問いたしますので、答弁のほどよろしく願いいたします。早速質問に入らせていただきます。

まず、1問目、駅前通りの将来についてということでございます。

岸町長になりまして半年が過ぎました。新年度事業も動き出した模様でございます。私の勝手な主観かもしれませんが、若手の職員も多くなりまして庁舎内の雰囲気が大変明るくなったのではないかと私、感じております。今後もよりよい環境を確保していただきまして、職員の皆さんに十分に能力を発揮していただくようぜひともお願いしたい、こう思っております。

さて、通常でありますと新政権に移行したときに方向性というお話をしなければならないと私は思っておりますが、前町長も2020年を目標に策定されておりました第4次総合計画、そして、その総合計画をベースにして都市計画ということに特化させました計画である都市計画マスタープラン、これらがございます。これらは私がもう熟読させていただきましたけれども、非常にできのいい計画書であると私自身は考えておりますが、期限間近でありながら目に見えて正直何も実現されていないのかなというように思えてなりません。

ですが、マスタープランの目標年度というのが平成42年ということになっておりますので、この際これらの計画をおおむね踏襲して、微調整程度で実務を遂行して前に進んではいかがでしょうかというある意味提案でございます。そうではなく、一から町民の皆様とともに新たな第5次総合計画を考える、そういったことになりまして伊豆縦貫道の全線開通も念頭に入れる必要も出てきます。そうなりますと急がなければならないのかなと思うわけです。

そこで、平成25年に策定されました河津町都市計画マスタープランの中での特に駅前通りの未来について、河津駅周辺におけるにぎわいや魅力の回復という方針が書かれております。まず、にぎわいや魅力が失われつつある河津駅周辺の商業地において、町の中心的な商業地及び交流の拠点として機能の充実、活力の向上を図りますと書いてあります。取り組みとしまして、新たな商業サービス施設、観光交流施設等の立地、集積の促進、そして、既存の商業地における空き店舗対策、それから、街灯、ポケットパーク、ベンチなどの共同施設の設置等による快適な商業地空間づくりと、このようになっております。マスタープランに書かれてありますとおり、商業地としてにぎわいをつくり出すためにはどのような策があるのか。

ここで一つ皆さんに思い浮かべていただきたいわけですが、伊豆の国市、大仁のメイン通りであります田京の交差点付近、この前後1キロ以上ある多様な業種が集積されております現在、通りがあります。かつて実はこの通りは伊豆中央道、あれが完成すると裏通りになるので閑散とした通りになってしまうのではないかと実は危惧されておりました。実は当時、私は函南の市場まで青果物を毎日のように仕入れに走っていた時期でもあったわけですが、私の同業者、田京周辺にも何人かおまして、そのうちの3名ほどはもうこの先八百屋じゃ食っていけないな、もうこの通りはだめだという言葉を残し、廃業されていった人がいたのを覚えております。

しかし、現実に今の状況はどうなっているかといえば、大型ショッピングセンターのアピタさんができまして、その集客力をベースにファミリーレストラン、ホームセンター、大型家電量販店、回転寿司屋、ファミリー向けの焼肉屋という形であつという間に食べ物関連を中心として商店街が形成されていきました。

今や、実は我々が住んでいる伊豆南部地域にお住いのファミリー層の皆さん、こういった皆さんが土日に沼津方面に遊びに出かけるわけです。そのときに、家に帰る前に食事をして帰ろうといったときに一番利用しているのが、実はこの大仁の通りの商店街のファミリーレストランとかそういった類いのところで食事をしてから帰るといふ人がたくさんおられるんですね。それらの人たちが実は口をそろえて言う言葉がございます。そのご飯を食べる大仁の場所、もう少しあと30分、40分家に近ければいいのにな、こういう言葉を発せられる人を数多く見かけます。大仁の通りの前後1キロ、あそこまで大々的な通りでなくとも、伊豆の南部地域の人口のボリュームから考えてせめて半分程度のボリュームでも結構ですから、河津の駅前通りに大仁のかわりになるような機能を持たせることができないだろうか。私は可能性としては十分にあると考えています。

幸か不幸か、河津の駅前はこのまでの開発の遅れによるものかわからないんですが、空き地になっている場所がたくさんあるように見受けられます。その中心部ともいえる河津南中学校の跡地はまた幸か不幸か町有地で、現在穴がぼっこりあいた状態で何も利用されていないのが現状ということでもあります。この町有地を大仁にできたアピタにかわる集客力がある大手の商業施設の誘致に利用できるということになれば、河津町は大いに変わる可能性はありと私は思います。

私の案なんですが、誘致すべきはアパレルショップ、今日本一でありますファーストリテイリング社のユニクロさんとかジーユーさん、こういった日本中誰にお話ししてもわかるよ

うな、こういった集客力のあるような商業施設に来てもらってはどうか、可能かどうか。これは町長自らによるトップセールスを根気よく行う。当然、町有地ですからいろいろな条件というのでも提示できるのではないかなと私は思うわけです。

ですが、アパレルショップということで地元の企業を圧迫するのではという声が聞こえてくるのではないかという人もいそうなんですけれども、大きな人の流れができ上がることによって、例え同業者でも生き残るチャンスは、現実には人口減少が進んで衰退していくのを指をくわえて眺めているよりは何倍もあるのではないかなと私は思います。突拍子もない提案に聞こえるかもしれませんが、このくらい劇的に思い切った施策を打ち出さなければ、今後伊豆半島で生き残っていくことはできないと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 塩田議員の駅前通りの将来についてのご質問だと思いますが、お答えしたいと思います。

現在の総合計画に沿って進めることには変わりはないわけです。その中で、今後重要であると思われるものは当然取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の駅の周辺の課題でございますが、駅の周辺で特に問題になっているトイレですか駐車場の問題、あるいは北口の北側の駐車場の問題、それで、先ほどほかの議員からご質問がありました、先ほど塩田議員もご指摘の町有地の旧南中跡地の活用に関係、その辺が一つの北側のそういう部分で大変重要になってくるのかなと、そういう認識でございます。ただ、町有地につきましては先ほども申したように、やはり一年中使ってもらえるような、そんな施設というかそんなものを考えていきたいなど、そんなことを思っております。ですから、今までみたいな桜まつりの駐車場として一カ月使うのではなくて、一年中使ってもらえるような、そんなものを考えていただきたいなど私自身はそう思っております。

今後、町民の意見を聞きながら取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど仲議員がおっしゃったように若い人たちの声も聞きながら今後進めていきたいなどそんなふうに思っております。

それから、今後の考え方として特に考えられるのは、先の話になるかもしれませんが、伊豆縦貫道の進展により今年度にはインターチェンジ周辺の振興策を策定する予定でございますが、それこそインターチェンジから駅前につなぐ、そういう動線ができると思いますので、その動線をどうつくっていくか、そういう面では駅周辺のにぎわい創出にも大事に

なってくるのかなと思います。そして、その中でどのような魅力づくりを進めていくか考えていかなければならないと思っております。

まだまだ実際的には機運ができていないのが現状であると思っております。当面はインター周辺の湯ヶ野、梨本、逆川地区などの活性化を行いながらインター周辺の計画については進めていきたいと思っております。

もう一つは、塩田議員がご質問のトップセールスの関係でございます。大変大事だと思っております。私も就任以来、できるだけ出かけていってあらゆる機会に顔を売るように心がけてやってきたつもりでございます。特に、町外へ出たときはできる限り時間があれば日ごろお世話になっている、あるいはご縁ができたところについてはアポイントなしでも顔を出していくように心がけております。

でも、なかなかトップセールスだけでは企業などの誘致というのは難しい面もございます。今後はあらゆる機会やご縁を大事にしながら、それこそ熱意を持って私自身町のためをお願いすることが大事であると、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 今、ご答弁いただきまして、町長も駅の特に北側の開発、これには非常に危惧しておられるということなんですね。実際に駅の北側を特に中心に見渡しますと、本当に虫食い状態のように空き地になっている。実際には駐車場としてお使いになっているところも結構あるんですけども、実際には商業地指定されていながらも畑になっていたりだとか空き地になっていたりだとか、もう大分耐用年数が過ぎたようなちょっと古い建物もあったりだとかということで、もしかしたらこれまでも商業地というくくりの中でむしろブレーキがかかっていたのかなと思えなくもないんですね。

伊豆縦貫道が全線開通ということまでいくのに13年から15年とかという期間、一見しますと長いスパンのようにも見えますけれども、それまでに人の流れを確立させるということを考えますと、もう今からやっぱり手をつけていかなきゃいけないのかな。私が実は今、提案したファーストリテイリング社、このアパレル関係の挙げましたユニクロさん、ジーユーさん、なぜこれを挙げさせていただいたかという、実は伊豆半島の中で電車で気さくに行けるユニクロさん、ジーユーさんというのは沼津駅ぐらいしかないんですね。ほかのところというのは親御さんが一緒についていかなければまず行けないようなところなんです。

伊豆半島の南部地域のファッションリーダー的な役割をしているのは今どこなんだろうと

思ったら、下田にありますしまむらさんあたりがそういう役目を担っているのかなと思うんですが、安くていい、すごく楽しいお店だと私自身も思いますし、実は私のようなでかいサイズも置いているお店なもので私も利用させてもらったりもするんですが。中高生に聞きますと、ユニクロさんとかジーユーさんがあるといいなという話をよく聞くんですね。

河津町においてそのような全国規模のトップレベルの企業さんが来てくれる可能性があるのかと、夢物語しか聞こえないぞという話は私も聞くんですけども、河津は今言ったように伊豆半島では電車で行けるユニクロがない、ターゲットになる中高生を中心に自分たちだけでも来ようと思えば来られる。それから、少なくとも桜まつりの期間の1カ月間においては、人の流れという100万人に近い来誘客がある。こういったことも考えると、やはり企業としては人の流れがあるところにさらなる流れをつくって収益を上げていくというのが企業だと思いますから、なおさらセールスの仕方によっては決して無理だという話ではないと思うんです。ぜひとも町長にはユニクロさんとかジーユーさん、トップセールスでお願いしてチャレンジしてほしいと思うわけですが、そこに絞って一言コメントいただけますか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 確かに企業誘致というのは大変大事だということはわかります。ただ、相手もやっぱり営業といいますか、商売やっている方ですので、その中で当然マーケティングの調査だとかそういうことも大変大事になってくるのかな。

私が河津で特に問題の大きいというのは、観光的な交流人口がいるわけですけど、定住人口がなかなか増えてこない。あと、近隣の定住人口を取り込むことによってある程度商売成り立つということもあるのかもしれませんが、全体のパイとしてはどうしても小さいから、その辺について企業さんはどう考えるのかなという危惧もございます。

そして、特に駅前周辺の関係ですけれども、私はなぜ北口かといいますと、やはり北口は今後大きく変わる可能性もあるんじゃないのかなという気がします。特に、私は伊豆急さんが持っている駐車場といいますか、町が持っている部分もあるわけですがけれども、町の持っている駅前広場の駐車場と伊豆急さんの土地をうまく使うことによってあそこを一つの拠点みたいな形になるのかなと。あと、動線としてはインターのできる天城に向かって、その動線をうまく使うことによって観光交流館ですとかお客さんの流れもできていくのかなと。ちょうど中学校跡地も核となる施設になるということも思いますので、その辺で何とか北口をもっと多分今後の将来的な一つの駅前周辺の開発といいますか、活性化の拠点になる可能性もあるのかなと。できれば景観も含めた中で、北口を何とか天城方面に向けてすばらしい河

津の駅前としてふさわしいような、そんな通りとして成り立てばいいのかな。その中で企業さん来ていただければその中で誘致していくことも必要だと思いますし、町として必要があればそういう緑化的なものも含めて今後とても大事な部分だと思っておりますけれども、特にその企業さんについては今後の課題とさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 私なりに町長から前向きな答弁をいただいたと捉えさせていただきます。

こういったやっぱり大きな企業さん、本当に集客力があるので、それに付随してファミリーレストラン的なレストランとかそういったところも人の流れができると、自然と空き地があれば追随してくださると私は思っていますので、ぜひこれは町長の考え方の一つのチャンネルとして心にとめておいていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。観光協会と産業振興課のつながりについてということでございます。

我が町は観光立町でありますという言葉はこれまで多くの方が公言してきた言葉であります。町長ご自身も所信の中でお話されていたと思います。これまでの方々の観光立町という言葉に対する認識に私は若干の疑問を感じております。それは、観光立町という言葉の割には河津町は観光に対して現実の投資が足りていたのだろうか。若干の疑問を投げかけさせていただきます、こう思います。

私が考えますに、河津町の財政規模に対して投資している割合が少ないのかといわれればそういうわけではない、こう思います。では、どこに原因があるのか。実は、河津には投資すべき観光スポット、観光資源が他の市町に比べて余りに多くあり過ぎるせいなのではないか、こう思えてなりません。例えばの話ですが、我が町と財政規模が同程度の町があると。伊豆半島の中でなくて考えてみる。ちょっと想定して頭に思い浮かべてみてください。そのような町が観光業に対して、観光地として総額1億円のお金を使っていると考えてください。その町には観光スポット、観光資源と呼ばれるところが1カ所なり2カ所しかない想定した場合。その1億円のお金を1、2カ所で使うのと、我が町のように先ほど来お話出ましたジオパークのスポットだけでも10カ所といわれているように、我が町は10カ所以上、本来使わなければならない場所があるわけです。その1カ所に使える金額に相当な差ができてしまう、これは明らかだと思います。

今のままの体制や考え方のままでは、今後人口減少が進んで財政規模も河津町も小さくな

っていくことが火を見るよりも明らかな状況でそんな中、今後も観光立町でございますと胸を張って言い続けることができるのでしょうか。

河津町はよその市町に比べると観光資源がたくさんあり、磨けば光る観光スポットといただきますか、むしろ磨かなければならない観光スポットがたくさんあります。少ない投資金額を河津町の財政規模で今以上に負担するのは当然、厳しいものになると思います。ですから、観光協会と町当局がしっかりと連携し手を結び、知恵を出し合い、切り開いていかなければならない、私はこのように思います。

そんな中、河津町の現状はどうなのか。若干心配になって仕方ありません。観光協会は町内の観光関連業をしっかりと取りまとめて、牽引役として現在機能しているのでしょうか。町当局との窓口であります産業振興課と観光協会、しっかりと連携はとれているのでしょうか。

そこで町長に質問でございますが、1点目としまして、観光立町としてのご認識、どのような認識を持っているのか、所見を教えてください。2点目として、現在の観光協会は観光関連業の皆さんを取りまとめ、牽引役として機能しているとお考えでしょうか。

それから、産業振興課長にも質問です。1点目、観光協会は法人化を去年したわけですが、一体何が変わったのでしょうか。また、法人化して何をやりたかったのでしょうか。2点目として、観光協会の内情といたしますか、現況といたしますか、どこまで産業振興課では観光協会のことを把握しておりますか。3点目として、観光協会とどの程度連携を今後考えていこうと思っているのか。

以上の5点についてまとめさせていただきましたが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 私に対する観光立町の考え方、認識のお尋ねだと思います。当然、私たち町にとって観光は産業であることは承知をしております。そのもとで行政を行っているつもりでございます。

確かに塩田議員が言うように、河津町は数多くの観光スポットを持っております。例えば、隣の町なんかを見ますとやっぱり山を中心とした観光というものもありますけれども、私たち町は海から山まで全てであるという、ある面ではオールマイティーな観光。それから、食にしても全ての海から山のものまで旬を味わうことができるということもあると思います。

それから農産物につきましても、海に近いところから山のほうのものまで全てであるという事で、私はお金というよりもやっぱり総合的、この町をどうやって売っていくか、そ

う連携といたしますか、特に最近私は観光業者の方たちとお話をする機会が多いんですけども、観光業者だけではなくてやっぱり異業種の方たちとどうやって連携をつくっていくか、それが今後の観光に対する大きな目標といたしますか、そういうものになってくるじゃないのかなと思っております。

一例を言いますと、例えば援農ツアーみたいな、農家の方たちと旅館組合等と一緒にやってやるとか。あと、最近では桜まつりなんか見ますと、中学生が観光客に対しても大変おもてなしをしてくれるとか、そういう意味で異業種の方たちと一緒にやってこの町全体で盛り上げるような観光がとても大事だなと思っております。特に、最近では観光案内人ですとかジオの案内人とかいろいろの制度もありますし、人を使ったりとかいろんな異業種の方たちと連携をとることがとても大事ではないのかな。そういう意味でも、これからは観光が産業であるということ、観光立町ということを考えてやっぱりそういうもう少し幅広い観光を考えていくことがとても大事ではないのかな、そんな思いがあります。

それから、河津町には観光協会の会員が184軒あるそうです。特に、河津町は大きなホテル等が少なく、やっぱり中小の旅館が主体となって会員が多いという話も聞いております。これからも観光に携わる方々というのは、やっぱり町と一緒にPRをし、誘客促進等行っていく必要があると思っております。

それから、観光協会との関係でございます。観光協会は昨年度に一般社団法人化をされまして、登記されたことにより営業活動ですとかの収益活動など取り組みやすくなったことと、法人の責任において資金の借入れ等もできるようになったものと認識をしております。ただ、法人化の時点で財政上の問題もありまして、酒販の販売や旅行業の許認可が申請できないこともあり、受け入れは苦戦をしているという話も聞いております。ただ、29年度の単年度収支を見てみますと黒字になっておりますので、今後解消されていくものと思っております。

それから、観光協会には町からの補助金や委託宣伝費などの補助など、また、河津桜まつりの実行委員会から事務局の費用なども支出しており、町と連携をして誘客宣伝等に努めていると考えております。

また、ことしから3カ年静岡 DESTINATION キャンペーンが行われまして、この点でも密接な連携をして行っていると考えております。

それから、課長にも質問があったわけですが、法人化して何が変わったか。また、詳しくは後ほど担当課長から答弁をさせますが、私は事業がしやすくなった面と責任が重た

くなったんだろうな。そういうことで、法人化して特に変わったというのはその2点だと思います。

それから、町として観光協会の内情をどこまで把握しているかということでございます。その内情の範囲がどこまでかというのは不明なんですけれども、観光協会が会長以下の組織体で運営しているものと考えております。しかし、町との関連事業もありますので、連携して担当課としてもその都度対応していると思っております。

先般、観光協会の総会があり、新たな体制下で今後行われます。先日、町に挨拶を兼ねて打ち合わせに山田会長さん以下執行部の役員さんが来ましたが、町の課長、係長を交えて今後の打ち合わせですとか課題等についても話し合いをさせていただきました。今後はさらに連携が強化されるものと期待をしております。

それから、先ほどから申しておりますが、連携はとても大事でありまして、町にとっても重要な団体であると認識をしております。今後、新体制のもと、副会長さんも一人増えたという話も聞いておりますので、今後さらに連携をとりながら観光行政を進めていきたいと考えております。

詳しくは担当課長から答弁させます。

○議長（宮崎啓次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） ただいま、塩田議員のご質問にお答えします。

先ほど町長が申されたところと重複するところがありますので、その辺はご了承いただきたいと思えます。

まずは、法人化して何が変わったのかというようなことですが、先ほども町長が述べたとおりということになりまして、収益事業が可能であったり法人格を持つことで信用が付き、借入れ等が起こせることなどが挙げられると思えます。

観光協会では一般社団法人として旅行業法による旅行業を行うことができ、企画旅行の実施が可能であったり、昨年発売した河津の春の販売卸売などが可能となる酒販業というんですか、そちらを取得することができるようになると思えます。これが現在、許認可の申請ができていない状況にあるとは伺っております。

あと、内情についてということですが、どの辺まで把握しているかということのご質問ですが、現状の把握の内容につきましては、さきに観光協会の総会が開かれ、前年度の事業、決算、また、今年度の予算等についての報告がされているところであります。

また、町長も申し上げましたが、役員の改選もあり、新たな体制による観光協会に期待す

るところではあります。

また、私も観光協会の理事会が開催されているわけですが、そちらに出席しておりますので、情報の共有はできているのかなというふうには考えております。

また、観光協会との連携につきましてですが、当然、観光事業につきましては観光協会の役割は重要だと思っております。観光協会も役員の改選があり、副会長を1名増員し、体制の強化を図ったというふうに聞いております。今後も双方協力、連携をして業務に当たっていきたいと考えております。

また、観光協会の会員も先ほど町長言われたように184軒あるとのことですので、会員の皆様の協力も必要かなと思います。これからも皆さんで町含め観光協会を盛り上げていければと願う次第でございます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

なかなか漠然とした内情とかどの程度みたいな抽象的な聞き方をしましたので答弁のほうは難しかったのかなと思いますけれども、私のほうとしても実は今、課長は理事として理事会のほう出席されているというご答弁いただきましたけれども、私のほうで聞いていた情報と若干ずれがあったりもしたものですから、私としては毎回の理事会にやはり出席するぐらいのツートン言えばカーと、そのぐらいの中までしっかりと把握をしてほしいなというような思いがあったものですから、そういうことです。

町長おっしゃった観光関連の184軒の加盟店ということですが、その中のかなりの割合で実は商業者が混じっていることはご承知おきだとは思いますが、商業者といえども観光関連でご飯を食べさせてもらっている以上は当然一緒になって頑張っていく、そういう所存はあるわけですが、中にはなかなか商業者と観光業と関係ないよみたいな壁をつくってしまう人が実際問題いるのも事実なんですね。でも、そういう人たちを何とかこの町は町長が言うように流動人口、やはり観光客の方々にたくさん来ていただいてお金を落としていただかないとこの先も成りいかないということを考えれば理解はしてくれと思いますので、今後もより一層の観光協会とも連携をとって、むしろ私は町が観光協会をしっかり育ててほしいと思うぐらいのつもりでおります。

それでは最後……

○議長（宮崎啓次君） 先ほど、課長の答弁で……

○議長（宮崎啓次君） 理事という答弁していませんので。その辺、確認お願いします。

○3番（塩田正治君） 違いましたか。

○議長（宮崎啓次君） 観光協会の理事会には出席していますと。しかしながら、理事ではありませんので。

○3番（塩田正治君） 失礼しました。間違えました。訂正させてください。

理事でなくても、やはり町として理事会のほうにオブザーバーでも何でも出席することはできると思いますので、理事会には毎回顔を出していただいて、タイムリーに観光協会が何を考えているか、これから何をしようか、そういう一挙手一投足というんですか、そこまで押さえてほしいなと思う次第です。

それでは、最後の質問に移ります。町長の政治姿勢ということで、町長の政治姿勢として3月定例会の施政方針で申し上げておりましたビジョンについてお聞きしたいと思います。

前段として行政改革を促進、財政運営のさらなる健全化の推進と前置きをなされた上で、小さい町だけれども美しく、小さい町だけれども子供からお年寄りまで生き生きと暮らしていける、小さい町だけれども納得できる利便性があるとしております。

単純に財政の健全化を掲げてその程から小さいながらもという話になると、やはりまずは思い浮かぶのがコンパクトシティー化政策、これにどうしてもつながって、私の頭ではならないんですね。ですが、私が考えますに、コンパクトシティー化構想というのは河津町にとってはかなり無理のある政策だと思うんですが、町長がお考えの小さい町だけれどもというこのビジョンとコンパクトシティー化の違いについてお答えできればお願いしたいなと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員のコンパクトシティーに関する私のまちづくりの関係との相異について答弁したいと思います。

一般的に、都市型のコンパクトシティーというのは周辺にあるものを真ん中へまとめてという考え方だと思います。私の言っているコンパクトシティーというのは、都市づくりの観点ではなくて、町民の気持ち、あるいは持ち方、あるいは小さい町だから団結して魅力あるまちづくりができたり、そういうことに取り組むことによってそれこそ子供からお年寄りまでみんな生き生きとして暮らせる町になるんじゃないのかな、そんなことを含めてコンパクトという表現をしているつもりでございます。このことについては、町政懇談会と同じようなことを言っております。

私は特に財政というよりも、河津町は人口的にも大変少ない町です、それを主に言っております。そういうことで、小さい町だからやりやすいこともあるし大変なこともあるんだけど、まとまることによって魅力ある町がつかれるんじゃないのかなど。そういう意味で、小さい町だけれども頑張ればみんなが生き生きとして暮らせる町になるということでコンパクトというような、小さい町だけれどもということで、そのかわり皆さんに我慢してもらうのは我慢して、必要なものはつくっていくと。それが財源の限りあるという中で、やっぱりこれからは選択をしてやることも大事だということで、それも小さい町だから話し合いができたりとか、町民参加によって理解をしながら魅力ある町ができるんじゃないのかな、そういう意味のコンパクト。そういう逆に小さい町だからできることもたくさんあるし、そういうこともこれから考えながら皆さんとこの町を一緒につくっていきましょうと、そういう小さい町だからできることもあるんじゃないかということで、そんな意味も込めてそういうコンパクトという言葉を使っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） ありがとうございます。

小さな町でコンパクトな利便性とかって、そういったところの捉え方でいくともものすごく何か後ろ向きというか小さくまとまっちゃってみたいふうに聞こえてしまうわけです。ただ、どなたかがおっしゃっていましたが、今の河津のおかれている現状、これはユネスコのジオパーク認定しかり、それからJRのデスティネーションキャンペーン、これも始まり、低金利の今まさに時代、それから町の財政状況は現在のところ良好であると。そういうことを考えると、小さくまとまっているときのかなと私のようにどうしても経済、経済と言いたくなる人間からするとそこを訴えたく、むしろ今は攻めるときなんじゃないのかなというように思えてならないんですが、町長のお考えの中でまさにおっしゃっているオール河津でより良き案を出し合って、小さいながらも効果的で効力のある施策をぜひとも提言・提示していただきたいなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君の一般質問は終わりました。

以上で、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時00分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎報告第1号の上程、報告

○議長（宮崎啓次君） 日程第2、報告第1号 平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度河津町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 報告第1号 平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを説明させていただきます。

次ページをお願いいたします。

平成29年度河津町一般会計繰越明許費の繰越計算書となっております。

単位は千円となっております。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をさせていただきます。

7款土木費2項道路橋梁費事業名町道大堰・笹原線道路改良事業3,787万3,000円、2,340万3,000円、未収入特定財源地方債1,950万円、一般財源390万3,000円、町道沢田線寺川橋橋梁補修工事2,040万円、1,280万円、国県支出金50万円、地方債890万円、一般財源340万円。

10款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、事業名でございます、漁港用施設災害復旧事業6,609万6,000円、6,609万6,000円、国県支出金4,074万円、地方債2,070万円、一般財源が465万6,000円でございます。

合計 1 億2,436万9,000円、1 億229万9,000円、国県支出金4,124万円、地方債4,910万円、一般財源1,195万9,000円となっております。

こちらにつきましては、町道大堰・笹原線の道路改良工事につきましては、工期が30年の7月6日までとなっております。5月末現在までの進捗率につきましては、約65%と聞いております。

次に、町道沢田線の寺川橋の橋梁の工事でございます。こちらにつきましては、行政報告でもございましたように、本年の5月1日に完成をしております。

漁港用施設の災害復旧工事につきましては、菖蒲沢の第1防波堤です。これは向かって左側の防波堤になります。こちらにつきましては、工期が30年の9月28日。5月末の進捗状況につきましては、約15%となっております。第2防波堤と物揚げ場につきましては、工期は30年の5月25日となっております。進捗状況につきましては、20%となっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長、単位、末尾、万円まで必ず言ってください。お願いします。

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって、報告第1号 平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

---

### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第3、同意第2号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第2号 固定資産評価委員の選任について。

下記の者を固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、静岡県賀茂郡河津町見高1669番地。

氏名、飯田吉光。

昭和42年4月28日生まれ。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

現町民生活課長でございますが、前任の課長にかわり、新たに選任同意をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（宮崎啓次君） ここで、議場に町民生活課長、飯田吉光君がおりますので、退席をお願いします。

〔町民課長 飯田吉光君 退席〕

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、同意第3号 固定資産評価委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

町民生活課長、飯田吉光君の入場をお願いします。

〔町民課長 飯田吉光君 入場〕

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） それでは、日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

#### 記

河津町税条例の一部を改正する条例について。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

1枚めくってください。

河津町告示第60号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第3号 河津町条例第9号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

平成30年3月31日、河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

条例第9号 河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

資料の1ページごらんください。

河津町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成30年7月1日に施行されました。これに伴い、必要な規定の改正について専決処分したものです。

今回の改正は主に個人住民税、固定資産税、町たばこ税の改正及び地方税法改正等に伴う関連規定の条項ずれ等の整備です。

主な改正点としまして、第1条による改正は1、個人住民税の見直しにつきまして1、給与所得控除及び公的年金控除等から基礎控除への振りかえというもので、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、給料控除額を10万円引き上げるというものです。基礎控除額が現在の33万円から43万円になるというものです。この改正に伴い、障害者や寡婦未成年者の個人町民税が非課税となる合計所得金額の上限が125万円から135万円に引き上げられます。

2番として、基礎控除の見直しでございます。基礎控除が逡減、消失する仕組みの導入でございます。改正前は納税者の合計所得金額に関係なく一律で33万円を控除するものでしたが、改正後は合計所得金額2,400万円以下の場合、控除額43万円、これは1の基礎控除額10万円引き上げる分を含むものです。合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は控除額29万円、合計所得金額2,450万円超2,500万円以下、控除額15万円、合計所得金額2,500万円を超える納税者は基礎控除の適用なしとするものです。

2、固定資産税に関しまして、1つ目、土地税制で固定資産税、土地の負担調整措置、現行の仕組みを3年延長するのでございます。

現行の仕組みと申しますのが、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準、今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられているものです。

2つ目の黒丸で、家屋関係としまして、新築住宅に係る減税額措置の適用期間の延長2年についてです。

住宅の種類で、一般住宅で軽減期間3年度分、3階建て以上の耐火構造住宅で5年度分につきまして、軽減割合が2分の1で、対象床面積、居住部分に係る床面積で120平米が限度というものを平成32年3月31日まで2年延長するというものです。これは、長期優良住宅についても同様の規定となっております。

続きまして、償却資産関係で、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援で、生産性革命集中投資期間中における臨時異例の措置として、地域の中心企業による設備投資の促進に向けて生産性控除特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設されたことに係る税法上の枠組み整理の規定となります。

続きまして、3番、町たばこ税につきまして。

たばこ税の見直しがありまして、1つ目で、製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設すること。

2点目、3点目は関連しているのですが、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げることで、これは国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円、国と地方の配分比率は1対1というものです。

税率1,000本当たりの改正を一覧表にしておりまして、実施時期としまして、現行から平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日と改正し、内容としまして、地方、国同額の6,122円を7,622円に引き上げるもので、太枠内の市町村たばこ税では5,262円から町分の430円の引き上げを3回実施して、6,552円となります。

加熱式たばこの課税標準の換算につきまして、平成30年10月1日から段階的に移行するもので、現行は加熱式たばこの製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算しているものを、重量を0.2ずつ減らし、小売価格を0.2ずつ割合を増やし、平成34年10月1日以降は小売価格を換算し、課税標準とするものです。

その他としまして、地方税法の改正に伴う関連規定の所用の整備及び条項ずれ等の措置改正でございます。

第2条関係としまして、先ほどの町たばこ税の換算する率の改正規定で、重量と価格を改正するものとなります。

また、固定資産税関連の生産性特別措置法に伴う固定資産税の特例措置の新設にあわせて条例の項ずれを解消するものとなります。

第3条関係及び第4条関係につきましては、平成32年10月1日と平成33年10月1日の施行のたばこ税の換算方式の変更と税率の変更の改正でございます。

第5条関係につきましては、町たばこ税の換算方式の変更の改正規定で、平成34年10月1日施行分となります。

第6条関係につきましては、平成27年度の河津町税条例改正で、旧3級品の紙巻たばこの税率改正規定をしたものを改正するものとなります。

これらの改正を整理しますと、平成30年10月に一般たばこの税率改正、平成31年10月に旧3級品のたばこの税率改正となります。その次に、平成32年10月に一般たばこの税率改正となりまして、平成33年10月に一般たばこの税率改正と、あと5年かけてになります。加熱式たばこの価格換算に移行するというものを規定しております。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただきまして、条例本文からすると10ページめくっていただきまして、附則でございます。

附則。

施行期日。第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

第1号 第1条中河津町税条例第92条を第92条の2とし、第2条第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定、平成30年10月1日。

第2号 第1条中河津町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則、第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定、平成31年1月1日。

第3号 第2号（次号に掲げる改正規定を除く）及び附則第4条の規定、平成31年4月1日。

第4号 第2条中河津町税条例第94条第3項の改正規定、平成31年10月1日。

第5号 第1条中河津町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条例に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定、平成32年4月1日。

第6号 第3条並びに附則第8条及び第9号の規定、平成32年10月1日。

第7号 第1条中河津町税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定、平成33年1月1日。

第8号 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定、平成33年10月1日。

第9号 第5条の規定平成34年10月1日

第10号 第1条中河津町税条例附則第10条の2第18項を第25項とし、同項の次に1項を

加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る）生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日。

第2条としまして、町民税に関する経過措置、第3条、第4条で固定資産税に係る経過措置を、また第5条から第11条で町たばこ税に係る経過措置をそれぞれ規定しております。

説明は以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、承認第1号 先決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河津町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

平成29年度河津町一般会計補正予算（第10号）について。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

これについては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

次ページをお願いいたします。

河津町告示第59号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号 平成29年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

平成29年度河津町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,792万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月30日、河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

歳入面に当たりましては、地方交付税、こちらは特別交付税になります。こちらの特殊事情によりまして、当初見込み額が増額となったわけでございます。

要因といたしましては、菖蒲沢の災害復旧工事の関係でございます。それともう1点、ふるさと納税寄附金の寄附金額の確定による減額ということで、歳入のほうは調整させていただきます。

歳出につきましては、交付税増によります財政調整基金への積立金、またふるさと納税寄附金確定によります一般財源からの寄附目的への配分による財源更正となっております。

それでは、次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位千円。

款、項、補正額、計の順にご説明いたします。

9款地方交付税5,602万9,000円、14億4,944万円。1項地方交付税同額でございます。計、同額でございます。

16款寄附金△92万9,000円、7,469万2,000円。1項寄附金同額でございます。

歳入合計5,510万円。

それでは、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

2款総務費5,000万円。1項総務管理費同額でございます。

3款民生費60万円。1項社会福祉費同額でございます。

4款衛生費ゼロ。

5款農林水産業費ゼロ。

6款商工費450万円。1項商工費同額でございます。

9款教育費ゼロ。1項教育総務費、5項社会教育費、6項保健体育費につきましても財源更正のためゼロとなっております。

歳出合計5,510万円。

それでは、3ページ、4ページの事項別明細書の統括表は省略させていただきます。

2、歳入。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税5,602万9,000円。特別交付税5,602万円9,000円。こちらにつきましては、災害復旧事業等の特殊要因による増額となっております。

10款寄附金1項寄附金1目一般寄附金△92万9,000円。1節一般寄附金△92万9,000円でございます。内訳でございます。一般寄附金60万円。こちらにつきましては、29年度に寄附をいただきました天川の相馬様から10万円。見高入谷の土屋様から50万円をご遺族の方からいただいたものでございます。計60万円となっております。

ふるさと納税寄附金△152万9,000円。こちらにつきましては、先ほどお話ししましたようにふるさと納税寄附金確定による補正額となっております。

6 ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費 12 目財政調整基金費 5,000 万円。25 節積立金 5,000 万円。財政調整基金の積立金でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 60 万円。25 節積立 60 万円。いきいき福祉基金積立金でございます。一般寄附金としていただいた 60 万円をいきいき福祉基金に積み立てるものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費ゼロ。こちらにつきましては、ふるさと納税一般財源から各目的別での配分に伴います財源更正となっております。

5 款農林水産業費 2 項林業費 1 目林業振興費ゼロ。こちらにつきましても同様の理由で財源更正となっております。

9 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費ゼロ。こちらにつきましても財源更正となっております。

7 ページをお願いいたします。

7 目さくら振興費 450 万円。25 節積立金 450 万円。さくら基金の積立金でございます。こちらはふるさと納税でいただきました金額を河津桜の保護育成のために充当されたわけですが、その充当残といたしました金額をさくら基金に積み立てとしております。

次に、9 款教育費 1 項教育総務費 3 目学校教育振興費ゼロ。財源更正でございます。

5 項社会教育費 3 目図書館費ゼロ。こちらも財源更正となっております。

6 項保健体育費 3 目学校給食費ゼロ。こちらにつきましても財源更正となっております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河津町一般会計補正予算（第10号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

これについては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、承認第3号 平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

河津町告示第58号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号 平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,148万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

平成30年3月30日、河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、平成29年度より介護予防の給付費から訪問事業でございますが、順次、地域支援事業に移行されております。利用者の見込みが当初よりも多くなったことに伴い、補正をさせてもらうものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

9款繰越金34万8,000円。1項繰越金同額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費34万8,000円。1項介護予防生活支援サービス事業費同額でございます。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金34万8,000円。1節繰越金34万8,000円。繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費 1項介護予防生活支援サービス事業費 1目介護予防生活支援サービス事業費訪問事業34万8,000円。19節負担金補助及び交付金34万8,000円。介護予防生活支援サービス訪問事業費。こちらは先ほど説明しましたとおり、介護予防生活支援サービスの訪問事業の利用者の増加によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第7、議案第25号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第25号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

これにつきましては、担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 議案第25号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の29ページをごらんください。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

今回の改正内容は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定基準の変更でございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、河津町国民健康保険税条例の必要な箇所を改正するものです。

改正内容は、国民健康保険税の5割軽減の所得判定基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に。2割軽減の所得判定基準につきましては、被保険者に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げるものです。

なお、平成30年5月21日の河津町国民健康保険運営協議会において審議し、答申が出された結果を踏まえまして、所得判定基準の引き上げを行うもので、平成30年度以降の国民健康

保険税に適用します。

定例会資料の30ページに新旧対照表を示してありますので、ごらんください。

また、その下段にあります特例対象被保険者等に係る申告、第22条の2に係る改正は地方税関係条法の条法連携に伴う改正で、非自発的失業者等の特例対象被保険者等の提示書類として、雇用保険受給者資格証明書の提示が必要でしたが、マイナンバーによる情報連携で把握できる場合は提示が不要となる手続の規定改正となります。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則でございます。

施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

適用区分。第2項、この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

説明は以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） 今の22条の2のほうですけれども、ちょっとわからないので教えてください。

当該納税義務者は雇用保険の受給資格者証、その他特例対象被保険者であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければいけないといったときに、課長のほうからマイナンバーカードが云々という答えが出ました。マイナンバーカードでなければならないというそういうことですか。

○議長（宮崎啓次君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） マイナンバー制度による情報連携で、前職情報とか確認できるものですから、マイナンバーカード提示が必要というのではなくて、情報が確認できない場合に被保険者証を提示してくれというものでございます。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第25号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第8、議案第26号 静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第26号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により平成30年3月31日をもって、川根地区広域施設組合が解散したことに伴い、静岡県市町総合事務組合理約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第26号 静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを説明させていただきます。

次ページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

静岡県市町総合事務組合同規約（平成18年3月23日市行第581号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、川根地区広域施設組合」を削る。

定例会資料の31ページをお願いいたします。

静岡県市町総合事務組合同規約の変更要旨ということで記載がしてございます。

静岡県市町総合事務組合の構成団体であります川根地区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴い、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

規約の一部を変更する規約の新旧対照表となっております。左側が現行で右側が変更既約案となっております。下線部のとおり川根地区広域施設組合につきまして削除となっております。

それでは、議案にお戻りください。

附則。

この規約は静岡県知事の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第26号 静岡県市町総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

15時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時10分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第9、議案第27号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,846万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,946万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着席の上説明して結構です。

○総務課長（野口浩明君） ありがとうございます。

それでは、議案第27号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正第1号の主な提案理由でございます。

4月1日に実施いたしました人事異動並びに共済組合の負担金などの配分率の変更によります人件費の補正、それと伊豆今井浜病院の病床数減によります特別交付税不採算病院の増額に伴う補助金の計上。

それともう1点、新水道ビジョン経営戦略策定事業充実強化に伴います補助金の計上。

もう1点でございます。町道大堰笹原線改良工事追加工事実施に伴う工事費計上などの項目となっております。

それでは、次のページをお願いいたします。

着席させていただき、説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位、千円。

款、項、補正額の順にご説明いたします。

9款地方交付税1,347万2,000円 1項地方交付税同額でございます。

14款県支出金3,000円 3項委託金3,000円同額でございます。

18款繰越金2,019万9,000円 1項繰越金同額でございます。

19款諸収入479万5,000円 5項雑入同額でございます。

歳入合計3,846万9,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。

単位、千円。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1款議会費4万1,000円 1項議会費同額でございます。

2款総務費△326万4,000円 1項総務管理費99万5,000円 2項徴税费△374万3,000円 3項戸籍住民基本台帳費△52万5,000円 4項選挙費9,000円。

3 款民生費△1,025万7,000円 1 項社会福祉費同額でございます。

4 款衛生費2,367万5,000円 1 項保健衛生費同額でございます。

5 款農林水産業費△121万9,000円 1 項農業費同額でございます。

6 款商工費120万8,000円 1 項商工費同額でございます。

7 款土木費1,874万円 1 項土木管理費858万8,000円 2 項道路橋梁費1,014万7,000円 3 項河川費5,000円。

8 款消防費269万5,000円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費685万円 1 項教育総務費105万6,000円 2 項小学校費△22万5,000円 4 項幼稚園費669万円 5 項社会教育費△68万1,000円。

3 ページをお願いいたします。

6 項保健体育費 1 万円。

歳出合計3,846万9,000円。

4 ページ、5 ページの事項別明細書、総括は省略をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

2 歳入。

款、項、目、補正額、節、説明の順に朗読させていただきます。

単位は千円でございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税1,347万2,000円 2 節特別交付税1,347万2,000円。特別交付税でございます。先ほども申しましたように、公的病院の不採算病院の助成分の増によるものでございます。

14 款県支出金 3 項委託金 2 目土木費委託金3,000円 1 節水門操作業務委託金3,000円。こちらにつきましては、県管理の3カ所分の水門につきまして、人件費増による増額となっております。1 基当たり1,000円の増額で、3カ所分で3,000円となっております。

18 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金2,019万9,000円 1 節繰越金2,019万9,000円。繰越金でございます。

19 款諸収入 5 項雑入 1 目雑入479万5,000円 1 節雑入479万5,000円。自治総合センターコミュニティ助成金210万円。こちらにつきましては、地区集会施設の設備費といたしまして県の振興協会から入って来るものでございます。消防団員退職報償金、消防団の退職金9名分の費用でございます。269万5,000円となっております。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

なお、給与、手当、共済費等につきましては、4月1日付で実施いたしました人事異動と共済組合の配分率の変更に伴う内容となっておりますので、説明は省略とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 4 万 1, 000 円 2 節給料 1 万 7, 000 円 3 節職員手当等 9, 000 円 4 節共済費 1 万 5, 000 円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 △ 210 万 5, 000 円 2 節給料 △ 342 万 5, 000 円 3 節職員手当等 93 万 9, 000 円 4 節共済費 △ 17 万円 8 節報償費 36 万円、記念品代等になっております。こちらの記念品につきましては、町政施行 60 周年記念の式典の参加者への記念品代となっております。11 節需用費 19 万 1, 000 円 事業用消耗品でございます。こちらにつきましても 60 周年の記念式典の広報用の消耗品代として計上をさせていただきます。

次に、8 目地域づくり推進費 310 万円 16 節原材料費 △ 150 万円。公民館の修繕原材料 △ 150 万円でございます。19 節負担金補助金及び交付金 460 万円。コミュニティ事業費補助金 210 万円、地区集会施設等修繕費の補助金 250 万円となっております。こちらの地区集会施設修繕費の補助金につきましては、上段の原材料支給から労務賃も対象といたしました修繕事業費の補助金へ制度移行したということで、150 万円公民館の修繕原材料 150 万円を減額いたしまして、地区の要望等も多いことから、100 万円を上乗せして 250 万円を地区集会施設修繕費補助金として計上をしたものとなっております。

8 ページをお願いいたします。

2 項徴税费 1 目税務総務費 △ 374 万 3, 000 円 1 節給料 △ 108 万 8, 000 円 3 節退職手当等 △ 227 万 8, 000 円、4 節共済費 △ 37 万 7, 000 円。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 △ 52 万 5, 000 円 2 節給料 △ 34 万 4, 000 円 3 節職員手当等 △ 14 万 7, 000 円 4 節共済費 △ 3 万 4, 000 円。

次に、4 項選挙費 1 目選挙管理費 9, 000 円 4 節共済費 9, 000 円。

9 ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 △ 168 万 1, 000 円 2 節給料 △ 75 万 6, 000 円 3 節職員手当等 △ 69 万 2, 000 円 4 節共済費 △ 23 万 3, 000 円。

5 目老人福祉費 △ 182 万 2, 000 円 2 節給料 △ 76 万 8, 000 円 3 節職員手当等 △ 85 万 7, 000 円 4 節共済費 △ 19 万 7, 000 円。

4目国民年金費256万6,000円 2節給料143万8000円 3節職員手当等71万2000円 4節共済費41万6000円。

次に、5目国民健康保険費△902万8,000円 2節給料△491万1,000円 3節職員手当等△278万4,000円。

10ページをお願いいたします。

4節共済費△133万3,000円。

次に、6目介護保険費△29万7,000円 28節繰出金△29万7,000円、介護保険特別会計繰出金といたしまして△29万7,000円でございます。人事異動に伴います地域支援事業の人件費減額に伴います繰出金の法定繰出分の減額となっております。介護保険特別会計の歳入にも同額計上してございますので、よろしくをお願いいたします。

7目後期高齢者医療費5,000円 4節共済費5,000円。

次に、4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費1,667万5,000円 2節給料△4万9,000円 3節職員手当等△18万5,000円 4節共済費6万9,000円 19節負担金、補助及び交付金1,684万円 公的病院運営補助金でございます。こちらにつきましては、伊豆今井浜病院につきまして、病床数が160床から140床へ減床したことから、特別交付税の不採算病院措置要件に該当することとなりました。対象費用の補助金を補正計上とするものでございます。

次に、4目環境衛生費700万円 19節負担金、補助及び交付金700万円、水道事業会計の補助金でございます。こちらにつきましては、水道事業の将来に向けての計画等を踏まえた中で、水道事業の運営強化のための人員増分の補助金となっております。

11ページをお願いいたします。

5款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費7,000円 4節共済費7,000円。

2目農業総務費8万6,000円 4節共済費8万6,000円。

5目農業施設費△205万7,000円 2節給料△104万1,000円 3節職員手当等△70万2,000円 4節共済費△31万4,000円。

6目山村振興対策費74万5,000円 11節需用費74万5,000円、維持修繕費用として74万5,000円を計上してございます。こちらにつきましては、伊豆見高入谷高原温泉のお風呂の給湯配管の漏湯修繕のための経費として計上をしてございます。

次に、6款商工費 1項商工費 1目商工総務費72万3,000円 2節給料3万2,000円 3節職員手当等60万2,000円 4節共済費8万9,000円。

12ページをお願いいたします。

6目河津バガテル公園管理費48万5,000円11節需用費48万5,000円、施設修繕料でございます。バガテル公園の合併処理浄化槽のプロローが破損により緊急修繕が必要となったための計上となっております。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費858万8,000円2節給料467万9,000円3節職員手当等254万6,000円4節共済費136万3,000円。

2項道路橋梁費1目道路維持費46万7,000円15節工事請負費46万7,000円、町道補修工事46万7,000円でございます。こちらにつきましては、労務単価の上昇に伴います増額となっております。

2目道路新設改良費934万円2節給料△123万2,000円3節職員手当等△145万円4節共済費△39万9,000円。

13ページをお願いいたします。

15節工事請負費874万円。こちらにつきましては、浜笹原地内の道路側溝改修工事に伴うものが24万円、労務単価の上昇分に対しましての増額となっております。また、町道大堰笹原線の改良工事第Ⅱ期工事、こちらが850万円となっております。こちらの工事につきましては、平成29年度の繰り越し工事として実施をしているわけですが、工事の実施に伴いまして、現場条件によりまして、安全管理に費用を要したため、当初の改良延長79メートルの完成が見込めなくなったところがございます。それに伴いまして、施工区間11メートルについて30年度補正対応として計上をさせていただいております。

次に、17節公有財産購入費25万9,000円22節補償、補填及び賠償費342万2,000円。こちらの公有財産購入費と22節の補償につきましては、町道佐ヶ野1号線の改良工事に伴うものでございます。こちらにつきましては、地権者の相続等の手続が終了したことによりまして、用地費及び電柱の移転補償費、立木の補償費等を計上させていただきました。工事費につきましては、詳細設計後の9月の定例会に工事費を補正予算として計上する予定でおります。

次に、3目の橋梁維持費34万円15節工事請負費34万円、橋梁長寿命化の補修工事費といたしまして34万円。こちらにつきましても、労務単価の上昇に伴います増分となっております。

次に、3項河川費1目河川維持費5,000円13節委託料5,000円、水門操作委託料。先ほど歳入のほうでご説明いたしました1基当たりの単価増に伴います支出となっております。県管理分が3カ所、町管理が2カ所ということで5,000円の支出となっております。

次に、8款消防費1項消防費2目非常備消防費269万5,000円8節報償費269万5,000円、消防団員の退職報償金でございます。平成29年度の退団者につきましては、3月末に確定いた

しました9名分の退職報償金となっております。例年6月補正の補正対応とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、9款教育費1項教育総務費2目事務局費104万8,000円2節給料△44万5,000円。

14ページをお願いいたします。

3節職員手当等40万3,000円4節共済費109万円。

4目学校管理費8,000円4節共済費8,000円。

次に、2項の小学校費でございます。

1目東小学校管理費131万2,000円4節共済費38万2,000円、社会保険料でございます。こちらにつきましては、学習支援員の勤務体系の変更に伴います社会保険料の増額となっております。1日の勤務時間が減少となったわけですが、1週間の勤務日数がその分ふえたということで増額となっております。

11節需用費100万円、施設修繕料100万円でございます。こちらにつきましては、東小学校の施設修繕といたしまして、プールの野猿対策の防止ネットの設置に伴います費用として計上をさせていただいております。

次に、3目西小学校管理費36万6,000円4節共済費31万3,000円、社会保険料でございます。こちらにつきましても、学習支援員の勤務体系の変更によります保険料の増となっております。

9節旅費5万3,000円、費用弁償でございます。学習支援員の被用者の居住地の変更に伴います費用弁償が増額となりました。当初は町内在住でございましたが、実際支援員の方が今来られているのは東伊豆町の熱川ということで、その分の費用弁償が増額となっております。

次に、5目南小学校管理費△190万3,000円4節共済費△28万5,000円7節賃金△148万1,000円9節旅費△13万7,000円。こちらの共済費、賃金、旅費につきましては、特別支援学級の対象児童が当初2名を予定しておりましたが、1名となりました。その結果、教諭1名で対応ができるため、当初計上してありました特別支援員の賃金、共済費、費用弁償を全て減額としたものでございます。

それでは15ページをお願いいたします。

2項幼稚園費1目幼稚園費669万円2節給料401万3,000円3節職員手当等167万3,000円4節共済費100万4,000円。

次に、5項社会教育費1目社会教育総務費△102万円2節給料△84万6,000円3節職員手当等△6万2,000円4節共済費△11万2,000円。2目文化財保護費18万4,000円13節委託料18万

4,000円、国指定天然記念物「新町の大神」の樹木調査診断業務委託料となっております。こちらにつきましては、大神の樹勢の衰退が顕著に見られるため、樹木医による現状の診断と対応策についての業務委託料となっております。

次に、3目図書館費15万5,000円14節使用料及び賃借料15万5,000円、図書館システム賃借料でございます。こちらにつきましては、当初予算で計上してございました賃借料の中に保守費用分が漏れていたため、補正対応といたしまして計上をされたものでございます。

それでは16ページをお願いいたします。

6項保健体育費3目学校給食費1万円4節共済費1万円。

以上で説明は終わりとさせていただきます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） すみません、ちょっと確認させていただきたいところがございます、10ページの4款衛生費の1項保健衛生費、4目の環境衛生費なんですけれども、水道会計事業に人件費ということで今ご説明があったんですけれども、本年度は機構改革ということで1人分増やしているのかと思うんですけれども、これが大体この単年度だけなのか、また次年度以降何年ぐらい、多分水道ビジョンの経営計画が完了するまでこの人件費を一般会計から出すのか。その辺のスケジュール等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、議員がご指摘のとおり、計画をつくっている間という考え方がございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

一応、計画をやっている間と。大体予定として大体何年ぐらいの予定で進んでいるんでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 計画につきましては、昨年度アセットマネジメントを計画しまして、今年度は経営戦略と水道ビジョンということで、それに基づきまして、料金改定ま

で考えますと、3年ぐらいを予定している予定でございますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 今、水道温泉課長のほうから話がございました。基本的には大体32年ぐらいを目安に考えております。その辺を目標に予算措置をしていこうということでございます。

○議長（宮崎啓次君） 2番、上村和正君。

○2番（上村和正君） ありがとうございます。

32年ぐらいまで大体人件費を毎年出すという形で、平成32年に一応水道ビジョン経営戦略が確定して、完了した時点で水道料金を上げるという認識でよろしいでしょうか。

了解です。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 1点ちょっとお伺いしたいと思います。

15ページをお開きいただきたいと思いますが、15ページのところの2目に文化財保護費、これが新しく計上されているのかなということで、個人的には大変いいことだろうというふうに思っております。河津町については、国の天然記念物が3つあるわけです。一遍に全部やるということについては、費用との問題とかいろんな絡みのところで出てきますし、また私のほうとしては、過去に神社仏閣なんかの場合について、そこを修繕することによって観光資源にもプラスになったよという事例もあるというような質問をさせていただいた経過がございます。ですので、まずは樹木調査、診断調査ということでありまして、ひとつこれが今回だけでこれで終わりということだと、これからいろんな河津町にとっての財産が、大変申しわけないけれども今まで何もしなかったからああいう姿になっているという部分もございますから、少し早目早目ということと、計画的にいろいろ物事をやっていくということをちょっとご配慮いただいた中で、これをきっかけにやっていただけないかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方について、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今回はたまたま新町の大ソテツの部分でやられています。あと、来宮神社の大楠のなんかの問題があります。それぞれ今まではその都度対応していたということ

で考えております。特に、このソテツについてはいろんなことをやっております。特に、あそこはだんだん周りが高くなって水がたまりやすいということで、ソテツにしてみると高くないと、水はけがよくないと駄目だということで、環境の問題もあるかと思うんですけれども、そんな中で、できるだけ今後も天然記念物を大事にしていきたいという意味でこういう予算を組ませていただきました。それから、この間町政懇談会でも、来宮神社の大楠についても、地区の方から前に一度土をやり変えたことがあるようですけれども、それについても今後検討していただきたいという声があったものですから、それについても今後対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 6番、土屋貴君。

○6番（土屋 貴君） 今、前向きな発言をお伺いしました。ぜひともその方向でお願いしたいと思えます。と申しますのは、やっぱり町史を見ていっても、町が誇れるものというのは町史の中に入れざるを得ないというふうに思っておりますし、その歴史も承知することも町の誇りになるだろうというふうに認識をいたしますので、教育面、文化面ということではなくて、先ほど申し上げましたですけれども、観光面についても大きなプラスになるというふうに認識をしておりますので、ぜひ推し進めていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 7ページの総務費、報償費のところと需用費のところの60周年記念式典についてなんですけど、町長の行政報告の中でもお話がありましたけれども、町政施行の60周年ということで、まだまだ町民の皆さんに全く認識が行き届いていないような状況下なんですけど、今後どういった告知と式典内容で、今のところどんなことをやって盛り上げていこうかなと考えているのかちょっと教えてください。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 主な内容につきましては、行政報告の中で少し述べさせていただいております。特に予算の関係の中で述べさせてもらっております。日程については10月28日ということで基本的な日は決めてございます。今年度はふれあい広場といいますか、それと一緒にバガテル公園でやろうというそういう基本的なことは決めております。

今回の特に補正については、塩田議員が言う告知の面でまだその予算を取っていなかった

もんですから、例えば懸垂幕ですとか車に張るマグネットシートというんですか、そんなものと、あとは郵便局さんと一緒になって記念切手を作ろうということで、半分は郵便局さんで売ってもらうと。こちらであと半分は記念品とかも兼ねて町民の方に使ってもらうような形にしようということで、そんなことを考えております。

式典等内容まだ全体決まっていななんですけれども、一応前回はみますと、表彰的なものを一緒にやられているみたいですのでその辺と、あとはイベント的なものをちょっと考えていきたいなとそんなように思っております。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） ありがとうございます。

せっくなので町民の皆さんみんなで盛り上がり祝いたいなと私も思います。

続いて、同じページのすぐ下の地域づくり推進費の中のコミュニティ事業費補助金、それから地区集会施設修繕事業費補助金。地区要望でということでしたけれども、どういった地区からこの修繕費として上がっているのか報告できるのでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まだ全体的な受付をしていないもんですからあれなんですけれども、今まで上にあります原材料支給という形で公民館の修繕のところについて50万円を上限として制度としてありました。実際のところ、公民館修繕のところは労務費というか原材料だけだとなかなか修繕が大変だということもあったものですから、今年度から要綱を変えまして、労務費も含めた中で50万円を上限にしようという形で要綱の改正をします。

そういう中で、今まで3件分の150万円の公民館修繕費を見ていたわけなんですけれども、実際、最近地区要望等を受けていく中で、公民館の修繕という要望が大分多くあります。そういう中で100万円をプラスして、一応今のところ上限50万円ですから5件分ぐらいを想定して今回予算の補正をさせていただいたと。要綱の改正と同時に、予算も各地区の要望があるもんですから増やさせていただいたと。そういうことで5件分を今回は上げたということでございます。

上のコミュニティ事業補助金につきましては、これは自治宝くじといって宝くじの助成金をもらうものですから、それについての支出の分でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 町長のほうから今説明がありました公民館の補助の関係でござ

ざいます。考え方としましては、町長のほうから50万円の5か所というようなお話がありましたが、これにつきましては最大5か所ということになります。現実には1年間の中で1地区に補助する小規模な修繕事業ということで、対象限度額を50万円としております。そのうちの10分の9を補助するというので、10分の1は地区で出していただくということです。それを越えた分につきましては地区の持ち出しということです。ですから、1地区が仮に2回修繕を出しても、全体で50万円の限度額にいていなければ可能ですし、超えていけばその一部しか出せないということですので、ちょっと細かい分についてはそういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎啓次君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第10、議案第28号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,848万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第28号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

本議案でございますが、提案理由でございますが、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

3款国庫支出金△59万5,000円 2項国庫補助金同額でございます。

5款県支出金△29万7,000円 2項県補助金同額でございます。

6款繰入金△29万7,000円 1項一般会計繰入金同額でございます。

歳入合計△118万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

4款地域支援事業費△154万7,000円 3項包括的支援事業・任意事業同額でございます。

6款基金積立金35万8,000円 1項基金積立金同額でございます。

歳出合計△118万9,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△59万5,000円1節現年度分△59万5,000円、その他地域支援事業交付金でございます。こちらは人事異動に伴う財源の減でございます。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△29万7,000円1節現年度分△29万7,000円、その他地域支援事業交付金でございます。こちらも人事異動に伴う財源の減でございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金5目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）△29万7,000円1節現年度分△29万7,000円、その他地域支援事業繰入金でございます。こちらも人事異動に伴う財源の減でございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

なお、人事異動に伴う説明は省略をさせていただきます。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業1目包括的継続的ケアマネジメント事業費△154万7,000円2節給与△29万4,000円3節職員手当等△110万3,000円4節共済費15万円。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金35万8,000円25節積立金35万8,000円、介護給付費準備基金の積立金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第11、議案第29号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

以下については担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第29号について説明させていただきます。

議案第29号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

収入。

第1款水道事業収益700万円第2項営業外収益同額でございます。

支出。

第1款水道事業費727万7,000円第1項営業費用同額でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額2,657万7,000円を3,267万2,000円に改める。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

次の実施計画は省略させていただきます、4ページからお願いいたします。

平成30年度河津町水道事業予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、節、金額と説明させていただきます。

収入です。

第1款水道事業収益700万円第2項営業外収益同額でございます。

第3目補助金同額でございます。

第1節他会計補助金同額700万円です。これは先ほど一般会計のほうでも説明がありまし  
たとおり、水道事業の将来に向けての計画を踏まえ、水道事業運営強化のための人員増分の  
町補助金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款水道事業費727万7,000円第1項営業費用同額でございます。

第4目総係費同額でございます。

節の説明としましては、全て人事異動に伴う補正でございます。

第1節給料343万円第2節手当168万円第3節賞与引当金繰入額55万7,000円第6節法定福  
利費98万5,000円第7節法定福利引当金11万円第9節退職給与費51万5,000円。

以上でございます。

○議長(宮崎啓次君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(宮崎啓次君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 日程第12、議案第30号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

これについては担当課長より説明いたします。

○議長（宮崎啓次君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは引き続きまして、議案第30号について説明させていただきます。

議案第30号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款温泉事業費111万9,000円第1項営業費用同額でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額877万4,000円を973万4,000円に改める。

平成30年6月5日提出、河津町長、岸重宏。

次の実施計画は省略させていただきます、3ページからお願いいたします。

平成30年度河津町温泉事業予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、節、金額と説明させていただきます。

第1款温泉事業費111万9,000円第1項営業費用同額でございます。

第4目総係費同額でございます。

節の説明につきましては、全て人事異動に伴う補正でございます。

第1節給与26万4,000円第2節手当62万8,000円第3節賞与引当金繰入額12万9,000円第6節法定福利費6万8,000円第7節法定福利引当金1万円の減でございます。9節退職給与費4万円。

以上でございます。

○議長(宮崎啓次君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(宮崎啓次君) 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(宮崎啓次君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第30号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（宮崎啓次君） 日程第13、議員派遣の件について議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（宮崎啓次君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎追加日程の件

○議長（宮崎啓次君） 先ほど、町長から議案第31号、平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入契約について及び議案第32号 平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時08分

○議長（宮崎啓次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 追加日程第1 議案第31号「平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入契約につ

いて。平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1 契約の目的 平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入。

2 契約の方法 指名競争入札による契約。

3 契約金額 22,896,000円。

4 契約の相手方 静岡県沼津市東間門2丁目1番地の5 株式会社 畠山ポンプ製作所  
代表取締役 畠山昭夫 平成30年6月6日提出 河津町長 岸 重宏

詳細については担当課長より説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 行政報告にもありましたように、消防団第3分団ポンプ自動車は、平成8年度の購入から20年以上が経過し、老朽化が著しくなったために更新するものです。購入に際しては、平成30年5月31日に入札を実施し、株式会社畠山ポンプ製作所が落札、6月1日に購入仮契約を締結いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第3条の規定（1千万円以上）により提案するものです。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番、山田 勇君。

○10番（山田 勇君） 消防自動車は特殊な物になると思うが、入札は何社で行ったのかを伺います。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 指名による5社の入札です。

○議長（宮崎啓次君） その他にありませんか。以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結します。

これより議案第31号「平成30年度消防ポンプ自動車（第3分団）購入契約について」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎啓次君） 追加日程第2、議案第32号「平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約について。平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

- 1 契約の目的 平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入。
- 2 契約方法 随意契約。
- 3 契約金額 15,822,000円。
- 4 契約の相手方 静岡県静岡市葵区城東町5番1号 西日本電信電話株式会社 静岡支店 支店長 土井内裕章。平成30年6月6日提出 河津町長 岸 重宏。

詳細については担当課長より説明させます。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入についてですが、本上程案は平成30年6月4日締結の物品購入仮契約に関し、本契約の締結についてお諮りするものです。当初、5社による指名競争入札を予定しておりましたが、4社が辞退したため、随意契約といたしました。現在あります東小学校10台と西小学校11台の教育用パソコンの21台は、平成30年1月31日に5年間の賃貸借期間が終了しました。その為、現在導入しているパソコンはデスクトップ型パソコンで、パソコン教室のみの利用となっておりますが、今回購入のタブレット型パソコンは、東小学校13台・西小学校19台計31台でパソコン教室のみならず、普通教室や屋外での植物などの写真を取り、その後教室で

の調べ学習にも利用ができ、幅広い活用が見込まれています。以上です。

○議長（宮崎啓次君） 説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） 今回タブレット型パソコンを購入するということですが、契約金額には保守の代金も入っているんですか。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 保守は入っていません。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） この台数のパソコンはどのくらいの頻度で利用するのですか。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 学年別に利用しますので、毎日利用します。

○議長（宮崎啓次君） 5番、小林和子君。

○5番（小林和子君） このパソコンはどの様に利用するのですか。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 各学校に設置した電子黒板と連動して使用します。

○議長（宮崎啓次君） 1番、遠藤嘉規君。

○1番（遠藤嘉規君） パソコンが31台でこの金額であると電卓をたたくと1台あたり510,387円となり、かなり高額な物であると思うが、どういう理由があるのか分かりますか。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 学習教材としてのソフトウェアをそれぞれのパソコンに1年生から6年生まで学習要領に対応したソフトが入っているので高くなっています。

○議長（宮崎啓次君） 10番、山田勇君。

○10番（山田 勇君） 細かい話であるけれども、教育委員会事務局長が話をした32台で計算すると1台あたり49万4,000円ほどになり、先ほど遠藤議員が話したのと違っているが、どちらが正しいのか。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 説明に誤りがあり、東小学校が13台、西小学校が19台計31台と説明しましたが、正式には東小学校13台、西小学校18台の計31台で、台数の誤りで

す。

○議長（宮崎啓次君） 3番、塩田正治君。

○3番（塩田正治君） このような金額の物がなぜ随意契約となったのか、その辺の理由が分かればお話いただきたいのですが。

○議長（宮崎啓次君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 平成29年度において、東小学校と西小学校からの要望を聞き、設計に反映いたしました。その中で、機種は問わないとしていましたが、5社中4社が辞退したため、指名競争入札が行えませんでしたので、随意契約を行ったものです。

○議長（宮崎啓次君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 業者選定に当たっては5社を選定し指名競争入札としましたが、入札前日までに4社が辞退。通常であれば業者を替え再入札になるところですが、詳しい事実関係は分からないが推測として、教育委員会では2学期の9月からのパソコンの導入を目指した結果、再入札となると時間を要し当初の導入計画に間に合わなくなるため、たぶん予定価格を定めて見積りを徴し地方自治法第167条の2による随意契約とした経緯ではないでしょうか。事務局長そうでしょうか。

○議長（宮崎啓次君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 業者選定については、5社を選定し指名競争入札としましたが、入札の前日までに4社が辞退をしたということで、1社の見積りにより予定価格内であったものですから、随意契約としたということです。

○議長（宮崎啓次君） 先ほどの「たぶん」では、はっきりしないので、答弁の内容でよいのかははっきりとしてもらいたい。

町長。

○町長（岸 重宏君） 私が答弁したとおり5社の指名競争入札としたが、4社が辞退したため、1社の見積りにより予定価格以内であったため随意契約としました。

○議長（宮崎啓次君） 塩田議員よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

質疑なき模様です。以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号「平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約に

ついて」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（宮崎啓次君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

会期はまだ残っておりますが、会議規則第七条の規定により、本日これをもって平成30年河津町議会第2回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮崎啓次君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会する事に決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年河津町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

平成30年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第1号	平成29年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について	30. 6. 6	
同意第2号	固定資産評価員の選任について	〃	同意 飯田吉光
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条例について)	〃	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度河津町一般会計補正予算(第10号))	〃	〃
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第4号))	〃	〃
議案第25号	河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第26号	静岡県市町総合事務組合理約の変更について	〃	〃
議案第27号	平成30年度河津町一般会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第28号	平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第29号	平成30年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第30号	平成30年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	30. 6. 6	原案可決
	議員派遣の件	〃	
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	
議案第31号	平成30年度消防ポンプ自動車(第3分団)購入契約について	〃	原案可決
議案第32号	平成30年度河津町立東小学校・西小学校教育用パソコン購入契約について	〃	〃